

# 官報

號外 昭和九年三月十四日

## ○第六十五回 衆議院議事速記録第二十二號

昭和九年三月十三日(火曜日)

午後一時十五分開議

議事日程 第二十一號

昭和九年三月十三日

午後一時開議

質問

一 満洲政策ニ關スル質問(丸山浪彌君提出)

二 鐵道運賃引下ニ關スル質問(藤井啓一君提出)

三 金錢債務臨時調定法ニ關スル質問(山村豊次郎君提出)

四 坂上田村麿武功顯彰ニ關スル質問(中野種一郎君提出)

五 軍民一致ニ關スル質問(宮脇吉君提出)

六 不動産擔保貸付利息引下並金融機關監督權行使ニ關スル質問(松田正一君提出)

七 取引所現行制度ノ改善ニ關スル質問(野中徹也君提出)

八 政府カ横濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收セシメタル件ニ關スル質問(山道襄一君外一名提出)

第一回 行政執行法中改正法律案(一)

第一 輸出生絲販賣統制法案(政府提出)

第二 河川法中改正法律案(政府提出)

第三 計理士法中改正法律案(世耕弘一君外二名提出)

第四 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(栗原彥三郎君外十二名提出)

第五 百貨店法案(野田文一郎君外二名提出)

第六 大正十五年法律第二十四號中改正法律案(地方稅ニ關スル件)(野田文一郎君外二名提出)

第七 司法代書人法中改正法律案(立川平君外二名提出)

第八 司法代書人法中改正法律案(野田文一郎君提出)

第九 司法代書人法中改正法律案(斯波貞吉君外二名提出)

第十 鄉又ハ町村祿高ニ對スル公債證書給與ニ關スル法律案(寺田市正君外四名提出)

第十一 行政執行法中改正法律案(一)

第十四 建築士法案(星島二郎君外三名提出)

第十五 建築士法案(多田満長君外三名提出)

第十六 史蹟名勝天然紀念物保存法中改正法律案(天辰正守君外二名提出)

第十七 農業保險法案(高田耘平君外五名提出)

第十八 簡易森林火災保險法案(小山邦太郎君外十七名提出)

第十九 漁船保險法案(工藤鐵男君外三名提出)

第二十 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外十三名提出)

第二十一 刑法中改正法律案(作田高太郎君外十三名提出)

第二十二 借地借家調停法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出)

第二十三 小作調停法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出)

第二十四 民事訴訟法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出)

第二十五 審密法中改正法律案(牧野賤男君外十三名提出)

第二十六 產業組合法中改正法律案(風見章君提出)

第二十七 百貨店ノ小賣制限ニ關スル法律案(真鍋儀十君外三名提出)

第二十八 水利組合法中改正法律案(熊谷五右衛門君提出)

第二十九 北海道土功組合法中改正法律案(林路一君外十三名提出)

第三十 所得稅法中改正法律案(大口喜六君外二名提出)

第三十一 漁業法中改正法律案(烟七右衛門君外二名提出)

第三十二 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案(江藤源九郎君提出)

第三十三 關稅定率法中改正法律案(荒川五郎君外十七名提出)

第三十四 私生子ノ名稱ニ關スル法律案(一松定吉君外三名提出)

第三十五 盲人保護法案(風見章君提出)

第三十六 金錢債務臨時調停法中改正法律案(山本芳治君外二名提出)

第三十七 金錢債務臨時調停法中改正法律案(野村嘉六君外四名提出)

明治二十一年三月三十一日  
第三種郵便物認可

第三十八 度量衡法中改正法律案（荒川五郎君外十五名提出） 第一讀會

第三十九 度量衡法中改正法律案（東武君外六名提出） 第一讀會

第四十 國立公園法中改正法律案（東林鑄君外一名提出） 第一讀會

第四十一 森林法中改正法律案（小林鑄君外一名提出） 第一讀會

第四十二 競馬法中改正法律案（本田義成君外九名提出） 第一讀會

第四十三 蘿處理法案（助川啓四郎君外二十名提出） 第一讀會

第四十四 司法保護法案（小林鑄君外六名提出） 第一讀會

第四十五 衛生組合法案（中井一夫君外五名提出） 第一讀會

第四十六 衛生組合法案（野田文一郎君提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第四十七 衛生組合法案（福田闢次郎君外二名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第四十八 傳染病豫防法中改正法律案（中井一夫君外五名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第四十九 傳染病豫防法中改正法律案（野田文一郎君提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第五十 傳染病豫防法中改正法律案（横濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收

（福田闢次郎君外二名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

（以上三月十三日受領）

第五十一 營業収益稅法中改正法律案（小林鑄君外二名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第五十二 產師法案（山道襄一君外三名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第五十三 產師法案（土屋清三郎君外三名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第五十四 產師法案（野方次郎君外三名提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

第五十五 決議案（南滿洲鐵道株式會社改造ノ件）（小池四郎君提出）

○議長（秋田清君） 諸般ノ報告ヲ致サセマス（書記官朗讀）

一議員ノ異動左ノ如シ

大阪府第五區選出議員喜多孝治君死去セラレタリ

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

臨時米穀移入調節法案

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

不動産擔保貸付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

農山村民好景氣時物價騰貴時代ニ於テ不動産ヲ買求メ其ノ不動産ヲ擔保トシテ

價格下落ニ依リ遂ニ其ノ年賦金辨済ヲ不能ナラシムルニ至レリ政府ハ自作農維持及創設資金ヲ以テ買入セル者ニ對シテハ此ノ點ニ付既ニ相當ノ救濟ヲ爲シ居ルニ拘ラス之ヲ其ノ他ニ及ホササルハ頗ル不

公平ニシテ且農山村負債整理ニ付其ノ政

策不徹底ナリト言ハサルヲ得ス是等ニ對

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員松田正一君提出不動産擔保

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員松田正一君提出不動産擔保

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員山道襄一君外二名提出政府カ

セシメタル件ニ關スル質問ニ對スル答辯書（以上三月十三日受領）

不動産擔保貸付利息引下並金融機關監督權行使ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和九年三月一日 提出者 松田 正一

不動産擔保貸付利息引下並金融機關監督權行使ニ關スル質問主意書

一 不動産擔保貸付利息引下並金融機關監督權行使ニ關スル質問主意書

現下ノ農山村民不況ハ今更言フ迄モナク

政府モ亦種種政策ヲ樹立シテ其ノ救濟ヲ計リツツアルモ遺憾ナカラ其ノ實情ニ副

ハサルモノ多シシテ本員ハ金利引下等ニ付テ政府ニ更ニ一段ノ考慮ヲ煩シ度本質

問ヲ爲サムトスル所以ナリ

農山村民好景氣時物價騰貴時代ニ於テ

不動産ヲ買求メ其ノ不動産ヲ擔保トシテ

價格下落ニ依リ遂ニ其ノ年賦金辨済ヲ不

能ナラシムルニ至レリ政府ハ自作農維持及創設資金ヲ以テ買入セル者ニ對シテハ

此ノ點ニ付既ニ相當ノ救濟ヲ爲シ居ルニ拘ラス之ヲ其ノ他ニ及ホササルハ頗ル不

公平ニシテ且農山村負債整理ニ付其ノ政

策不徹底ナリト言ハサルヲ得ス是等ニ對

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員松田正一君提出不動産擔保

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

（別紙）

衆議院議員松田正一君提出不動産擔保

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

ス政府ノ所見果シテ如何 ル件

二 金融機關ニ對スル監督權行使ニ關ス

大藏省ノ許可認可ヲ受ケ營業スル金融業者即チ銀行其ノ他會社ニシテ往往支拂停止ヲ爲シ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ多數ノ關係者ニ損害ヲ及ボシ之カ爲ニ庶民金融ヲ著シク梗塞セシメタル事例尠カラズ是レ

政府カ金融機關ニ對スル監督權行使ノ怠慢ノ結果ニアラスヤ又偶其ノ監督ニ出張スルヤ始ヨリ刑事被害事件ヲ搜査檢舉スルカ如キ態度ニ出テ金融機關ニ對スル社會的信用ヲ毀損セシメ爲ニ支拂停止又ハ破產ヲ誘發スル事例尠シトセス政府ハ將來嚴重綿密且親切ナル監督ヲ實行シ金融機關ノ整備ヲ期スヘキモノナリト信ス政府ノ所見如何

右及質問候也

昭和九年三月十三日 内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議員松田正一君提出不動産擔保

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員松田正一君提出不動産擔保

付利息引下並金融機關監督權行使ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

爲ニハ之ニ低利潤澤ナル資金ヲ供給スルノ必要ヲ認メ各種低利資金ヲ産業組合、耕地整理組合、森林組合、畜産組合、漁業組合其ノ他ノ各種機關ニモ融通シ又不動産融資及損失補償法並産業組合中央金庫特別融通及損失補償法ヲ施行シテ金融梗塞ノ打開ヲ圖リ以テ直接又ハ間接ニ農山村債務者ノ負擔輕減ニ資スヘク努力シ來レリ殊ニ昭和七年十月施行ニ係ル金錢債務臨時調停法ハ不況時ニ際會シタル誠實ナル小額債務者ノ更生ニ付著々見ルヘキ效果ヲ示シツツアルノミナラス昨年八月ニハ農村負債整理組合法ヲ施行シ差當リ之ニ要スル低利資金二千萬圓ノ割當ヲ了シ著者ノ更生ニ付著々見ルヘキ效果ヲ示シツツアルノミナラス昨年八月ニハ農村負債整理組合法ヲ施行シ差當リ之ニ要スル低利資金二千萬圓ノ割當ヲ了シ著者ノ更生ニ付著々見ルヘキ效果ヲ示シツツアルノミナラス昨年八月ニハ農村負債整理組合法ヲ施行シ差當リ之ニ要スル低利資金二千萬圓ノ割當ヲ了シ著者ノ更生ニ付著々見ルヘキ效果ヲ示シツツアルノミナラス昨年八月ニハ農村

又勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ニ付テハ政府ハ最近金融界ノ情勢竝是等各行ノ使命ニ鑑ミ昨年上期以來毎期其ノ認可最高貸付利率ヲ引下ケ債務者ノ負擔輕減ヲ圖リ來リシカ是等各行自ラモ極力債券資金原價ノ低下ニ努メシタルカ如キ事例ハ未タ嘗テ存セサル所ナルノミナラス検査執行ニ當リテハ綿密周到ヲ期スルト共ニ懇切ノ態度ヲ以テ之ニ當ラシムルコト政府從來ヨリノ方針トスル所ナリ  
右及答辯候

昭和九年三月十三日

大藏大臣 高橋 是清

政府カ横濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收セシメタル件ニ關スル質問主

右成規ニ據リ提出候也  
昭和九年三月一日

提出者 山道 裏一 外一名

問主意書

横濱正金銀行ノ弗賣ニ依ル損害補填ニ關シ過日本員カ豫算總會及同分科會ニ於テ質問シタルニ對シ政府ハ祕密會ニ於テスラ之ヲ説明スルコト能ハスト爲シ答辯ヲ峻拒シ以テ議員ノ豫算審議權ヲ放棄スルノ已ムヲ得サルニ至ラシタルハ議會政治ヲ冒瀆スルモノニシテ吾吾ノ甚々遺憾シタル所ナリ然ルニ二月十六日ノ新聞ノ報道ニ依レハ現内閣ハ露國政府ヨリノ預り金五千萬圓ヲ時效消滅シタルモノトシテ之ヲ横濱正金銀行ニ沒收セシメタリ一面ニ於テ我カ國民カ歐洲大戰ノ前後ニ互リ露國ニ賣却シタル軍需品賣却代金ニ付テハ露國カ之ヲ支拂ハサル爲政府カ露國ニ肩代リシテ正金銀行ヲシテ引受ケシメタル臨時國庫證券五千萬圓ヲ昭和七年度中ニ五分利公債ニ書替ヘ之ヲ二千萬圓ニ減額交付シタルモノノ如シ

右ハ正金銀行ノ弗賣ニ依ル損害補填ニ重大ナル關係アリ不法ナリト認ム政府ノ所見如何

右及質問候

昭和九年三月十三日

大藏大臣 高橋 是清

政府カ横濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收セシメタル件ニ關スル質問主

二、横濱正金銀行ヨリ借入レタル臨時國庫證券整理借入金ト横濱正金銀行ノ舊露國政府預金トハ法律上ヨリ見ルトキハ全然別個ノ關係ニシテ兩者間ニ不可

ス

二、横濱正金銀行ヨリ借入レタル臨時國庫證券整理借入金ト横濱正金銀行ノ舊露國政府預金トハ法律上ヨリ見ルトキハ全然別個ノ關係ニシテ兩者間ニ不可

昭和九年三月十三日

内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

横濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收セシメタル件ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員山道裏一君外一名提出政府カ横濱正金銀行ヲシテ舊露國ノ預金ヲ沒收セシメタル件ニ關スル質問ニ對スル答辯書

横濱正金銀行ノ露國政府預金ノ處分竝ニ政府ノ臨時國庫證券整理借入金ノ處理ニ關スル顧末ニ付テハ既ニ衆議院ノ決算委員會ニ於テ詳細説明セル所ナルガ  
一、正金銀行ノ弗統制賣ノ跡始末ニ付テハ一部ハ正貨ノ海外現送ヲ許シタルガ正貨ノ流出ハ成ル可ク小額ニ止ムルヲ適當ト認メ正金銀行ヲシテ自ラ必要ナル爲替ノ出合ヲ付クル等適宜ノ手段ヲ講ゼシメタリ然レドモ其ノ處理ノ内容ハ銀行ノ營業上ノ祕密ニ屬スルノミナラズ正金銀行ノ對外信用延テハ本邦對外信用ニモ關係スル所アルヲ以テ之ヲ公ニ爲サザルコト國家ノ利益ナリト信

分ノ關係アルモノニ非ス從テ横濱正金

銀行カ露國政府ニ對スル債務ヲ免レタ

リトスルモ日本政府ノ横濱正金銀行ニ

對スル債務ハ當然消滅スルモノニハ非

尤モ兩者ハ沿革上密接ナル關係アルヲ

以テ正金銀行カ露國政府ニ對シ預金ノ

拂戻ヲ爲ス見込無キニ至リタルニ當リ

政府トシテハ此ノ機會ニ於テ出來得ル

限リ有利ナル條件ヲ以テ該借入金ノ處

理ヲ爲シタルモノトス而シテ本借換ニ

依リ政府ハ期限ノ到來セル借入金ヲ長

期ノ公債ニ借換ヘ而モ其ノ債務額ヲ著

シタ減少シ以テ國庫ノ負擔ノ輕減ヲ實

現シタルモノニシテ公債政策上適當ナ

ル措置ナリト信ス

右及答辯候也

昭和九年三月十三日  
大藏大臣 高橋 是清

[左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲  
效ニ掲載ス]

一政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員林路一君提出交通事故防止ニ

關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員鷲澤與四二君提出日英會商ニ

關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員増田金作君提出蠶絲業ニ關ス

ル質問ニ對スル答辯書

(以上三月十三日受領)

交通事故防止ニ關スル質問主意書  
右成規ニ據リ提出候也  
昭和九年二月二十二日  
提出者 林 路一

交通事故防止ニ關スル質問主意書  
切箇所ニ於テ其ノ甚シキヲ見ル之ヲ未然  
ニ防止スルノ途ハ警察取締ノ勵行ニ待ツ

ヘシト雖公私鐵道、軌道ノ踏切箇所ニ付  
ナラシムルハ最急務ナリト認ム政府ノ所

チハ自動遮斷機又ハ其ノ他ノ設備ヲ完全  
備ニ依リ事故防止ニ努ムルト共ニ自動

車業者及關係官公衙ト協力シ自動車運  
轉手ノ踏切箇所ニ於ケル一旦停車ヲ勵  
行セシムル様努力シツツアリ

三、地方鐵道、軌道ニ於テモ踏切箇所ノ  
交通頻繁トナルニ伴ヒ自發的ニ踏切設

備ノ改善ニ努メツツアリ、之等ハ當該  
規程ニ據ルノ外國有鐵道ノ設備ニ準ジ  
施設セルモノナルガ尙監督上未ダ設備

ノ不十分ナルモノ又ハ新ニ施設ノ必要  
アリト認メラルモノアル場合ニ於テ

ハ或ハ命令シ或ハ懲懲シテ之ガ設備ノ  
改善ヲ期シツツアリ

右及答辯候也

昭和九年三月十三日  
内閣總理大臣 子爵齋藤 實

衆議院議長秋田清殿

衆議院議員林路一君提出交通事故防止ニ  
(別紙)

衆議院議員秋田清殿

關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員秋田清殿

關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員秋田清殿

事故ハ大部分自動車ト鐵道、軌道上ヲ  
走行スル車輛トノ衝突、接觸ニヨリ惹

起サルモノナリ、而シテ踏切事故ノ

根本的防止策ハ平面交叉ヲ立體交叉ニ

改築スルニアルモ之ニハ多額ノ經費ヲ  
要スルヲ以テ全般的急施ハ容易ナラザ  
ルニヨリ重要ナルモノヨリ漸次之ガ改

善ヲ期シツツアリ

二、國有鐵道ニ於テハ交通頻繁ナル踏切  
箇所ニ對シ出來得ル限り看手ヲ配置  
シ、又ハ警報機ヲ設置スル等設備ノ改  
善ニ依リ事故防止ニ努ムルト共ニ自動

車業者及關係官公衙ト協力シ自動車運  
轉手ノ踏切箇所ニ於ケル一旦停車ヲ勵  
行セシムル様努力シツツアリ

三、地方鐵道、軌道ニ於テモ踏切箇所ノ  
交通頻繁トナルニ伴ヒ自發的ニ踏切設

備ノ改善ニ努メツツアリ、之等ハ當該  
規程ニ據ルノ外國有鐵道ノ設備ニ準ジ  
施設セルモノナルガ尙監督上未ダ設備

ノ不十分ナルモノ又ハ新ニ施設ノ必要  
アリト認メラルモノアル場合ニ於テ

ハ或ハ命令シ或ハ懲懲シテ之ガ設備ノ  
改善ヲ期シツツアリ

右及答辯候也

一我カ國ノ民間綿業代表者ハ日本出發前  
第三國市場問題ヲ除外スルコトヲ前提  
トシテ會議ニ臨ミタルノ理由ニ依リ若  
英國綿業代表者カ前項ノ要求ヲ撤回セ  
チルニ於テハ三月七日カ或ハ其ノ以前  
ニ倫敦ヲ引上ケ歸國スヘキヲ決シタリ  
トノ報道アリ事實如何

一右ニ對シ日本政府ハ此ノ儘民間協議會  
ヲ繼續スルニ於テハ日英會商ノ決裂ヲ  
見ルハ當然ナルニ鑑ミ民間協議會ヲ打  
切り日英兩政府間ノ外交交渉ニ移スノ

方針ナリトノ報道アリ其ノ真相如何

一日印シムラ會議ニ於ケル帝國政府ノ採

サル點ニ付テハ當初ノ方針ノ貫徹ヲ期  
スル決心アリヤ如何

一日日本政府ハ第三國ヲ會商内ニ含マシメ  
サル點ニ付テハ當初ノ方針ノ貫徹ヲ期  
スル影響ノ有無及其ノ程度

一日日本政府ハ第三國ヲ會商内ニ含マシメ  
サル點ニ付テハ當初ノ方針ノ貫徹ヲ期  
スル決心アリヤ如何

右及質問候也

一、大體ニ於テ本質問ノ如キ事實アリ  
二、昨年四月ヨリ八月ニ至ル日英政府間  
交渉ノ際我方當業者ノ意向トシテ第三  
國市場ノ除外サルヘキモノナル旨表明  
シ居レリ

三、倫敦引上ダニ關スル部分ヲ除イテハ  
大體本問ト類似ノ報道ニ接セリ

四、本件民間協議會目下進行中ナルニ付  
政府トシテハ其ノ經緯注視中ナリ

五、日印會議ハ政府間ノ會商ニシテ今回  
ノ日英會商ハ純然タル民間會商ナルヲ  
以テ其ノ間直接ノ影響アルモノト思惟  
セズ

六、目下民間會商進行中ナルヲ以テ政府  
トシテ本問ニ答フベキ限ニ非ス  
右及答辯候

昭和九年三月十三日

外務大臣 廣田 弘毅  
商工大臣 松本 熊治

蠶絲業ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和九年二月十三日

提出者 増田 金作

蠶絲業ニ關スル質問主意書

一 蠶絲業ニ關スル政府ノ根本方策ヲ伺

ヒ度イ勿論歴代ノ内閣ガ其ノ對策ニ苦  
心セラレテ居ルコトハ承知シテ居ルガ  
皆何レモ核心ヲ掘ンデ居ナイ就中最近  
人絹ノ異常ナル發展ノ爲苦境ニ陥リ此  
ノ儘ニ推移センカ生絲ハ表運ヲ辿ル外

三、倫敦引上ダニ關スル部分ヲ除イテハ  
大體本問ト類似ノ報道ニ接セリ

四、本件民間協議會目下進行中ナルニ付  
政府トシテハ其ノ經緯注視中ナリ

五、日印會議ハ政府間ノ會商ニシテ今回  
ノ日英會商ハ純然タル民間會商ナルヲ  
以テ其ノ間直接ノ影響アルモノト思惟  
セズ

六、目下民間會商進行中ナルヲ以テ政府  
トシテ本問ニ答フベキ限ニ非ス  
右及答辯候

昭和九年三月十三日

外務大臣 廣田 弘毅  
商工大臣 松本 熊治

蠶絲業ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和九年二月十三日

提出者 増田 金作

蠶絲業ニ關スル質問主意書

一 蠶絲業ニ關スル政府ノ根本方策ヲ伺

ヒ度イ勿論歴代ノ内閣ガ其ノ對策ニ苦  
心セラレテ居ルコトハ承知シテ居ルガ  
皆何レモ核心ヲ掘ンデ居ナイ就中最近  
人絹ノ異常ナル發展ノ爲苦境ニ陥リ此  
ノ儘ニ推移センカ生絲ハ表運ヲ辿ル外

アリシヤ今日迄ノ結果ヲ報告セラレタ  
イト同時ニ將來ノ見込ヲ承リタイ

四 新用途發見、需要増進、販路擴張及  
助ノミニ賴ルノデハ誠ニ心細イ依テ政  
府ハ須ラク根本の方策ヲ樹テ之ニ臨  
マナケレバイケナイト思フガ政府ノ所  
見如何併セテ其ノ方策ヲ示サレタイ  
二 今日ノ所輸出生絲ノ九割三分ヘ米國  
向デアル故ニ米國ノ景氣ニシテ變更ス  
レバ其ノ度毎ニ生絲ノ市價ハ騰落ヲ免  
レス絲價ノ安定ハ一ニ係リテ米國ニア  
リト云フ有様デアル承レバ政府ハ此ノ  
點ニ大ニ覺醒シ米國以外ニ販路ヲ擴張  
セント努メツアリト云フガ其ノ舉ゲ  
ラル所ノ諸外國即チ南米、南洋、濠  
洲、印度、爪哇等ニ於ケル販路開拓ノ  
餘地如何顧フニ此等ノ國ニ對シ政府ハ  
多大ノ期待ヲ有シテ居ルガ如クニ窺ヘ  
ルルモ生絲ガ元來贅澤品ト言ハザル迄  
モ慥ニ人絹ヤ木綿ニ對シ優良ナル品デ  
アルヲ以テ前記ノ地方ニ販路ヲ求メ  
ントスルモ果シテ豫期ノ效果ヲ擧ゲ得  
ルカ頗ル疑問ニ屬スト思ハレル販路開  
拓其ノモハ誠ニ結構デアリ努力セザ  
ルベカラザルコトナルガ政府ノ見込如  
何ヲ承リタイト同時ニ諸外國ノ生絲消  
費統計ヲ示サレタイ

三 生絲ノ新用途發見ノ爲即チ内外國ニ  
於ケル需要増進ノ爲ニ政府ハ前年來諸  
種ノ調査研究ヲ試ミツツアルガ如シ其  
ノ成績ノ見ルベキモノ見込ノアルモノ  
シテアリシヤ今日迄ノ結果ヲ報告セラレタ  
イト同時ニ將來ノ見込ヲ承リタイ

五 若シ夫レ生産制限ヲ爲ストセバ如何  
ナル方法ヲ以テ實行セントスルノカ顧  
考慮ヲ拂ハズシテ便々今日ニ至リシト  
ハ考ヘラレヌ恐ラク幾多ノ腹案ヲ持ツ  
テ居ルコトデアラウ御教示ヲ下サレバ  
吾々モ共ニ研究シ此ノ唯一ノ產業ニ付  
確固タル策ノ發見ニ努メン故ニ先づ生  
產制限ヲ必要トル場合生産制限ニ關  
シ今日考ヘテ居ル點ヲ示サレタシ

六 敷年前迄ハ人絹ガ斯タ迄生絲ヲ壓迫  
スペシトヘ考ヘテ居ラズ否當業者ノ一  
部ニハ人絹ノ發展ハ却テ天然生絲ノ需  
要ヲ增進スペシトサヘ云フタ者ガアッ  
タ併シ今日生絲問題ニ付人絹ヲ無視ス  
ルコトノ出來ナイコトハ何人モ異論ナ  
キ所デアル一體人絹ニ對スル生絲價格  
ノ維持ノ程度如何或ハ人絹ニ對シ生絲  
又其ハ左様ニシナケレバナラヌ當然ノ  
コトデアルガ今日吾々ノ見ル所デハ米  
國ノコトハ別トルモ遽ニ新消費國ヲ  
見出スコトハ一寸困難ト思ヘル——見  
出シ得レバ至極幸ナルガ——其ノ場合  
現在ノ如ク生絲ノ生産方面ノコトヲ自  
然ノ儘ニ放任シ偏ニ增産改良ノコトノ  
ミニ力ヲ致ストキハ甚ダ不都合ナル結  
果ヲ將來スト思ヒ誠ニ懸念ニ堪ヘナ  
ミニ力ヲ致ストキハ甚ダ不都合ナル結  
果ハ生絲ノ生産高ヲ見ルニ昭和  
元年ニハ二億千九百餘萬封度ナリシモ  
同七年ニハ四億九千八百餘萬封度ニ上  
リ價格ハ低落セルモ其ノ生産量及消費  
量ハ激増シテ居ル其ノ間ニ於テ我國  
ノ人絹業ハ昭和六年ニハ四千七百餘萬  
封度ニハ遂ニ世界第二位トナツタト傳  
ヘラレテ居ルヲ以テ見レバ生絲對策ト  
シテノ人絹工業ヲモ考慮ノ内ニ容レザ  
ルヲ得ナイト思フガ政府ノ所見如何  
八 對人絹策トシテ政府ハ生絲ノ生産費  
低下ヲ計リ居ル様ナルガ元來生絲ノ生  
產費低下ヲ計ルト云フモ價格變動ノ度

合ニ對シテハ眞ニ九牛ノ一毛ニ過ギズ例

ヘバ生絲生産費百斤五百圓トシ其ノ一

割ヲ低下シ得タトシテモ五十圓ニ過ギ

ズ然ルニ市價ハ昨年ニ於テモ千圓ニ上

ルカト見レバ四百圓ニ下ルト云フ有様

デアル生産費ノ低下ヲ計ルコト固ヨリ

大切ナルモ右ノ如キ騰落激變ノ商品ナ

レバ政府ガ其ノ爲ニ力ヲ入レテモ結果

ヨリ見レバ誠ニツマラヌ様ニモ考ヘラ

ルルガ其ハ暫ク措キ先づ生産費低下ノ

方法及程度ニ付説明ヲ得タイ

九 元來繭ノ相場ハ其ノ生産費ヲ基準ト

シテ定マルモノニアラズ當時ノ生絲相

場ヲ基準トシテ定マルモノデアル故ニ

動モスレバ養蠶家ノ經營ハ著シク投機

的要素ニ支配サレ春蠶ガ好況ナレバ金

肥ヲ増加シ夏秋蠶ヲ增産シ其ノ爲ニ反

對ニ打擊ヲ蒙ル又輸出ガ増進スレバ之

ニ從テ繭ノ増産トナルト云フ有様デア

ル統計ニ依ルモ昭和七年下半期ハ生絲

價格上騰シタル爲ニ八年度ハ前年度ヨ

リモ春蠶ハ八分餘夏秋蠶ハ一割餘ノ增

産トナリ爲ニ八年度ノ絲價ノ暴落ノ一

因トナシテ居ルデハナイカ此等ヲ見テ

モドウシテモ輸出生絲ノ數量價格換言

スレバ生絲ノ販賣統制ヲ主眼トシテ蠶

絲問題全般ニ涉リ國策ヲ樹立スベキモ

ノニアラザルカ如何

十 更ニ蠶絲業ノ統制策トシテハ生産ヨ

リ流通過程ニ亘ル一贯セル施設ニ依リ

テ完全ヲ期シ得ベシ即チ桑園、蠶種、

養蠶、繭取引、製絲工場設備、製絲金

融及生絲販賣ニ及ブ全面的統制ヲ以テ

完キヲ得ルノデ單ニ販賣統制ノミヲ以

テシテハ蠶絲問題ハ徹底的ニ解決シ得

ズト思フ政府ハ販賣統制以外ノ此等ノ

點ニ付如何ニ調査ヲ進メツツアリヤ

十一 桑園ニ就テ見ルニ現在桑園約六十

八萬三千餘町歩ニシテ内改善ヲ要スル

モノ十四萬三千町歩廢止スペキモノ九

萬町歩合計二十三萬餘町歩ニ達ス而シ

テ政府ハ時局匡救事業ノ一トシテ此等

桑園整理ノ爲

イ 七年度豫算三百七十五萬圓

内譯

改植費 二百二十五萬圓

整理費 一百五十萬圓

一萬五千町步

ロ 八年度豫算二百五十五萬圓

改植費 百五十一萬三千餘圓

整理費 一萬町步

ハ 九年度豫算七十五萬五千圓

改植費 六十萬圓

整理費 九十八萬六千餘圓

ハ 九年度豫算七十五萬五千圓

改植費 四千町步

整理費 十五萬五千圓

ハ 九百五十町步

ノ計畫ヲ以テ著手シ七年度ノ如キ略豫

十二 従來平均產繭額九千萬貫ヲ生產ス

ル所要桑園桑葉數量幾許ヲ見込タルカ

前項ノ如ク政府ハ桑園改良ノ爲七年度

二百二十五萬圓八年度百五十一萬圓九

年度六十萬圓ノ經費ヲ投ジテ居ルガ其

ノ結果改良セラルトキハ桑葉ノ收穫

ハ増大シ延テハ桑園ヲ又々整理減反ス

ル必要ガ起シテ來ルト云フ矛盾ガ生ズ

ルノデハナイカ政府ノ所見如何

十三 學者ノ說ニ依レバ最近十箇年ノ平

均產繭數量九千萬貫ヲ維持スル爲ニハ

桑園反當收葉量三百貫トスレバ四十五

萬町歩ニテ十分ナリト政府ノ見込如何

若シ此ノ說ノ如クナレバ改植計畫遂行

後ハ六十萬町歩トナル故ニ十五萬町歩

ハ忽チ過剩トナリ再び減反ヲ爲サザル

ベカラズト思料ス故ニ桑園改植費豫算

ハ寧ロ之ヲ整理費トナシ整理シタル桑

園ヲ他農作物ノ栽培ニ轉向セシムルヲ

得策ト考ヘラレル一例ヲ示セバ群馬縣

ニ於テハ桑園ヲ整理シ之ニ依リ生ジタ

ル畑ニ他農作物ノ作付ヲ爲シ縣内不足

米三十萬石ヲ填補セントスル計畫ヲ樹

テタリ故ニ改植費豫算ハ之ヲ整理費ニ振

リ替ヘルヲ得策ト考フ政府ノ所見如何

十四 製絲業ニ就テ政府ハ大工場主義ヲ

採ルカ小工場主義ヲ採ルカ又企業單位ヲ採ルカ工場單位ヲ採ルカ

十五 製絲業ニ關スル統制トシテハ昭和七年製絲業法ガ發布サレタ同法ハ所謂

製絲工業ノ免許制度ナルガ積極的統制

策トシテノ現實的意義ニ乏シト思ハル

ルモ政府ハ之ガ改正ヲ爲ス意思アリヤ

現行法ノ如クナレバ積極的統制ハ全ク

不可能ト思ハル何トナレバ免許制度ヲ

採ル以上斯業經營ノ基礎ヲ確立スルト

同時ニ弱小製絲ノ獨立ノ弊ヲ矯メナケ

レバナラヌ彼ノ弱小製絲ハ生絲品質ノ

向上統一ヲ妨げ機ニ臨ミ生絲ノ投資ヲ

行ヒ不自然ナル絲價ノ變動ヲ誘ヒ又製

絲工業統制ノ必要ヲ生ジタル場合ニ支

障ヲ生ジ易イ即チ一朝生絲ノ恐慌時ニ

於テハ生産物ノ量的制限若ヘ價格維持

ノ目的ノ爲ニ統制セントスル現行法

ノ儘ニテハ何等效果的ノモノナカニイ

トナレバ現行法ハ既設工場ハ永久ニ既

得權ヲ有シ假令休業スルモ二年以内ニ

開業スルトキハ資格ヲ有ストシテアル

カラ謂ハバ既設製絲ノ特權化ニ過ギナ

イカラデアル元來生絲工業ハ資本構

成上不變資本ニ屬スル部分ガ他ノ纖維

工業ニ比シ比較的小サイ即チ低度資本

工業故此ノ儘ニシテ居テハ小規模經營

が併合セラレテ大經營ニ移行スルコト

ハ必ズシモ容易デナイ故ニ工場ノ規

模、企業形態、資力等ニ付更ニ調査シ

且小規模工場整理ニ付考量ヲ拂ハザル

ベカラズト思フ政府ノ所見如何

十六 現在ニ於ケル製絲生産設備即チ金

數ハ總計二十七萬七千餘釜ニシテ今日

ノ生産高ニ對シ果シテ其レ丈ケノ設備

ヲ要スルカ専門家ノ間ニハ約十萬釜ハ

過剩ナリト云フ說ガアル政府ノ所見如

何

十七 生絲貿易機關革新ノ機運發生シ彼

ノ片倉、郡是ノ如キ資本主義大經營製

絲ガ生絲貿易ヘノ進出トナリ又組合製

絲ノ生絲販賣機關ノ大聯合トナリ或ハ

長野縣共同出荷組合ノ創設等トナッタ

ガ金輸出禁止ニ依ル爲替低落アリシニ

拘ラズ絲價慘落シ七年春繭出廻期ニモ

絲價ハ實ニ三百九十圓ト云フ未曾有ノ

安値トナフタ販賣統制問題ノ起ルモ偶

然デナイ即チ絲價ノ動搖激變ノ防止需

給ノ合理化ヲ叫ビ第六十三回議會ニ我

ガ黨ノ胎中君ヨリ日本蠶絲株式會社法

案及輸出生絲販賣統制法案ヲ提出シ政

府モ之ニ對シ具體的調査ヲ進メ八年九

月二十二日輸出生絲販賣統制調查會官制ヲ

發布シ目下調査中ト聞クガ其ノ經過結

果如何

十八 聞ク所ニ依レバ同調査會ニ於テ生

絲輸出統制案トシテハ

イ特定ノ會社ヲ官民合同ニテ組織シ

生絲ノ販賣若ハ輸出ヲ集中シ生絲ノ

販賣數量及價格ヲ統制セントスルモ

ノ

口 特定ノ場所又ハ一定ノ地區ヲ以テ

生絲ノ實物市場ヲ設置シ取引内容及

價格ノ公正ヲ表示スルモノ

ハ 生絲ノ價格及販賣數量ヲ含ム一切

ノ販賣司令權ヲ調查會ニ一任セント

スルモノニシテ其ノ機關ハ國內的又

ハ國際的統制委員會ニ依ラントスル

モノ

等アリト聞ク(ハ)ノ如キハ實力ナキ調

查機關ニ價格ト數量トノ決定ヲ託スル

モノニシテ實行性乏シキ憾アリ(ロ)ハ

販賣統制ト稱スルモニ生絲貿易取引

ノ改正案ニ過ギザルガ如シ(イ)ヘ詳細

知ルヲ得ザルモ有力ナル販賣機關ヲ設

ケ問屋ノ業務ヲ繼承セシメ輸出生絲ノ

委託販賣又ハ荷爲替ノ受拂、絲資金ノ

供給及之ヲ通シテ輸出生絲ノ販賣統制

ヲ爲サシメントスルモノノ如ク或程度

ニ於テ稍其ノ目的ヲ達シ得ベキモ單

ニ之ヲ以テシテハ到底所期ノ目的ヲ達

シ得ズト思フ政府ハ果シテ此ノ程度ノ

販賣統制ヲ以テ完全且十分ナリトスル

カ

十九 蠶絲業ニ關スル保險政策ニ付政府

ハ如何ナル方策ヲ有スルカ勿論養蠶ノ

違作、產繭價格ノ低落等ハ現狀ノ儘ニ

チハ對保險要素ヲ缺クヲ以テ暫ク措ク

モ彼ノ年々被害ヲ蒙ル桑園灾害(霜害、

凍害)等ニ付テハ之ヲ考慮スベキモノ

デハナイカ桑園灾害危險性總反別ハ三

十六萬三千餘町歩、全桑園ノ五八%ナリ

此等ニ對シテハ保險制度ノ實施ヲ必要ト

スペシ但シ此ノ内最モ危險性ノモノ十

一萬六千餘町歩ノ如キハ此ノ際減反シ

他ニ轉向セシムルヲ適當且必要ト認ム

(第十三項參照)最危險性ノ桑園ヲ改廢

シ他ノ農作ニ轉向セシムルトキハ殘リ

二十五萬餘町歩ニ對シ災害保險案モ成

立ツコトニナルデハナイカ政府ノ所見

如何

二十 養蠶金融ニ對シテハ農業金融、製絲

工業ニ對シテハ工業金融ト理論的ニハ

極メテ明白ナルガ金融ノ緊緩ニ依リ繭

價ノ高低或ハ生絲賣込問屋ノ投賣等ヲ

生ズルハ實例ノ示ス所ニシテ生絲業對

金融ハ非常ニ重要性ヲ有スルモノデア

ル世ニハ蠶絲業ニ對シ特殊銀行設立ノ

問題ガ論議サレテ居ルガ政府ハ蠶絲ノ

金融ニ關シ如何ナル方策ヲ有スルカ

シタルガ徒ニ全部優良ナルモノノミ製

造スルコトヲ止メ複雜ナル工程ヲ省キ

大ニ太絲即チ「デニール」五十或ハ百等

ヲモ製造シ「コスト」低下ヲ計ルモ一方

法タルヲ失ヘナイ我ガ國ニハ關東北部

地方ニ相當ノ山桑アリ寧ロ内地向ノ生

絲ノ如キ或程度迄ハ此等山桑ヲ利用シ

飼育方法ヲ簡易ニシ粗雜ナル產繭、太

生絲ヲアリ斯クシテ優良品ハ專ラ輸出

向トスルトキハ桑園ノ減反、安價ナル

生絲——或ハ其ノ人絹ニ匹敵シ得ルニ

至ルベシ——ヲ製作シ生絲ヲ一般向ト

シ從テ需要ヲ喚起シ延テ蠶業ニ全面的

ニ好影響ヲ來スコトナルデハナイカ

今日人絹ノ進出ニ依リ生絲ガ壓迫セラ

ルコトハ最早否ムベカラザル點デア

ル故ニ此ノ際寧ロ人絹トノ競争ヲ全ク

度外視シ得ベキ生絲ノ生產ヲ行フベキ

デアル其ノ爲ニハ養蠶ヲ

イ精良無比ナル蠶繭ヲ作ルコト

ロ強健ナル蠶種ノ極端ナル粗放飼育

ニ依リ經濟的產繭ヲ得ルコト

ノ二種ニ區別シ前者ハ今日ノ養蠶業ニ

逐次改良ヲ加フルコトトシ後者ニハ我

ガ國ニアル已測十五度以下ノ農耕適地

千百餘萬町歩アルヲ以テ假ニ其ノ一割

五百萬町歩ニ一部山桑系ノ對寒性強キ桑

樹ヲ立通トシテ栽植シ之ヲ隔年伐採等

ノ方法ニ依リ採葉シ最モ粗放養蠶ヲ行

フ(現ニ岩手縣ニテハ養蠶上山桑ノ使

用一〇%ニ達スト)蠶種ノ如キモ明治

初年時代迄盛ニ飼育サレタ強健種青白

ノ如キヲ飼育シ其ノ產繭ハ粗放製絲法

ニ依リ極太絲八〇——一〇〇「デニー

ル」位ノモノヲ繕リ地遣絲ニ供用スル

ト云フガ如キ人絹競爭外製品ヲ作ルコ

ト之レ亦蠶絲業ノ轉向トシテ良策ナラ

ズヤ政府ノ所見如何

右及質問候也

本質問ニ對シテハ畫面ヲ以テ答辯アラムコ

トヲ望ム

昭和九年三月十三日

衆議院議長秋田清殿  
衆議院議員増田金作君提出蠶絲業ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

衆議院議員増田金作君提出蠶絲業ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一、蠶絲業近時ノ情勢ニ鑑ミ政府ニ於テハ其ノ根本方策トシテ繭絲類ノ生産費ノ低下、繭絲類ノ生産及販賣ノ統制並ニ繭絲類ノ需要ノ擴充ヲ圖ルノ要緊切ナルヲ認メ之ガ達成ニ必要ナル具體的施設ニ付逐次考究實現ヲ期シツツアリ

二、南米、南洋、濠洲、印度、瓜哇等ハ大體ニ於テ本邦生絲ノ新版路ナリト雖是等地方ガ本邦生絲ノ永續的需要地トシテ今後多大ノ期待ヲ懸ケ得ルヤ否ヤハ未だ遠カニ斷ジ難シ尙諸外國ニ於ケル生絲ノ消費ニ付テハ統計ナキモ大體左ノ見當ナリト思料ス

世界各國ニ於ケル生絲消費數量見込

國名	生絲備考	波蘭	五、四八七	一九三一年
米 本	五五三、八一八 二二一、八三四 （消費見込）	和蘭	七一七	一九三〇年
中華民國	一二七、六〇〇 （消費見込）	白耳義	六一八	一九三〇年
佛蘭西	五六、〇九〇 （使用數量）	洪牙利	二、六〇〇	一九三一年
英 國	二九、二四一 （同）	瑞 典	三一	一九三一年
伊 太 利	六、三九七 （推算）	希臘	三、六〇〇	一九三一年
獨 逸	一一、〇五〇 （消費見込）	埃及	二、五〇〇	一九三一年
瑞 西	一〇、〇〇〇 （同）	土耳其	一、一九八	一九三一年
		暹 羅	四八	一九三一年

（使用數量）  
（輸入數量）  
（輸入數量）

テ消費數量ト見込タルモノナリ

三、生絲ノ新規用途發見ニ關シ現在各種ノ試驗研究ヲ實施セシメツツアルモ何レモ研究ノ中途ニアリ未ダ確實ナル成績ヲ發表シ得ルノ程度ニ至ラザルモ將來生絲ト他種纖維トノ性狀ノ比較應用方法並價格關係等ニ瓦ル綜合研究ヲ完成スルニ於テハ相當見込アルモノト認ム

四、政府ニ於テハ政府及當業者相協力シ繭絲類新規利用ノ研究、新用途及販路ノ開拓並ニ生產費ノ低下等ヲ期スルト共ニ又必要ニ應シ生產及販賣ノ統制ヲモノト認ム

五、最近ノ生絲需給ノ趨勢ニ鑑ミルニ本邦蠶絲業ハ今後徒ラニ増產ノ一途ニ進ムベカラズシテ寧ロ生產ノ統制ヲ圖ルノ要アルハ自明ノ理ナリ然レ共生絲及繭ノ生産調節ハ之ガ生産ニ從事スル者ノ範圍極メテ廣汎ナル爲之ヲ統制スルコトハ容易ナラザルモ政府トシテハ生産及販賣過程ニ於ケル統制的施設ノ充實ヲ圖リ當業者ラシテ自治的ニ統制セシムル様指導督勵シツツアリ

六、人絹ト生絲ノ價格ノ比率ニ付テハ義ニ一對三ノ説行ハレタルガ畢竟當時ノ經濟情勢ノ下ニ於ケル經驗ヲ基礎トシタル推論ニ過ギザレバ今後兩者比率ノ目標ヲ奈邊ニ求ムベキカハ遠カニ豫断

七、人絹工業ノ發達ニ對シ蠶絲對策上考慮ヲ要スペキハ繭絲類ノ生產費ノ低下ト生絲本來ノ特質發揮トニ努ムルト共ニ繭絲類ノ新規利用ヲ策スルニ在リ之ガ具體策ニ付テハ銳意研究ヲ重ネ成案ヲ得ルニ從ヒ實現ニ努メツツアリ

八、生絲生產費ノ低下ハ主トシテ之ガ約ク而シテ繭ノ生產費ハ原蠶種ノ國家管理、桑園ノ整理改植、飼育方法ノ改良等ニ依リ現在ヨリ尙相當低下シ得ベキ見込アリ製絲方法ノ改良等ニ付テモ努力所アラントス

九、蠶絲業統制ノ中軸トシテ輸出生絲ノ販賣統制ハ斯業進展上極メテ肝要トスル所ナルヲ以テ政府ハ調查會ヲ設ケテ之ガ具體策ニ付銳意調查審議中ノ處最折其ノ答申アリタルヲ以テ之ガ成案ヲ得テ其ノ實現ニ必要ナル準備ヲ進メツツアリ

十、生絲販賣以外ノ過程ニ瓦リ統制ヲ圖ルノ要アルコトハ勿論ニシテ政府ハ曩ニ製絲業法ヲ制定施行シタルガ更ニ新ニ原蠶種ノ國家管理ニ依ル蠶種ノ統制ヲ行ハントシ尙其ノ方策ニ關シテハ複雜ナル斯業ノ實際ニ鑑ミ慎重考慮シ成案ヲ得ルニ於テハ漸次其ノ實現ヲ

十一、昭和七年度ニ於テ樹テタル桑園ノ整理改植計畫ハ繭ノ生產數量ヲ基準トシタルモノニアラズ當時著シク荒廢ニ

本表生絲消費見込中米國ハ絹業協會報告ニ日本ハ織物中央會調查ニ英國ハ本年九月ノ海外經濟事情ニ依リ其ノ他ノ諸國ハ海外主要絹業地ノ絹業概況ノ原絲（生絲）使用數量又ハ輸入數量ヲ以

テ許サザルモノト認ム

歸シ經濟上不利益ナリト認ムル桑園ノ改植ヲ農村匡救事業トシテ實行セシメ之ニ依リ桑園能率ノ増進ヲ圖リ其ノ増進セラルヘキ見込數量ヲ一面桑園ノ整理ニ依リ調節セシメムトシタルモノナ

す

十二、九千萬貫ノ蘭ヲ生産スルニ要スル

桑葉ハ大體十八億貫内外ノ見込ニシテ現在ノ桑園六十五萬一千五百十四町一段（昭和七年六月現在）ヨリ收穫セラルヘキ桑葉見込量二十億六千萬貫ナルヲ以テ現在ニ於テハ甚シキ過剩ト見ルコト能ハス然レモ今後荒廢桑園ノ改植又ハ改善ニ依リ著シク能率ヲ増進スル場合ハ桑葉ノ過剩ヲ來スヘキヲ以テ其ノ過剩分ハ適當ノ指導獎勵ニ依リ整理セシムル要アルヘシ

十三、蘭一貫ヲ生産スルニ要スル桑葉量

ヲ十五貫ト見做ストキハ反當リ三百貫ノ收葉量アル桑園四十五萬町歩ニテ九千萬貫ノ蘭ヲ收穫シ得ル計算トナル然レ共養蠶者ノ實情ヨリ之ヲ見ルトキハスル現狀ナルヲ以テ六十萬町歩ノ桑園ハ必スシモ過剩ナリトハ認メ難シ但シ經營ノ改善ニ依リ所要桑葉量ハ多少之ヲ節減シ得ヘキ餘地アルヲ以テ今後之カ實現ニ伴ヒ漸次過剩桑園ヲ整理シテ他ノ作物ノ栽培ニ轉セシムルハ肝要ノコトナリト認ム

十四、製絲業ニ付テハ大體一工場百五十

釜以上ノ設備ヲ以テ適當ト認メ製絲業法ニ依リ組合製絲ニ付百釜ヲ認ムルノ外之ニ達セサルモノノ新設ヲ免許セス尙右免許關係ニ於テハ工場單位ヲ採レ共中小製絲業ノ相互共助ヲ趣旨トスル

生絲共同施設組合制度ニ於テハ組合員ノ資格ニ付企業單位ニ依リ

十五、製絲業法ハ未タ施行一年有半ニ過

キシシテ其ノ免許制度ノ改正ハ現在政府ニ於テ考慮シ居ラサル所ナリ尤モ小規模製絲工場ノ合理化ニ付テハ

昭和七年度以來製絲業ノ共同施設ヲ獎勵スルト共ニ昨年製絲業法ヲ改正シテ

生絲共同施設組合ノ制度ヲ創設シ共同

ノ施設ニ依リ其ノ經營ノ改善ニ資シツツアリ

十六、現在ニ於ケル標準的製絲技術ニ依

ル設備當リ生絲生產能率ヨリスレバ現

在ノ設備釜數ハ質問ノ如キ過剩金ヲ有

スルコトトナル尤モ實際上ハ相當多數

ノ休止釜數ヲ存シ且中小工場ニハ作業

日數少キモノ相當多キ實情ニ在リ

ト認ム  
右及答辯候也

昭和九年三月十三日

（以上三月十二日提出）

一、政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

輸出生絲販賣統制法案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

護國共濟組合法案

提出者

大口 喜六君

木下成太郎君

星島 二郎君

川崎 克君

廣瀬 爲久君

宮古啓三郎君

藤田 若水君

濱田 國松君

添田敬一郎君

林 路一君

高田 耘平君

山本 芳治君

田中喜代松君

池田 秀雄君

山道 裏一君

林 路一君

本件ハ極メテ重要ナル事項ナルヲ以テ之ガ圓滑ナル融通ニ付努力シツツアルト共ニ蠶絲ノ生產取引機構ノ改善統制ヲ通ジ之ガ目的達成ニ資セントス

破產者ノ公ノ資格ニ關スル法律案 提出者

土屋清三郎君

武知 勇記君

村松 久義君

清 寛君

朴谷 寅吉君

蠶絲業組合法中改正法律案 提出者

加藤 知正君

高橋 守平君

小山邦太郎君

助川啓四郎君

青木 精一君

戸田 由美君

山下 谷次君

宮澤 裕君

森田 福市君

（以上三月十日提出）

關稅定率法中改正法律案 提出者

山下 谷次君

宮澤 裕君

高橋 守平君

（以上三月十二日提出）

不動產登記法改正ニ關スル建議案 提出者

杉本國太郎君

山本 芳治君

公立商船學校ヲ官立ニ變更若ハ國庫補助

ニ關スル建議案 提出者

星島 二郎君

川崎 克君

濱田 國松君

藤田 若水君

添田敬一郎君

林 路一君

高田 耘平君

田中喜代松君

池田 秀雄君

林 路一君

山道 裏一君

（以上三月十二日提出）

北海道中部ニ鐵道局增設ニ關スル建議案 提出者

高田 耘平君

山本 芳治君

池田 秀雄君

（以上三月十二日提出）

提出者	大石 倫治君	三善 信房君	佛典奧義ノ最高研究機關設置ニ關スル建議案
提出者	横山 泰造君	藏園三四郎君	藏園三四郎君
提出者	荒川 五郎君	青木 精一君	青木 精一君
提出者	中川 觀秀君	櫻井兵五郎君	櫻井兵五郎君
提出者	能登半島沿岸國立公園指定ニ關スル建議案	櫻井兵五郎君	櫻井兵五郎君
提出者	北海道酸性土壤地改良ニ要スル石灰運賃輕減ニ關スル建議案	櫻井兵五郎君	櫻井兵五郎君
提出者	手代木隆吉君	坂東幸太郎君	坂東幸太郎君
提出者	大島 寅吉君	池田 敬八君	池田 敬八君
提出者	山本 厚三君	斯波 貞吉君	斯波 貞吉君
提出者	北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案	斯波 貞吉君	斯波 貞吉君
提出者	手代木隆吉君	岡崎飯田鐵道敷設ニ關スル建議案	岡崎飯田鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者	大島 寅吉君	土屋清三郎君	土屋清三郎君
提出者	山本 厚三君	山本 慎平君	山本 慎平君
提出者	手代木隆吉君	都城驛霧島神宮驛間國營自動車運輸ニ關スル建議案	都城驛霧島神宮驛間國營自動車運輸ニ關スル建議案
提出者	大島 寅吉君	山本 慎平君	山本 慎平君
提出者	北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案	斯波 貞吉君	斯波 貞吉君
提出者	手代木隆吉君	水久保湛作君	水久保湛作君
提出者	大島 寅吉君	鈴木富士彌君	鈴木富士彌君
提出者	山本 厚三君	牧野 賤男君	牧野 賤男君
提出者	手代木隆吉君	三上 英雄君	三上 英雄君
提出者	大島 寅吉君	斯波 貞吉君	斯波 貞吉君
提出者	北海道二國立種馬所設置ニ關スル建議案	鈴木富士彌君	鈴木富士彌君
提出者	手代木隆吉君	中小商業振興ニ關スル建議案	中小商業振興ニ關スル建議案
提出者	大島 寅吉君	手代木隆吉君	手代木隆吉君
提出者	山本 厚三君	坂東幸太郎君	坂東幸太郎君
提出者	手代木隆吉君	大島 寅吉君	大島 寅吉君
提出者	大島 寅吉君	鈴木正純君	鈴木正純君
提出者	山本 厚三君	牧野 賤男君	牧野 賤男君
提出者	手代木隆吉君	中野種一郎君	中野種一郎君
提出者	大島 寅吉君	安藤 正純君	安藤 正純君
提出者	山本 厚三君	鈴木吉之助君	鈴木吉之助君
提出者	手代木隆吉君	上田 孝吉君	上田 孝吉君
提出者	大島 寅吉君	森田 政義君	森田 政義君
提出者	山本 厚三君	野方 次郎君	野方 次郎君
提出者	手代木隆吉君	加藤鎌五郎君	加藤鎌五郎君
提出者	大島 寅吉君	砂田 重政君	砂田 重政君
提出者	山本 厚三君	中井 一夫君	中井 一夫君
提出者	手代木隆吉君	岡田伊太郎君	岡田伊太郎君
提出者	大島 寅吉君	宮澤 清作君	宮澤 清作君
提出者	山本 厚三君	田邊 熊一君	田邊 熊一君
提出者	手代木隆吉君	箸本 太吉君	箸本 太吉君
提出者	大島 寅吉君	岸田 正記君	岸田 正記君
提出者	山本 厚三君	宮川 一貫君	宮川 一貫君
提出者	手代木隆吉君	前田房之助君	前田房之助君
提出者	大島 寅吉君	吉川吉郎兵衛君	吉川吉郎兵衛君
提出者	山本 厚三君	眞鍋 儀十君	眞鍋 儀十君
提出者	手代木隆吉君	三宅 磐君	三宅 磐君
提出者	大島 寅吉君	中島彌團次君	中島彌團次君
提出者	山本 厚三君	小山 松壽君	小山 松壽君
提出者	手代木隆吉君	川橋豐治郎君	川橋豐治郎君
提出者	大島 寅吉君	林 路一君	林 路一君
提出者	山本 厚三君	高橋熊次郎君	高橋熊次郎君
提出者	手代木隆吉君	河野 一郎君	河野 一郎君
提出者	大島 寅吉君	カゼインニ對シ輸入關稅賦課ニ關スル建議案	カゼインニ對シ輸入關稅賦課ニ關スル建議案
提出者	山本 厚三君	白山新潟間並新潟新發田間鐵道敷設ニ關スル建議案	白山新潟間並新潟新發田間鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者	松木 弘君	渡邊幸太郎君
	鈴木 英雄君	青木 精一君
山本悌二郎君	田邊 熊一君	保良淺之助君
鈴木 義隆君	加藤 知正君	辭任田口 文次君 補闕福井 善三君
出塚 助衛君	武田徳三郎君	鵜澤 宇八君 小池 仁郎君 村上紋四郎君
高橋金治郎君	山田 又司君	渡邊 與七君
増田 義一君	佐藤 與一君	中村 嘉壽君
原 吉郎君	山田 助作君	田島勝太郎君 (理事濱野徹太郎君本月十日委員辭任ニ付)
人造バター工業保護助長ニ關スル建議案	提出者	貿易調節及通商擁護ニ關スル法律案(政府提出)委員
小野寺 章君	上田 孝吉君	加藤鎌五郎君 煙 桃作君 国枝捨次郎君 岡田伊太郎君
新潟港ニ家畜傳染病檢疫所設置ニ關スル建議案	提出者	武田徳三郎君 芦田 均君 中村 嘉壽君 玉置吉之丞君 小川郷太郎君 田島勝太郎君 福田 虎龜君 中川 觀秀君 勝 正憲君
佐藤 與一君	原 吉郎君	大山斐瑛麿君 宮本雄一郎君 中島彌團次君 松田竹千代君
山田 助作君	増田 義一君	熊谷五右衛門君
大竹 貫一君	(以上三月十日提出)	大山斐瑛麿君
提出者	佐藤 與一君	一去十一日第六部選出決算委員喜多孝治君
風見 章君	原 吉郎君	死去セラレタリ
蠶絲業組合法中改正法律案	提出者	一去十二日第六部選出決算委員喜多孝治君
如シ	如シ	死去セラレタリ
一去十日提出者ニ於テ撤回シタル議案左ノ	提出者	一去十二日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ
製鐵所特別會計法廢止法律案(政府提出)	委員	一去十二日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
蠶絲業組合法中改正法律案	提出者	第五部選出建議委員 山本 市英君
如シ	如シ	一昨十二日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
一去十日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ	提出者	輸出水產物取締法案(政府提出)委員
製鐵所特別會計法廢止法律案(政府提出)	委員	委員長 鈴木 英雄君
蠶絲業組合法中改正法律案	提出者	賀貿易調節及通商擁護ニ關スル法律案(政府提出)委員
如シ	如シ	理事
一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ	提出者	保良淺之助君 村上紋四郎君 加藤鎌五郎君
種類ニ對スル特別課稅ニ關スル質問主意書	提出者	死去喜多 孝治君 補闕山下 谷次君
書	提出者	辭任田中 貞二君 補闕八角 三郎君
一去十日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ	提出者	辭任白城 定一君 補闕上野 基三君
提出者	加藤 知正君	石油業法案(政府提出)委員
(以上三月十一日提出)	提出者	臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)外一件委員
提出者	加藤 知正君	死去喜多 孝治君 補闕阪 豊光君
農村救濟負擔均衡法案(清瀬一郎君外四名提出)外一件委員	委員	死去喜多 孝治君 補闕山下 谷次君
辭任高橋壽太郎君	補闕田島勝太郎君	○議長(秋田清君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——只今御報告致サセマシタル通り、喜
辭任鶴澤與四二君	補闕岸 衛君	トハ、洵ニ痛惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、
農村救濟負擔均衡法案(清瀬一郎君外四名提出)外一件委員	委員長	此際勝田永吉君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リ
辭任金井 正夫君	補闕平野桑四郎君	マス——勝田永吉君
辭任佐々木家壽治君	補闕山口忠五郎君	○勝田永吉君登壇
辭任木本主一郎君	補闕森田 政義君	○勝田永吉君
衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)	委員	○勝田永吉君
辭任木本主一郎君	補闕森田 政義君	只今議長ヨリ御報告ニ相成
衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)	委員	君本日理事辭任ニ付其ノ補闕
辭任木本主一郎君	補闕森田 政義君	理事 田尻 生五君 (理事横川重次)
衆議院議員選舉法中改正法律案(政府提出)	委員	田尻 生五君 (理事横川重次)
辭任木本主一郎君	補闕森田 政義君	閣

議ヲ以テ弔詞ヲ贈呈シ、其弔詞ハ議長ニ任スルノ動議ヲ提出致シマス(拍手)而シテ此際私ハ諸君ノ御許シヲ得マシテ、議員一同ヲ代表シ、故喜多孝治君ニ對シテ哀悼ノ微意ヲ表シタイト思ヒマス(拍手)

喜多孝治君ハ明治十一年二月大阪府北河内郡門真村ニ生レ、青春笈ヲ負ヒテ東都ニ遊學シ、法學院英語法學科ヲ卒業シ、爾後官途ニ就キ、遞信書記官、臺灣總督秘書官兼參事官、臺灣總督府殖產局長、臺南州知事等ニ歷任シ、昭和三年樺太長官ノ重任ニ當リ、其間行ク處可ナラザルナク、官學出身者ノ間ニ伍シマシテ、常ニ燦然タル光彩ヲ放チ、令名ノ噴々タルモノガアツクノデゴザイマス、昭和五年一月、第十七回衆議院議員總選舉ニ際シマシテ、當時野ニ在ラレタシタル同君ハ、周圍ノ政情必シモ同君ノ爲ニ有利デナカツタノニ拘リマセズ、蹶然立候補セラレマシテ、能ク當選ノ榮冠ヲ擔ハレマシテ、爾來昭和七年ノ總選舉ヲ經マシテ、今日ニ至ルマデ引續キ衆議院議員トシテ國家憲政ノ爲ニ盡瘁セラレ、特ニ其植民地行政ニ對スル透徹セル識見ニ付キマシテハ、同君多年ノ研鑽ト、實驗ヲ基礎ニセラレタルモノデゴザイマシテ、吾々同僚ノ常ニ推服措ク能ハザリシ所デアツクノデゴザイマス(拍手)然ルニ去ル八日、突如御發病アラセラレマシタルコトニ付キマシテ、吾々ハ一日モ速ニ其御本復アランコトヲ祈テ居リマシタニ拘ラズ、藥石效ナク、十一日午後七時四十分、溘焉トシテ不歸ノ客トナラ

レマシタコトハ、洵ニ傷心痛惜ノ至ニ堪ヘマセヌ(拍手)茲ニ謹ンデ哀悼ノ微意ヲ表シマシテ弔詞ト致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 藤田君提出ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、茲ニ議長ノ手許ニ於テ起草シタル弔詞ヲ朗讀致シマス

衆議院ハ議員從四位勳三等喜多孝治君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

〔拍手起ル〕

○議長(秋田清君) 此贈呈方ハ議長ニ於テ取計ヒマス——是ヨリ日程ニ入リマス

○青木雷三郎君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第一及び第二ヲ繰上ゲ上程シ、逐次其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——日程第一、輸出生絲販賣統制法案ノ第一讀會ヲ開キマス——農林大臣後藤文夫君

第一 輸出生絲販賣統制法案(政府提出)  
第一 輸出生絲販賣統制法案案  
第一 輸出生絲販賣統制法案案

輸出生絲販賣統制法  
第一條 本法ニ於テ輸出生絲間屋ト稱スルハ輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買マシテ弔詞ト致シマス(拍手)

主務大臣ノ指定スル地ニ於テ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ニ對シ其ノ地ニ事務所ヲ設ケ生絲ノ販賣ヲ爲ス者ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ輸出生絲間屋ト看做ス

第二條 主務大臣ノ指定スル地ニ於テ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ヲ買主トスル生絲ノ賣買取引ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ輸出生絲間屋ト看做ス

第三條 輸出生絲間屋タラントスル者ハ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

前項ノ免許ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 輸出生絲間屋ノ免許ノ期間ハ十年以内トス

第五條 輸出生絲間屋支店其ノ他ノ事務所ヲ設置セントスルトキハ命令ノ定ム

第六條 主務大臣ハ輸出生絲間屋ノ業務ル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 主務大臣ハ輸出生絲間屋ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命

止シ又ハ其ノ認可若ハ免許ヲ取消スコトヲ得

第八條 輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買引若ハ其ノ仲立ヲ爲ス者又ハ生絲ノ輸出ヲ爲ス者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ賣買取引又ハ輸出ニ關スル事項ヲ輸出生絲登錄原簿ニ登錄スルコトヲ要ス

第九條 前條ノ規定ニ依リ登錄ヲ爲シタル者又ハ其ノ利害關係人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出生絲登錄原簿ノ閲覽又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ輸出ノ目的ヲ以テスル生絲ノ賣買取引若ハ其ノ仲立ヲ爲ス者又ハ生絲ノ輸出ヲ爲ス者ニ對シ生絲ノ販賣ノ統制上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣取締上必要アリト認ムルトキハ輸出生絲間屋又ハ生絲ノ輸出ヲ業トスル者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身ルコトヲ得

第十二條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシテ

輸出生絲間屋ノ業務ヲ行ヒタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス



名ヲ藉リテ、今日マデ之ヲ提出セナンダト云フノハ、私共怪訝ニ堪ヘナイノデアリマス(拍手)

ト云フコトハ争ハレス事實デアリマス、然ルノニ拘ラズ今日漸ク此案ヲ出サレタノデアリマス、但シ數日前ニ決定ニナリマシタ原蠶種管理法モ提出サレマシタガ、既ニ其際ニ此原蠶種管理法ナルモノト相竝ンデ、之ヲ提出スペキモノデアルノニ、會期切迫ノ場合ニ至テ此案ヲ出シタト云フコトガ、抑、政府ノ矛盾ト申シマセウカ、或ハ國民ニ對スル——此蠶絲對策ニ對スル誠意ノ無イト云フコトヲ、私ハ遺憾ニ存ズル次第デアリマス(拍手)サリトテ此輸出生絲統制法ガ決定ニナリマシタナラバ、必ズ是デ輸出生絲ノ解決ガ出來ルカ、只今提案ノ理由ニ農林大臣ハ御述ベニナリマシタ如クニ行ヘルカ、私共ハ此案一ツデハ、輸出生絲ノ統制ト云フモノガ、唯絲價ノ安定ト統制ヲ圖ルト云フ、小ナル所ノ貿易問屋ヲ統制スルト云フコトダケハ出來ルカモ知レナイガ、斷ジテ根本的ニ是ガ出來ルトハ私共ハ思ヘナイノデアリマス(拍手)

ソコデ私ハ伺ヒタイノデアリマス、此統制案ナルモノヲ、吾々ガ原案ノ通り決議シ、貴族院ニ於テ、今期議會ニ至急ニ要望ラシテ、間ニ合フヤウニ決議ヲ致シマシテ、此案ガ通過スルト致シマシテモ、果シテ此輸出生絲統制ガ、只今農林大臣ノ言ヘレタ通

リニ完全ニ行ハレルヤ否ヤ、私共ハ此絲價  
安定ト云フコトヲ叫ンデ居リマス、ソレカラ  
統制ト云フコトモ叫ビノツツデアリマス  
ケレドモガ、是ダケデハイカナイ、之ヲ養蠶  
家ニ對スル生産ノ統制トカ、或ハ製絲家ニ  
對スル所ノ生絲ノ生産制限ノ對策、是等ヲ  
何等御考慮ニモナツテ居ラナイヤウニ、今日  
ノ狀態デヘ見エテ居ルノデアリマスガ、是  
等ニ對シテノ御考慮ヲ第一ニ伺セタイノデ  
アリマス

第二ニハ、此統制法ハ、唯輸出生絲ノ統  
制ニノミ只今言ヘレバ通り役立ツテ、サウシ  
テ養蠶家ニ對スル利益ガ生ジテ來ネバナラ  
ナイノデアルガ、必ズ養蠶家ヲ救濟スルト  
云フコトガ、是テ出來ルカ否ヤ、此點モ伺  
ヒタイノデアリマス、ソレカラ次ニハ、最  
近聞ク所ニ依リマスルト、本年ハ製絲家方  
非常ニ工女ノ募集難ニ陥リト云フコ  
トデアリマス、是ハ全國的デアラウト私ハ  
思フノデアリマス、此原因ハ何ニ依ルカト  
申シマスルト、人絹ノ盛シニナク結果、是  
等ノ工女ハ人絹ノ方ガ工賃モ多額ニ取レル  
ト云フ工合デ、其方ヘ行キマスルノト、一  
ツハ紡績ガ盛シニナリマシテ、紡績ノ方ニ  
工女ヲ取ラレマス爲ニ、製絲家ヘ今年ハ非  
常ニ工女ノ募集難ニ陥リト云フコト  
ヲ聞キマス、サウシマスト此結果、生絲ノ  
生産ノ制限ハ、法ニ依ツテ致サズトモ、本年  
ハ必ズヤ工女拂底ノ爲ニ、生絲ガ制限セラ  
レルト云フコトヨナリヘセヌカト、今日カ  
ラ思ヘルノデアリマス、果シテ然ラバ養蠶

ニ對シテ成程乾繭裝置モスルトカ、或ハ共  
同經營ノ乾繭助成ノ方モ求メテアル、斯ウ云  
フコトヲ言ハレルカ知レナイケレドモ、ソ  
レハ平時ニ今日迄ニ備フベキモノヲ、今日  
ノ豫算ノ上デ、豫定ノ上デ政府ガ立テラレ  
タノデアリマスガ、是等ノ今私ガ申上ダマ  
スガ如キ、工女ノ募集難カラ來ヅテ、延テハ  
生産ニ對スル制限ヲ自然的ニ受クルモノニハ  
對策ガアリヤ否ヤ、之ヲ私ハ承リタイノデア  
リマズ、ソレカラ尙ホ此輸出生絲ノ統制ヘ、  
之ニ依ツテ圖ラレルト假ニ見マシテモ、生絲  
デ輸入ハシテハ參リマセヌケレドモガ、此  
頃モ我ガ同僚ヨリ建議案トシテ出サレテ居  
リマス所ノ、古絹靴下ノ輸入デアリマス、  
逆ニ米國カラ古靴下ノ輸入ガ多額ニアル、  
非常ナモノダサウデアリマス、之ヲ精製シ  
テ種々ナ物三作ルト云フコトニ至ツテ、何等之  
ニ對スル取締ト云フモノハ、政府ハ少シモ  
爲サツテ居ラレナイ、斯ウ云フコトハ此輸出  
生絲統制ノ方トハ違フケレドモガ、是等ニ  
識込ンデ、是等ニ含マレテ、今申上ガタヤ  
ウナ逆輸入ノ——假令古靴下ト雖モ、精製  
サレテ生絲ニナル、生絲ノ代用ラスルト云  
フモノガ、茲ニ多數ノ數量ガ出ルト致シマ  
スレバ、是等ニ對スル對策ハ、政府ガセネバ  
ナラヌノニ、今迄何等是ガ對策ガナイト云フ  
コトハ、是レ即チ拔カツテ居ルコトデアツテ、國  
民ニ對スル親切ヲ缺イテ居ル最モ甚シキモ  
ノデアルト私ハ思フノデアリマス、是等ニ付  
テモ矢張、取締ヲナサルト云フコトノ御意

見デアルカ、之ヲ承リタイ  
以上御尋致シマシテ、尙ホ私ハ此對策ニ付テハ多々質問スルコトガアリマスケレドモ、是ハ既ニ豫算委員會ニ於キマシテモ、追究シテ居ル問題デアリマスシ、此演壇ニ於キマシテモ、此一二年間ニ數回繰返サレテ居リマスカラ、詰ラヌ質問ヲ長ク繼續シヨウトハ思ヘナインデアリマスカラ、今ノ要點ダケニ付テ、政府ニ於カレテハ御意見ノアル所ヲ、細カニ御説明アランコトヲ偏ニ希フ次第デアリマス(拍手)

参ツタノニアリマス、調査會ハ其結論トシテ、取敢ヘズ今回提案シマシタ法案ノ内容ニ等シイモノヲ、答申シテ参ツタノニアリマス、尙ホ是デ以テ完全ナ絲價安定ノ手段ガ講ゼラレルカ、輸出生絲ノ完全ナ統制ガ出来ルカト。云フ御尋デアリマスガ、吾々モ是ノミヲ以テ完全ナ統制ガ出来ルトハ考ヘマセヌ、唯問屋ノ小サイモノガ溢立シテ行クコト、是ガ海外ニ賣ル方ニモ、又製絲業者ノ方ニモ惡イ影響ノ及ブコトガアリマスルシ、延テハ更ニ養蠶家ニモ其影響ガ及ブト云フヤウナコトガアリマスルノデ、問屋ノ間ニ統制ヲ設ケルコトガ、今日ノ販賣組織ノ中ニ於ケル、一つノ要點ニ觸レル問題デアルト考ヘテ居ルノニアリマス、又取引ノ登録制度ヲ設ケマスルコトモ、取引ノ公正、圓滑ヲ期シテ行ク上ニ、矢張相當ノ效果ガアルト思フノニアリマス、是等ノコトガ段々ト今後ニ於テ講ゼラレル販賣統制ノ有力ナ方法ノ下地ヲ爲スコトニモナリマスルシ、又現在ノ販賣組織及ビ取引ノ上ニ於ケル改善ヲ行フト云フコトニモ相成リマスルノデ、旁、當業者ノ間ニモ、凡ソ意図ノ一致シマシタ、實行ノ可能性ノ十分ニ認メラル、此部分ノ案ヲ法案トシテ、御協賛ヲ願ツタ譯デアリマス、政府ニ於キマシテハ、尙ホ販賣統制ノコトニ付キマシテハ、

色々ト其中心ノ大キナ問題ニ觸レテノ攻究ヲ續ケテ參リタイ、成案ヲ得ルコトニ努メタイト云フ考デ居ル譯デアリマス、御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス

ソレカラ此法案ガ實施サレルコトニ依ツテ、養蠶家ニハドウ云フ利益ガ來ルデアラウカ、是ハ蠶絲業界全體ヲ通ジテノ色々ダナマスレバ、延イテ養蠶家ニモ相當ナ利益ガマスレバ、此法案ニ依ツテ、完全ニトハ申セナクトモ、販賣ノ組織竝ニ取引ノ上ニ於テ、或程度ノ改善ガ行ハレルコトニナリマスルナラバ、其利益ハ直接間接ニ、矢張リ養蠶家ニモ及ブモノデアルト考ヘルノニアリマス

ソレカラ第三ニ、色々ナ事情カラ製絲工場ノ女工募集難ガアルガ、是カラ生ズル結果ニ付テ、政府ハドウ考ヘテ居ルカト云フ御尋ガアリマシタ、只今迄政府ノ承知致シテ居リマスル所デハ、或ル一局部ノ地方ニ女工難ガ感ゼラレテ居ル所ハアルヤウデアリマスルガ、全般ト致シマシテハ、今日未だ製絲工場ガ、女工難ノ心配ノ爲ニ製絲ノ作業、製絲ノ分量ノ上ニ、非常ナ大キナ影響ガ來ルデアラウト云フヤウナ、憂ヲ懷イテ居リマセヌヤウナ譯デアリマス

ソレカラ第四ニ、古靴下ノ輸入ノコトノ御話ガアリマシタ、是ハ御話ノ如ク小サイ問題ノヤウデ、併シ是ハ注意シナケレバナラヌ問題デアリマス、此事ハ政府ニ於テモ過般此輸出ノ三割制限ヲ致シマシタ爲ニ、國用向ガ打擊ヲ受ケテ、此許可ニ付テハ大エテ來ルト云フ結果ニナリハセヌカ、現ニ非難ノ聲ガ全國ニ揚ツタノニアリマス、斯様ナ事ヲ此統制法ニ依ツテ又モ惹起スヤウナコトガアリ、此國用向ニ影響ヲ及ボスコトガアレバ、ヤハリ此輸出生絲統制法ヲ設ケタガ爲ニ、蠶絲對策ハ害ヲ及ボス、斯ウ云フコトニナリハセヌカト思フノニアリマスルガ、此點ニ付テ尙ホ一言承ッテ置キタ

ソ感ジテ居ルヤウデアリマス、關稅ノ當局等トモ絶エズ打合セラシテ、何等カノ方法ヲ講ジタイト云フヤウニ考ヘテ居ルノニアリマス、此法案ニ依ツテ、完全ニトハ申セナクトモ、販賣ノ組織竝ニ取引ノ上ニ於テ、或程度ノ改善ガ行ハレルコトニナリマスルナラバ、其利益ハ直接間接ニ、矢張リ養蠶家ニモ及ブモノデアルト考ヘルノニアリマス

○近藤壽市郎君 簡單デアリマスカラ、此席デ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○近藤壽市郎君 只今ノ農林大臣ノ御答辯ニ依リマシテ、稍、分リマシタケレドモガ、結局此法案デ統制ガ完全ニ付クカ付カヌカト云フコトヘ、議論ノ相違ト相成リマスルカラ、私ハ是レ以上ニ申シマセヌ、又機ヲ見テ細カニ御尋シテ見タイト思ヒマス、尙ホ茲ニツ承ッテ置キタイ事ハ、此統制ガ大臣ノ言ハレル如ク、完全ニ行ハレルト致シマスルト云フト、國用向ノ絲ガ殖産對策トシテ折角出サレルナレバ、斯様ナ養蠶家ヘモ影響ヲスルカセヌカ、有利ナ響ガ行クカ行カヌカト云フヤウナ法律ヤ、或ハ國用向ニハ響カナイト云フヤウナ法律ヲ、今日出シテ居ル時デヘナイト私ハ思ヒマスケレドモ、是等ハ意見ノ相違思ヒマスカラ、又或ル機會ヲ以テ御尋ヲスルコト致シマス、今日ハ是デ私ノ質問ヘ打切りマス

○三宅磐君 私ハ政府ノ蠶絲業對策ノ基調ガ、奈邊ニアルカト云フコトヲ明ニスル爲ニ、本法案ニ關聯シマシテ少シク御尋シテ見タイト思ヒマス、政府ガ此法案ヲ制定セ

〔國務大臣後藤文夫君登壇〕

○國務大臣(後藤文夫君) 本案ハ專ラ輸出生絲ノ取扱ニ關係ノアリマス問屋、取引ノ關係ガ旨ク統制サレ、絲價ノ安定ガ行ハレマスレバ、延イテ養蠶家ニモ相當ナ利益ガマスレバ、此法案ニ依ツテ、完全ニトハ申セナクトモ、販賣ノ組織竝ニ取引ノ上ニ於テ、或程度ノ改善ガ行ハレルコトニナリマスルナラバ、其利益ハ直接間接ニ、矢張リ養蠶家ニモ及ブモノデアルト考ヘルノニアリマス

○近藤壽市郎君 簡單デアリマスカラ、此席デ御許シヲ願ヒマス

○議長(秋田清君) 許可致シマス

○近藤壽市郎君 此席デ簡單ニ御許シヲ願ヒマス——只今大臣ノ御答辯ニナツタ所ヲ承ッテ見マスルト云フト、此法律ハ私共ノ窺ヘルノニアリマス、ケレドモガ此際ニ蠶絲對策トシテ折角出サレルナレバ、斯様ナ養蠶家ヘモ影響ヲスルカセヌカ、有利ナ響ガ行クカ行カヌカト云フヤウナ法律ヤ、或ハ國用向ニハ響カナイト云フヤウナ法律ヲ、今日出シテ居ル時デヘナイト私ハ思ヒマスケレドモ、是等ハ意見ノ相違思ヒマスカラ、又或ル機會ヲ以テ御尋ヲスルコト致シマス、今日ハ是デ私ノ質問ヘ打切りマス

○議長(秋田清君) 三宅磐君

〔三宅磐君登壇〕

ラレルコトニ依シテ、販賣組織竝ニ取引方法ノ改善ヲ圖ラントセラレテ居ルコトハ明デアリマスガ、尙ホソレト同時ニ、價格統制ヲモ試ミントスル御考デアルカト云フコトヲ、先ヅ第一ニ御尋シタイト思ヒマス、此法案ノ第三條竝ニ第八條ヲ見マスルト、輸出生絲問屋ノ免許制度ト、輸出生絲取引ノ登録制度トヲ創設セラレマシテ、輸出生絲ノ販賣組織竝ニ取引方法ノ改善ヲ圖ラントセラレテ居リマスル點ニ付テハ、假令其效果ガ、ドウ云フモノガアルカト云フコトハ、姑ク別問題ト致シマシテモ、極メテ明白デアルト思フノデアリマス、併ナガラ更ナル事項ニ付チノ命令權ヲ付與スルコトニ相成シテ居リマス、此規定ニ基キマスル農林大臣ノ輸出生絲ノ販賣統制上、必要命令權ハ、ドウ云フ時ニ發動ヲ致シ、何ヲ目的ニシテ行使セラル、カト云フヤウナコトハ、是ハ其細則ノ發表ヲ待タナケレバ、詳カニ致スコトガ出來マセヌカラ、今茲ニ俄ニ此點ニ付テ批評ヲ加ヘルコトハ出來マセヌケレドモ、併シ政府ニ於カレマシテハ、輸出生絲ノ價格ノ上ニモ、或ル統制ヲ加ヘントシテ居ル御考ノアルコトハ明デアリマス、併ナガラ申ス迄モナク、生絲ヘ其產額ノ大部分ヲ海外ニ賣却スルモノデアリマス、サウ云フ關係カラ致シマシテ、海外ノ景況ガ此生絲ノ價格ニ作用シマスルコト

ハ、極メテ大ナルコトハ申ス迄モアリマセヌ、隨テ生絲相場ヲ安定セシメントスル爲ニハ、内地ノ生產ヲ統制スルト共ニ、海外ノ景況ヲモ十分考察シナケレベナラナイ譯ニアリマスルガ、海外ノ需要ハ、固ヨリ之ヲ内地ニ於テ左右スルコトハ來出ナイノデアリマスルカラ、ドウ致シマシテモ、此價格統制ノコトニ付キマシテハ、我國ノ生產ニ對シテ、先ヅ強力ナル統制ヲ加ヘルコトガ肝要デアリマシテ、單ニ販賣統制ヲ以テシテハ、到底此價格ノ統制ヲ致スト云フコトハ出來ナイト思フノデアリマス、併ナガラ、政府ハ此販賣統制ニ依シテ、價格ノ統制ヲ成シテ、先づ强力ナル販賣統制機関ヲ設ケマシテモ、到底價格ノ安定ヲ望ムコトハ困難デアルト考ヘマス、ソレ故ニ斯様ナ狀態デハ、假令強力ナル販賣統制機関ヲ設ケマシテ、若シ先般傳ヘラモ圖ラントセラル、御考デアルカドウカ、是ガ先ヅ第一ニ御尋シタイ點ニアリマス。

第二ニ御尋致シタイトコトハ、政府ハ此販賣統制ヲ實施スル前ニ、生產統制ノ上ニ一層其完全ト徹底トヲ圖ル御考ハナイカト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス、思フニ政府ニ於カレマシテモ、販賣統制ト共ニ生產統制ヲモ併行ハントスル御考デアリマセウ、曩ニ制定セラレマシタ製絲業法及ビ蠶絲業組合法ト云ヒ、又今期議會ニ御提出ニナッタ所ノ原ルニ是ハ、政府ニ生產統制ノ御考ガアルト云フコトヲ云フガ如キモノモ、要スル其統制政策ト、人絹對策トノ間ニ存スル所ノ、一大矛盾ヲ如何ニ解決セラレント云ヒ、生絲生產統制ト申シマスル場合ニハ、云フコトヲ窺ハシメルモノデアリマスガ、是等ノ規定デハ、殆ド生產統制ノ實ハス、茲ニ人絹對策トノ一大矛盾ヲ來スノデアリマスルガ、政府ハ如何ニシテ之ヲ解決セントセラレルノデアリマスルカ、是ハ今後ニ於ケル蠶絲業對策ノ一大眼目ヲ成スモノデアッテ、此場合ニ政府ノ御所信ヲ質シテ置キタイ事デアリマス。

第四ニ御尋申上ガタイ事ハ、政府ハ農村問題トシテノ蠶絲業對策ニ付テ、ドウ云フ御方針ヲ御有チニナッテ居リマスカ、此點ヲ云フコトヲ窺ハシメルモノデアリマス、我國ノ蠶絲業ガ、御伺スルノデアリマス、現時ノ如キ困難ニ陥ツテ居リマスノハ、前ニ申シマシタヤウニ、單ナル經濟恐慌ノ結果ノミデハゴザイマセヌデ、人絹ノ壓迫ニ因

絹對策ト致シマシテハ、繭、生絲ノ價格ヲ  
モット引下ゲルコトガ必要デアリマス、然ル  
ニ此繭、生絲ノ價格ヲ引下ゲルト云フコト  
ニ相成リマスルナラバ、農村ノ困難ヲ益、大  
ナラシムル結果ト相成ルノデアリマス、政  
府へ此關係ヲドウ云フ風ニ調和セントセラ  
ル、ノデアリマスカ、若シ農村ヲ苦シメナ  
イデ、繭ノ價格ヲ引下ゲントセラマスル  
ナラバ、繭ノ生產原價ヲ合理的ニ引下ゲル  
ヨリ外ニ途ガアルマイト思ヒマスルガ、此  
繭ノ生產原價ヲ合理的ニ引下ゲシムル爲ニ、  
政府ハ如何ナル方策ヲ御有チニナツテ居リ  
マスルカ、又繭ノ生產費ヲ引下ゲル爲ニ、  
政府ニ於カレマシテハ農家ノ多角的經營デ  
アルトカ、養蠶ノ多收穫主義ナドト云フヤ  
ウナ事ヲ以テ臨んで居ラレルヤウデアリマ  
スルガ、果シテ斯ウ云フ方法ダケデ、十分  
ノ效果ヲ擧ゲルコトガ出來ルト御考ヘニナツ  
テ居リマスルカ、又此多收穫政策ト申シマ  
シテモ、一段歩ノ桑園カラ繭約八十貫ヲ上  
ゲタト云フ京都府ニ於ケル所ノ試驗ノ成績  
ハゴザイマスルケレドモ、ソレヘ特例デア  
リマシテ、全國ノ平均ハ約十五貫目ノ現狀  
デアリマス、政府ニ於カレマシテハ、之ヲ  
ドノ程度マデ増加セシムルコトガ出來ルト  
御考ヘニナツテ居リマスルカ、更ニ根本的ノ  
問題ト致シマシテハ、政府ハ生絲ノ將來ヲ  
シテ將來何時迄モ其生存ヲ續ケテ行クコト  
ドウ見テ居ラレルノデアリマスルカ、言葉  
ヲ換ヘテ申シマスレバ、生絲ハ人絹ニ對抗

ガ出来ルト云フ自信ヲ御有ニナッテ居リ  
マスルカドウカ、是ハ實ニ大キナ問題デア  
リマス、今日マデ政府ハ、米或ハ蘭ノ價格  
釣上ヲ圖ルト云フノガ其根本方針デアッタ  
ヤウニ窺ハレマスルガ、斯様ナ姑息ナル政  
策デ、農村ノ窮状ガ打開セラレ、又我國ノ  
蠶絲業ノ永遠ノ繁榮ガ期待サレルデアリマ  
セウカ、此點ニ付テノ政府ノ御所信ヲ伺ヒ  
タイト思フノデアリマス

リ外ハナイト思ヒマスルシ、又其生絲輸用ノ爲ニハ、其支障トナッテ居ル制度方法ハ、之ヲ避ケナケレバナラナイト思フノデアリマスルガ、此生絲輸出ヲ必要ト致シマスル建前カラ申シマスルナラバ、輸出商ノ海外ニ於ケル活動ヲ活潑ナラシムルコトガ極メテ必要デアルト考ヘマス、然ルニ曩ニハ第三者格付検査ト云フモノヲ設定シテ之ヲ縛リ、又今回ハ取引登録制度ト云フモノヲ設ケマシテ、問屋輸出商ニ一層ノ束縛ヲ加ヘントシテ居ラレルノデアリマスルガ、斯様ニ生絲ノ取引ヲ規則ヅクメデ固メマシテ、商人ノ活動ヲ制限致スト云フコトハ、生絲貿易ノ進展ヲ期スル上ニドウ云フ利益ガアリマス、由ルノデアリマセウカ、此點ニ付テ農林大臣ノ御考ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス、由ス迄モナク今日ノ生絲問屋ト云フモノハ、往年ニ於ケルガ如キ實力ハ失ツテ居リマス、併ナガラ假令實力ハ失ツテ居リマシテモ、尙ホ輸出生絲ノ約七割ト云フモノヲ、是等ノ問屋が取扱ミテ居ルノデアッテ、ソレノミナラズ製絲金融ノ關係カラ申シマシテモ、此間屋ト云フモノハ最モ必要ナル存在デアルノデアリマス、然ルニ今此問屋ト云フモノガ、廢滅致スト云フコトニ相成リマシタナラバ、直チニ中小無數ノ製絲家ト云フモノハ、ソレニ伴フテ潰滅スル外ナイト云フノガ、今日ノ實情デアリマス、又絲價ノ變動ヲ助長スルト云フ理由カラ申シマシテモ、若モ整理統制ヲ加ヘル必要ガアルト致シマスルナラバ、問屋ニ對シテ之ヲ試ミルヨリモ、寧

口中小製絲家ニ對シテ之ヲ試ミル方ガ遙ニ  
肝要デアルト思フノデアリマス、要スルニ  
保護發展ヲセシメナケレバナラナイモノニ  
對シマシテ、斯様ナ整理取締ヲ強行セラレ  
ントスルコトハ、或ハ政府ノ蠶絲業對策  
ハ、從來ノ生絲輸出方針カラ絹物輸出方針  
へ轉向セントセラル、御意思ガアル爲デハ  
ナイカト思フノデアリマシテ、茲ニ此點ニ  
付テノ御尋ヲ致シタ次第デアリマス

ニ瓦リマスル所ノ御尋ヲ致シタ次第デアリ  
マス(拍手)

(國務大臣後藤文夫君登壇)

○國務大臣(後藤文夫君) 三宅君ノ御尋ニ  
御答テ致シマス、政府ハ輸出生絲ノ販賣ニ  
關スル統制ヲ行ツテ、是デ價格ノ統制マデ進  
ンデ行カウト云フ考ガアルノカドウカト云  
フ御尋デアリマス、政府ハ生絲ノ價格ガ安  
定スルト云フコトガ必要デアルト云フコト  
ヲ考ヘテ居リマス、隨テ内外ノ生絲ノ需要  
供給ノ關係カラ、生絲ノ値段ガ相當ナ價格  
ニ維持サレルト云フコトハ希望スル所デア  
リマス、併ナガラ此目的ヲ達スル爲ニハ、  
關係ノ各業ニ於テ相當ナ統制ガ取レテ參  
コトガ必要デアリマス、政府トシテハ、今  
直チニ政府ノ力ヲ以テ價格ヲ強力ニ統制シ  
ヨウト云フコトヲ企圖致シテ居リマセヌ、  
當事者ノ努力ニ依リ、自治的ナ統制ガ行ハ  
レ、價格ノ安定ガ圖ラレルト云フコトニ對  
シテ、政府ガドウ云フ風ニシタラバ力ヲ添  
ヘルコトガ出來ルデアラウカト云フヤウナ  
點ニ付テ、考究ヲ致シテ居ルヤウナ譯デア  
リマス、此販賣統制ノ法案ハ、直チニソレ  
程ノ強力ナ價格統制ニマデ至ルト云フコト  
ヲ平時ニ於テハ企圖致シテ居ラナイノデア  
リマス、唯非常ノ際ニ於テ、當業者ガ自治  
的ニ色々統制ヲ圖ルコトヲヤリマスル時  
ニ、政府ガソレニ力ヲ添ヘルコトガ出來ル  
ヤウナ準備ヲ、此法案ニモ致シテアルト云  
フノニ止マルノデアリマス、生絲ノ價格ガ  
高イト云フコトノミヲ期スル譯ニハ行カ

又、價格釣上ト云フヤウナコトバカリ考ヘ  
テモ、今後ハ其目的ヲ達セラレヌデアラ  
ウ、隨テ原價ノ引下、生產ノ過程ニ於ケル  
各種ノ統制ガ、寧ロ必要デアルノデハナイ  
カト云フヤウナ御尋ガアリマシタ、是モ吾  
吉トシテハ大體御同感デアリマス、今後我  
國ノ生絲ガ過去ノ如キ非常ナ高値ヲ出スト  
云フコトヲ豫想シテ、今後ノ政策ヲ考ヘル  
コトハ出來ナイト思ヒマス、併ナガラ又我  
國ノ蠶絲業界ノ統制ガ十分デナイ爲ニ、下  
ガラヌデ宜イ値段マデ下ガルト云フコトヲ  
避ケル途ハ、是ハ矢張十分ニ講ジナケレバ  
ナラヌト思フノデアリマス、ソレデ生產ノ  
統制ト云フコトヲ、販賣ノ統制ヲ考ヘル前  
ニ、寧ロ先ンジテ考ヘナケレバナラヌノデ  
ハアルマイカト云フ御尋デアリマシタガ、  
生產ノ統制ト云フコトハ中々困難ナ問題デ  
アリマス、殊ニ御承知ノ通り、我國ノ製絲  
業ニハ、多數ノ業者ガ存在シテ居リマス、  
更ニ製絲ノ原料デアル繭ノ方ニナリマスレ  
バ、多數ノ農民ニ關係ノアル問題デアリマ  
ス、隨テ生產ニ關スル統制ノ必要ハ感ジテ  
矛盾ガナイカ、生絲ノ原價ヲ下ゲナケレバ  
ナラヌ、殊ニ人絹ノ發達ニ對抗シテ行クノ  
ス、桑園ノ改植整理ト云フヤウナ事柄、桑  
園ノ今後ノ經營ニ於ケル色々ナ生產技術上  
ノ進歩ト云フヤウナ事柄ガ、相當今日考究  
サレテ居リマスルノデ、此方面カラモ生產  
費ノ低下ガ今後圖ラレルト思ヒマス、又稚  
蠶ノ共同飼育等デモ、生產費ノ低下ガ幾ラ  
カ圖ラレテ居リマスルガ、今後モ色々  
養蠶ノ共同施設ト云フヤウナモノガ  
生產費ノ低下ニモ役立ツコトデアラウト思  
ヒマス、又原蠶種ノ國家管理等ニ依ツテ、優  
秀ナ蠶種、絲量ノ多イ繭ガ生產サレルコト  
モ、是モ生產費ノ低下ニ役立ツコトデアラ  
ウト思ヒマス、今日ノ時代ニ於キマシテ  
ハ、當業者モ十分ナ努力ヲ致シマシテ、有ユ  
ル方面カラ生產費ノ低下ヲ圖ツテ、農家經濟  
自身ノ利益ヲ害スルコトナクシテ、生產費ノ

ラナイノカト申シマスト、左様デハナイト  
ヲ講ジナケレバナラヌノデアリマス、是ヘ  
思フノデアリマス、矢張價格ノ安定ヲ圖ル  
善ノ餘地、方法ノ講ズベキ點ガアルノデア  
リマス、是ノミヲ以テ徹底的ニ價格ノ安定  
ウ、隨テ原價ノ引下、生產ノ過程ニ於ケル  
各種ノ統制ガ、寧ロ必要デアルノデハナイ  
カト云フヤウナ御尋ガアリマシタ、是モ吾  
吉トシテハ大體御同感デアリマス、今後我  
國ノ生絲ガ過去ノ如キ非常ナ高値ヲ出スト  
云フコトヲ豫想シテ、今後ノ政策ヲ考ヘル  
コトハ出來ナイト思ヒマス、併ナガラ又我  
國ノ蠶絲業界ノ統制ガ十分デナイ爲ニ、下  
ガラヌデ宜イ値段マデ下ガルト云フコトヲ  
避ケル途ハ、是ハ矢張十分ニ講ジナケレバ  
ナラヌト思フノデアリマス、ソレデ生產ノ  
統制ト云フコトヲ、販賣ノ統制ヲ考ヘル前  
ニ、寧ロ先ンジテ考ヘナケレバナラヌノデ  
ハアルマイカト云フ御尋デアリマシタガ、  
生產ノ統制ト云フコトハ中々困難ナ問題デ  
アリマス、殊ニ御承知ノ通り、我國ノ製絲  
業ニハ、多數ノ業者ガ存在シテ居リマス、  
更ニ製絲ノ原料デアル繭ノ方ニナリマスレ  
バ、多數ノ農民ニ關係ノアル問題デアリマ  
ス、隨テ生產ニ關スル統制ノ必要ハ感ジテ  
矛盾ガナイカ、生絲ノ原價ヲ下ゲナケレバ  
ナラヌ、殊ニ人絹ノ發達ニ對抗シテ行クノ  
ス、桑園ノ改植整理ト云フヤウナ事柄、桑  
園ノ今後ノ經營ニ於ケル色々ナ生產技術上  
ノ進歩ト云フヤウナ事柄ガ、相當今日考究  
サレテ居リマスルノデ、此方面カラモ生產  
費ノ低下ガ今後圖ラレルト思ヒマス、又稚  
蠶ノ共同飼育等デモ、生產費ノ低下ガ幾ラ  
カ圖ラレテ居リマスルガ、今後モ色々  
養蠶ノ共同施設ト云フヤウナモノガ  
生產費ノ低下ニモ役立ツコトデアラウト思  
ヒマス、又原蠶種ノ國家管理等ニ依ツテ、優  
秀ナ蠶種、絲量ノ多イ繭ガ生產サレルコト  
モ、是モ生產費ノ低下ニ役立ツコトデアラ  
ウト思ヒマス、今日ノ時代ニ於キマシテ  
ハ、當業者モ十分ナ努力ヲ致シマシテ、有ユ  
ル方面カラ生產費ノ低下ヲ圖ツテ、農家經濟  
自身ノ利益ヲ害スルコトナクシテ、生產費ノ

ヲ痛メルコトナクシテ、原價ノ下ガル方法  
ヲ講ジナケレバナラヌノデアリマス、是ヘ  
思フノデアリマス、矢張價格ノ安定ヲ圖ル  
善ノ餘地、方法ノ講ズベキ點ガアルノデア  
リマス、是ノミヲ以テ徹底的ニ價格ノ安定  
ウ、隨テ原價ノ引下、生產ノ過程ニ於ケル  
各種ノ統制ガ、寧ロ必要デアルノデハナイ  
カト云フヤウナ御尋ガアリマシタ、是モ吾  
吉トシテハ大體御同感デアリマス、今後我  
國ノ生絲ガ過去ノ如キ非常ナ高値ヲ出スト  
云フコトヲ豫想シテ、今後ノ政策ヲ考ヘル  
コトハ出來ナイト思ヒマス、併ナガラ又我  
國ノ蠶絲業界ノ統制ガ十分デナイ爲ニ、下  
ガラヌデ宜イ値段マデ下ガルト云フコトヲ  
避ケル途ハ、是ハ矢張十分ニ講ジナケレバ  
ナラヌト思フノデアリマス、ソレデ生產ノ  
統制ト云フコトヲ、販賣ノ統制ヲ考ヘル前  
ニ、寧ロ先ンジテ考ヘナケレバナラヌノデ  
ハアルマイカト云フ御尋デアリマシタガ、  
生產ノ統制ト云フコトハ中々困難ナ問題デ  
アリマス、殊ニ御承知ノ通り、我國ノ製絲  
業ニハ、多數ノ業者ガ存在シテ居リマス、  
更ニ製絲ノ原料デアル繭ノ方ニナリマスレ  
バ、多數ノ農民ニ關係ノアル問題デアリマ  
ス、隨テ生產ニ關スル統制ノ必要ハ感ジテ  
矛盾ガナイカ、生絲ノ原價ヲ下ゲナケレバ  
ナラヌ、殊ニ人絹ノ發達ニ對抗シテ行クノ  
ス、桑園ノ改植整理ト云フヤウナ事柄、桑  
園ノ今後ノ經營ニ於ケル色々ナ生產技術上  
ノ進歩ト云フヤウナ事柄ガ、相當今日考究  
サレテ居リマスルノデ、此方面カラモ生產  
費ノ低下ガ今後圖ラレルト思ヒマス、又稚  
蠶ノ共同飼育等デモ、生產費ノ低下ガ幾ラ  
カ圖ラレテ居リマスルガ、今後モ色々  
養蠶ノ共同施設ト云フヤウナモノガ  
生產費ノ低下ニモ役立ツコトデアラウト思  
ヒマス、又原蠶種ノ國家管理等ニ依ツテ、優  
秀ナ蠶種、絲量ノ多イ繭ガ生產サレルコト  
モ、是モ生產費ノ低下ニ役立ツコトデアラ  
ウト思ヒマス、今日ノ時代ニ於キマシテ  
ハ、當業者モ十分ナ努力ヲ致シマシテ、有ユ  
ル方面カラ生產費ノ低下ヲ圖ツテ、農家經濟  
自身ノ利益ヲ害スルコトナクシテ、生產費ノ

考ヘテ居ルノデアリマス、合理的ニ生産費ヲ引下ゲルト云フコトノ必要ハ、三宅君ノ御話ノ通りデアルト思ヒマス、サウデナケレバ我國ノ蠶絲業ノ問題、蠶絲業ニ關係スル中ノ最モ大キイ所人、農家ノ今後ノ生活安定ノ問題トヲ調和サセル、此合理的解決ヲ圖ルト云フコトハ出來ナイ譯デアリマス、此點ニ今後大ニ力ヲ入レナケレバナラヌコトハ、吾々モ考ヘテ居ル所デアリマス、尙ホ生絲ノ將來ヲドウ考ヘルカト云フコトデアリマスルガ、私ハ我國ノ生絲ノ將來ハ、努力サヘ致スラバ、十分ニ是ガ維持ヲ圖リ、或ハ進ンデ是ガ發展ヲ圖ルコトモ、見込ノナイコトデハナイト信ジテ居ルノデアリマス、唯是迄ノ我ガ蠶絲業ガ順風ニ帆ヲ揚ゲテ發展シタ時ノヤウナ考デハイカヌ、非常ナ努力ガ要ル、非常ナ決心ヲ以テ困難ト闘フコトガ要ル、併ナガラ此決心ヲ以テ政府モ、亦民間ノ當業者モ、ソレぐ、努力ヲ致シテ参リマスルナラバ、我國ノ生絲ハ今後其運命ヲ持續シ、開拓シテ行ケルモノデアルト私ハ信ジテ居ルノデアリマス、人絹ガ段々進歩致シマス爲ニ、生絲ガ元ノヤウナ横行濶歩ラスル、獨歩ノ地歩ヲ占メルコトハ、非常ニ困難ニハナツテ参リ最高級ノモノデアルト云フ位置ハ、決シテ生絲カラ失ハレルモノデハナイト思ヒマス、唯人絹ガ之ニ近付イテ來ルト云フコトニアリマスケレドモ、生絲自身ノ有ツ動

物織維トシテノ特色、最高級ノ織維トンテ  
ノ傳統的ノ嗜好ト云フモノヲ、今後モ十分  
ニ發揮シテ行ク方法ヲ、現在以上ニ努力シテ  
テ講ジテ參リマスナラバ、生絲ノ地歩ト云  
フモノハ維持サレルト思ヒマス、又更ニ生  
絲ノ新規ノ用途ト云フモノヲ、是迄ヘ餘リ  
考ヘテ居ラナカッタノデアリマスガ、之ヲ考  
ヘマスルナラバ、決シテ此新天地ノ開拓モ  
見込ノナイコトデヘナイト云フヨリモ、寧  
ロ大キナ見込ガ相當ニ豫想サレテ居ルノデ  
アリマス、吾々ハ人絹ノ進歩モ結構デアリ  
マスガ、ソレト相並ンデ、蠶絲業ノ基礎ヲ  
確實ニシテ、農家經濟ト調和シナガラ、今  
後ノ蠶絲業ヲ生カシテ行ク、維持シテ行ク  
コトニ努力スルコトノ、今日見込ガナイト  
云フヤウナコトハ少シモ考ヘマセヌ、前途  
ニ付テハ相當ナ確信ヲ有ツテ、蠶絲業界ノ將  
來ヲ吾々ハ考ヘテ居ル譯デアリマス(拍手)  
○三宅磐君 先程農林大臣ニ御尋致シマシ  
タ事項ノ内、只今御答辯ヲ伺フコトノ出來  
ナカツタ點ガ一、三アルト思ヒマスルガ、大  
體只今ノ農林大臣ノ御答辯ニ依ツテ、政府ノ  
御趣旨ノアル所ヲ親ヒ知ルコトガ出來タノ  
デアリマス、此政府ノ御趣旨ニ基キマシ  
テ、本法案ノ内容ヲ検討致シマスル場合  
ニ、尙ほ幾多御尋ヲ申上ゲナケレバナラヌ  
事項ガゴザイマスルケレドモ、ソレハ委員  
會等ノ場合ニ譲リマシテ、大體只今ノ御答  
辯ニ依ツテ、私ノ質問ハ差控ヘルコトニ致

〔由谷義治君登壇〕

○由谷義治君登壇) 統制法案ニ對スル政民兩黨ノ質問、並ニ農林大臣ノ答辯ヲ聽イテ居リマスト、洵ニ遺憾ニ堪ヘナイノデアリマス、此法案ヲ農林大臣自身ガ、自ラ不完全ダト白狀シテシルト事務的ナ釋明ニ終リマシテ、農林大臣ノ答辯ト云フヨリモ、寧ロ後藤農務局長、或ヘ後藤蠶絲局長ノ答辯ノ域ヲ脱セザルコトヲ衷心カラ遺憾ニ思ヒマス、一體生絲ノ問題ハ、農林大臣ノ言フヤウニ逐次ニヤルトカ、或ハ又追々ニヤッテ行クトカ、養蠶ノ統制ハ面倒ダカラ中々出來ナイトカ、サウ云フ荏苒日ヲ遷シテ宜イヤウナ、何時掛ツモ大丈夫ト云フ風ナ、左様ニ簡単ナ、且ツ緩漫ナ問題ニ非ズト吾々ハ信ズルノデアリマス、先刻三宅君ノ質問ガ、私ノ聽カントスル點ニ觸レテ參ルノデアリマスガ、結局蠶絲ノ問題ハ、最早部分的ナ、バラ／＼ノ政策アルナラバ、悉ク失敗デアルシ、役ニ立タヌ時勢ニナックナデアリマス、成程亞米利加ノ景氣ガ生絲ヲ支配スル、特ニ今日ノ國際爲替ノ非常ナル動搖ガ生絲ノ價格ヲ支配スル、況ヤ一方ニ於テハ、人絹ノ異常ナル進出ガアリ、更ニ一方ニ於テハ支那或ハ南露西亞ノ天然絹絲ノ壓迫ガアル、斯ウ云フ情勢カラ申シマスルト、此世界的ノ經濟ノ中ニ

盛ラレテ居ル生絲ニ向ッテ、統制ヲ取ルコトハ面倒デセウ、面倒ダケレドモ、斯ウ云々面倒ナモノダカラ統制ヲ取ッテ、即チ國家的ノ信用ト、國家ノ權力ニ依ツテ、統制ヲ取ルニ非ズンバ、我國蠶絲業即チ養蠶農家、製絲業者、之ヲ一貫スル所ノ適正ナル蠶絲對策ナシト吾々ハ信ズルノアリマス、特ニ生絲ノ問題ヘ、之ヲ日本國內ノ情勢カラ、モウ一遍眞剣ニ再吟味スル必要ガアリマス、蠶絲ヲ廻リマシテ、一方ニ於テハ養蠶農家、中間ニアリテハ製絲業者、更ニ販賣方面ニ於テハ貿易業者ガアル、此三ツガ悉ク相反シテ居ル、悉ク相反目シテ居ル、時ニ製絲業者ノ如キハ、從來日本ノ二百五十万ノ養蠶農家ヲ悉ク壓迫シ、悉ク搾取シテ來タ、我國ノ生絲ノ相場ノ上リ下リト、之ニ比例スペキ繭ノ相場ノ上下ノ關係ヲ見マスト、常ニ製絲業者、販賣業者ガ不當ナル利益ト不當ナル搾取ヲシテ來タ、是方今日、日本製絲業發展ノ一つノ理由デアリマセウケレドモ、最早日本ノ情勢ハ、此農家ノ重要產物、更ニ此日本ノ重要商品ニ對スル蠶絲ニ向ッテ、製絲業者ト養蠶農家ト販賣業者トノ相剋三角關係ヲ是レ以上持續スルコトハ、日本ノ經濟ノ情勢モ政治情勢モ斷ジテ許サズト、吾々ハ信ズルノアリマス

ナシヤ否ヤノ問題デアリマス（拍手）農林大臣常ニ言フ、理想ハ結構デアル、ケレドモ理想案ガナイ、逐次ヤッテ行クノダ、農林大臣ガ農林大臣ノ名譽ヲ享樂ナサルコトハ御自由デアリマスケレドモ、何時マデモ調査研究デ日ヲ送ラレタノデヘ、日本ノ農民モ、日本ノ重要産業モ、何等ノ御蔭ヲ蒙ルコトハ出來ナイ、少クトモ私ハ農林大臣ニ向ツチ、政治的ノ責任觀念ト、大臣トシテノ輔弼ノ重大任務ヲ、改メテ御自覺願ヒタイノスカ、生絲國營ト云フ言葉ハ極メテ大膽デアリマス、畢竟私ノ質問ハ、此一點ニ歸スル、政府ハ即チ生絲ノ國營ヲヤルカヤラヌカ、餘リニ漠然トシテ居リマスカラ、モウシテモ、少シ私ノ質問ノ趣旨ヲ進メマスナラバ、斯ウ此處デ生絲國營ヲヤルカヤラヌカト申シマノ製絲問題モ、解決ノ途ナシト考ヘマス、唯達セヌ限リニ於テハ、日本ノ養蠶問題モ、日本アリマスケレドモ、御互ノ認識ガ其處マデ到スル、政府ハ即チ生絲ノ國營ヲヤルカヤラヌカ、餘リニ漠然トシテ居リマスカラ、モウシテモ、少シ私ノ質問ノ趣旨ヲ進メマスナラバ、斯ウデモシタラドウカ、政府ノ蠶絲局、或ハ農林大臣監督下ニアル所ノ輸出生絲統制委員會、斯モ、更ニ又消費階級カラモ、各其代表者ウ云フモノヲモット擴大強化シテ、養蠶家カラモ、製絲業者カラモ、更ニ販賣業者カラモ、更ニ權威ヲ集メテ一ツノ會ヲ造ル、ヲ集メル、更ニ養蠶製絲ニ關スル所ノ、我ガ日本ノ學問ト、知識ト、技術ト、経験ト、其他一切ノ權威ヲ集メテ一ツノ會ヲ造ル、力ヲシテ、先ヅ來年度ノ生絲ノ消費ニ對シ

マシテ、國內國外ニ對スル豫想數量ヲ決定致シマス、更ニ又來年度ニ於テ幾ラニ賣レルカト云フ豫想價格ヲ決定スル、消費ニ向ツテ、養蠶ニ對スル徹底シタル生産統制ガ出来ル、政府ガ今回提案シマシタ原蠶種管理制度案ノ如キモ、此徹底シタル養蠶生産統制ヲヤルコトニ於テ、初メテ意義アリト信スルノデアリマス、一方來年度ノ生絲ノ相場ガ決マルナラバ、其生絲ノ相場ヲ基礎ニシテ、繭ノ相場ト生產費、即チ製絲生產費ト、更ニ販賣手數料ヲ決メマス、例へバ來年度ガ五百五十圓ノ見當ガ付クナラバ、之ヲ基礎ニシテ、假ニ販賣手數料ヲ二十圓、製絲生產費ヲ百三十圓、サウ致シマスレバ、ソレノ殘リデアル所ノ四百圓ガ、繭ノ相場ニ當ルノデアリマスカラ、之ヲ基礎ニシテ政府ハ來年度ノ繭ノ相場ヲ幾ラト決メルノデアリマス、サウシテ一方養蠶農家ハ、繭ノ相場ニ保障ガ出來マスカラ、初メテ自力更生ノ餘地ガアル、今マデノ生產費ヲウント安クスルヤウニ、政府ノ自慢スル所ノ自力更生運動ヲ本當ニ擴大シテ、之ニ依ツテ日本ノ養蠶農家ニ眞箇ノ安定ト保障ガ來ル、更ニ又製絲業者ハ百斤百三十圓ト云フ公定生產費ガ決メラレルナラバ、其範圍内ニ於テ能率ノ增進モ結構、製絲ノ合理化モ結構、日本ノ此非常ニ紛雜混亂シタル所ノ製絲業界其モノニ對シマシテモ、茲ニ自ラ一つノ統制ガ付イテ來ル、一方生絲商人ハ、是ハ國外生絲商人モ、貿

易業者モ、百斤二十圓ナラ二十圓ノ公定手  
ノ營業ハ十分ニ續イテ行ク、私ノ申シマス  
コトハ極メテ簡単デアリマスケレドモ、若  
シサウスレバ、其處ニ亞米利加邊ニ非  
難サレル所ノ生絲ノ絲價ノ安定ガ期待出来  
ル、更ニ又サウスルコトニ依シテ、日本ノ養  
蠶農家ハ自分ノ作ル繭價ノ公定維持保障ニ  
依シテ、自ラ安定匡救サレマセウシ、更ニ又  
製絲業者モ其處ニ一ツノ統制ガ生レマスカ  
ラ、養蠶農家ヲ相剋スルヤウナ弊害ヤ、非  
難ガナクナツテ來ル、小クトモ此處マデ考ヘ  
テ、サウシテ日本ノ養蠶對策ヲ考ヘナイ限  
リ、日本ノ生絲對策ヲ考ヘナイ限り、政府  
ノヤルヤウナ、バラ＼＼ナ、部分的ナ、左様  
ニ姑息ナ曖昧ナ、不徹底ナ政策デハ、私ハ今  
後ノ日本ノ重要產業トシテノ蠶絲對策ニ對  
スル徹底セル結論ナシト信ズルノデアリマ  
ス、此點ニ付テ農林大臣ノ明確ナル答辯ヲ  
要求シマス、農林大臣ガ督單ニ尸位素餐ノ  
謗ヲ受ケツ、其職ニ留マルナラバ、日本ノ  
社會情勢ヘドウ云フ轉換ヲスルカ分ラヌ、  
私ハ問題ハ極メテ地味ナ養蠶問題デアリマ  
スケレドモ、其背後ニ日本ノ哀々タル農民  
ニ對スル所ノ、農林大臣ノ率直ナル、サウ  
シテ正直ナル答辯アランコトヲ要求シテ降  
壇致シマス(拍手)

○國務大臣（後藤文夫君）　山谷君ノ御質問  
ニ御答ヲ致シマス、御述ニナリマシタ蠶絲業國營案トデモ申スモノデアリマスカ、ドウモ只今伺ヒマシタダケデ、私俄カニ御批評ヲ申上ゲ兼不ルノデアリマスガ、併シ我國ノ蠶絲業ノ今日ノ現狀、是ガ農村ノ非常ニ多數ノ人口ニ關係ヲ致シテ居リマスル實情カラ見マシテ、遽ニ簡単ナ解決案ヲ茲ニ樹テ爾譯ニハ參リ兼ネルト思フノデアリマス、吾々共カ年來致シテ居リマスルコトガ、個々バラバノモノデアルト云フヤウナ御批評モアリマスルガ、吾々ヲ以テ見マスレバ、是ハ總テ一貫シタ一ツノ方向ニ向ツテ進ンデ居ルモノデアルノデアリマシテ、此蠶絲業ニ關係ノアル各業態ノソレヽニ於テ、ソレヽ適切ナル統制ガ行ハレルコトニ依ツテ、全體ノ統制ノ歩ヲ進メラレルモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、吾々ハ色々理想ヲ考ヘナイデハゴザイマセヌ、併ナガラ高遠ノ理想ヲ唯述べ、具體的成案ノナイモノヲ、色々御話スル譯ニモ參リ兼ネマスルシ、今日ニ於キマシテハ、一定ノ方向ニ向ツテ具體案ヲ得タモノヲ、逐次ニ實行シテ參ツテ居ルノデアリマシテ、決シテ愚圖々ナト致シテ居ル譯デハナイト云フコトヲ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス（拍手）  
○由谷義治君　此席カラ御許シヲ願ヒマス、個々ノ統制ヲ何トカシテ行クト云フヤウナ御答辯デアリマスケレドモ、一番基

〔國務大臣後藤文夫君登壇〕

山谷書ノ御質問

本的ナ統制ヲシテ行キ、ソレカラ個々ノ統制ガ連絡ヲ持ツベキガ、木當ノ筋道ト私ハ信ズルノデアリマス、是レ以上質問ハ申シマセヌ、適當ナ機會ニ更ニ農林大臣ノ所信ヲ質スコトニ致シマス

○議長(秋田清君) 質疑ハ終局致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス

○青木雷三郎君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第一、政府提出、河川法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——

松實喜代太君

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一 河川法中改正法律案(政府提出)

昭和九年三月十日

委員長 松實喜代太

(松實喜代太君登壇)

○松實喜代太君 只今上程サレタル所ノ河

川法中改正法律案ニ付テ、特別委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、本委員會ハ前スルガ、先づ最初ニ委員長及ビ理事ノ互選ヲ行ヒマシタ、委員長ニ不肖ガ當選致シ、又理事ニハ政友會ノ石川又八君、民政黨ノ坂東幸太郎君ガ當選相成リマシタノデアリマス、サウシテ政府ノ提案ノ理由シタノデアリマス、又北陸、政府ノ提案ノ理由ニ依リマスルト云フト、近時北海道ニ於ケル拓殖事業ガ非常ナル發展ヲ致シ、又北海道ニ於ケル所ノ諸般ノ產業モ大ニ振興致シタ關係上、此河川ノ重要性モ増大致シタノデアリマス、又北海道ニ最近頻々タル所ノ水害ガ起リマシテ、サウシテ非常ニ北海道民ガ惱シニ居ルノデアリマスルガ、此水害ヲ除去スル爲ニ、政府ハ本年ノ此議會ニ石狩川外五河川ノ治水計畫ヲ提案シタノデアリマス、サウ云フヤウナ關係カラシテ、此河川法ヲ改正シテ、北海道ニモ河川法ヲ施行スルト云フコトニ致シタイト云フ希望ヲ以テ、政府ガ提案サレタノデアリマスルガ、先づ其改正ノ内容ニ付テ申上ゲマスルト云フト、現行ノ河川法ニ依リマスルト云フト、此河川ノ費用ハ府縣ノ負擔トスル、斯ウカラ、此點ニ付テ改正ヲ行ハナケレバ、北北海道ニ於テハ拓殖計畫ニ依ッテ、國費ヲ以テ河川ノ支辨ヲ致シテ居ルノデアリマスルカ、此點ニ付テ改正ヲ行ハナケレバ、北

河川ヨリ生ズル所ノ收入ハ、府縣ニ歸屬セシムルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、先程申シマシタヤウニ、北海道ノ河川ノ支辨ヲ致シテ居ル關係上、北海道ニ於ケル河川ノ收入ハ、國庫ニ歸屬セシムルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスルカラ、斯ウ云フ提案デアリマス、ソレニ付キマシテ幾多ノ政府委員ト、特別委員トノ間ニ質疑應答ヲ重ねラレタノデアリマスルガ、是ハ諸君ノ御手許ニ配付シタル所ノ速記録ニ依ッテ御承知ヲ頼ヒタインデアリマス、質問ヲ終了致シマシテ、討論ニ入リマシテ、政友會ヲ代表シテ石川又八君、民政黨ヲ代表致シテ、坂東幸太郎君ガ賛成ノ意ヲ述ベラレ、隨テ之ヲ採決致シマシタ結果トシテ、滿場一致政府案ヲ可決致シタ次第デアリマス、但シ茲ニ民政黨ノ坂東君ガ、委員長ノ報告ニ添ヘテ貰ヒタイト云フ希望條件ガアルノデアリマスルカラ、之ヲ茲ニ朗讀致シテ、其坂東君ノ意思ノ表示ヲ明ニシタイト思ヒマス希望條項

一、政府ハ本法施行ノ爲ニ堤外地トナル民有地ニ對シテハ價額ノ補償又ハ賠償ヲ爲シ其所有者又ハ賃借人等ニ不當ノ損失ヲ與ヘザル様考慮セラレンコトヲ望ム

ト云フ希望條項デアリマス、何卒委員會決定ノ通り御賛成アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決サレシトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決サレシトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決サレシトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第四十四乃至第五十四マデ繰上ゲ上程シ、逐次其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第

四十四、司法保護法案ノ第一讀會ノ續ヲ開  
キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——山本芳治君

第四十四 司法保護法案（小林鑑君  
外六名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一 司法保護法案（小林鑑君外六名提出）

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ  
ト議決致候此段及報告候也

昭和九年三月六日

委員長 高見 之通

衆議院議長秋田清殿

司法保護法  
〔別紙〕

第一條 左ニ掲タル者ニシテ必要アリト  
認ムルトキハ本法ニ依リ之ヲ保護ス

一 刑ノ執行ヲ終リ又ヘ刑ノ執行ノ免  
除ヲ得タル者

二 假釋放ヲ許サレタル者

三 刑ノ執行ヲ停止セラレタル者

四 刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者

五 起訴猶豫又ヘ微罪釋放ノ處分ヲ受  
ケタル者

六 其ノ他刑事處分ヲ受ケタル者

第二條 保護事務ハ司法大臣ノ管理ニ屬  
ス

第三條 地方裁判所所在地ニ地方保護局  
ヲ置キ保護事務ヲ行ハシム

必要アルトキハ地方保護分局ヲ置クコ

第四條 地方保護局ノ設置、廢止及管轄  
ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 地方保護局ニ局長、保護司及書  
記ヲ置ク

第六條 地方保護局ニ保護事務ニ關スル  
諸問機關ヲ置ク

第七條 地方保護局ハ保護事務ノ補助ヲ  
爲サシムル爲適當ト認ムル者ニ保護委  
員ヲ嘱託スルコトヲ得

第八條 地方保護局ハ保護ノ要否ヲ認定  
スルニ當リ保護ヲ受クル者ノ父兄親族  
其ノ他保護ヲ委託スルニ適當ト認ムル  
者ニ出頭ヲ求メ保護ヲ勧説シ又ヘ保護  
ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第九條 地方保護局ハ保護ヲ受クル者又  
ハ保護ヲ受ケントスル者ヲ召喚シ又ハ  
保護司ヲシテ同行セシムルコトヲ得

第十條 地方保護局ハ其ノ事務ヲ行フニ當  
リ必要アルトキハ公務所又ヘ公務員ニ對  
シ囁託ヲ爲シ又ヘ補助ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 保護ノ種類左ノ如シ

第十二條 地方保護局被保護者ノ居宅ニ  
於テ保護ヲ爲スコト能ハス又ヘ之ヲ適

用ノ權利ノ取得又ヘ所有權ノ保存ノ爲  
ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス

第十三條 保護團體ノ用ニ供スル土地建  
物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セ  
ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシメタル者

ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 保護團體ノ用ニ供スル土地建  
物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セ  
ス、本法ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山本芳治君 登壇

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長（秋田清君） 本案ノ第二讀會ヲ開ク  
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ  
ス、本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

リ可決セラレンコトヲ望ミマス

ナル施設若ヘ私人ノ家庭ニ收容ヲ委託

スルコトヲ得

ノ通リ、條文ヲ整理修正シテ可決シタノダ

アリマス、本案ハ昨年ノ議會ニ本院ヲ通過

シタ案テアリマス、其際ノ委員會ニ於キマ  
シテ、詳細ニ審査ガ遂ゲラレテ居リマスル

コトヲ得

第十四條 地方保護局ハ必要アリト認ム  
ルトキハ被保護者ヲ保護司ノ觀察ニ附

スルコトヲ得

第十五條 保護期間ハ二箇年以内トス但  
シ繼續ノ必要アルトキハ之ヲ更新スル  
コトヲ得

第十六條 保護ノ解除竝保護期間ノ更新  
ハ地方保護局之ヲ決定ス

第十七條 保護團體ヲ設置セントスル者  
ハ司法大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第十八條 地方保護局ハ收容ヲ委託シタ  
ル保護團體又ヘ適當ナル者ニ對シ命令  
ノ定ムル所ニ依リ收容費ヲ補給スルコ  
トヲ得

第十九條 保護團體ノ用ニ供スル土地建  
物ノ權利ノ取得又ヘ所有權ノ保存ノ爲  
ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セス

第二十條 保護團體ノ用ニ供スル土地建  
物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セ  
ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシメタル者

ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

○議長（秋田清君） 本案ノ第二讀會ヲ開ク  
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ  
ス、本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

リ可決セラレンコトヲ望ミマス



收益稅法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長熊谷直太君

第五十一 營業収益稅法中改正法律案  
〔小林鑄君外二名提出〕

第一讀會ノ續(委員長報告)  
報告書

一營業収益稅法中改正法律案(小林鑄君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議致候此段及報告候也

昭和九年三月八日 理事 林 路一

衆議院議長秋田清殿

○林路一君 委員長ニ代シテ御報告ヲ申上

○議長(秋田清君) 林君ハ理事デゴザイマスカ——許可致シマス

○林路一君 營業収益稅法中改正法律案ノ審議ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本案ハ營業収益稅法ノ第七條ヲ改正致シマシテ、法人ノ演劇興業稅ヲ加ヘ、之ニ依テ現在地方稅トシテ演劇興業稅ヲ賦課セラレテ居リマスケレドモ、是ガ極メテ不公正ナ課稅デアリマスルカラ、此課稅ヲ地方稅ヨリ取去ルト云フコトガ本案ノ目的デアルノデゴザイマス、委員會ハ二回之ヲ開キマシテ、提出者ヨリ懇篤ナル提案ノ趣旨ノ御説明ガ

カラシテ、内務及ビ大藏當局ニ伺ツテ種々質疑セラレマシタ、政府ハ理論ト致シマシテハ、本案ノ改正ノ趣旨ハ反対デハナインデアルケレドモ、現在ノ演劇興業稅ガ持ツ所ノ二ツノ意味、即チハ收益ニ對スル所ノ課稅、他ノ一ハ奢侈的部分ニ對スル所ノ

ガ、營業収益稅ニ變リマスト、收益ニ對スル課稅へ變リハアリマヌガ、一方ニ於ケル奢侈的部分ニ對スル課稅ト云フモノガ取残サレルコトニナルノアルカラ、殊ニ今日地方財源ガ不足ヲ致シテ居リマス場合ニ、演劇興業稅ガ地方稅ノ雜種稅ヨリ除外セラレマスト、夥シイ金額ガ地方財源ノ上ニ不足ヲ來シマスカラ、斯様ナ理由デ、今直チニハ賛成致シ兼ネルト云フコトデアッタノデアリマス、之ニ對シテ委員諸君カラヘ、今日演劇興業稅ノ大部分ヲ占メル所ノ活動寫眞ヲ以テ、奢侈的ナリト見ルト云フコトハ誤ツテ居ル、假ニ若シ奢侈的性質ガアリト致シマシテモ、其部分ニ對スル所ノ課稅フ意見ガゴザイマシタ、之ニ對シテ政府ハ、觀覽稅ハ徵收ガ困難デアルカラト云フコトデ、反対ヲ爲サイマシタケレドモ、其根據ガ薄弱デアッタノデアリマス、斯クシテ最後ニ討論ニ入りマシテ、政友會ヲ代表シテ高橋委員、民政黨ヲ代表シテ清水委員ヨリ、各原案賛成ノ意見ヲ述ベラレマシタ、國民ス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議

案ヲ可決致シマシタ、詳細ハ速記録ニ依ツテ御承知ヲ願ヒマス、右御報告ヲ申上ゲマスニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔拍手〕  
○議長(秋田清君) 本案ノ第一讀會ヲ開ク

〔贊成者起立〕  
○議長(秋田清君) 起立多數、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第五十二、山道裏一君外三名提出、產師法案、日程第五十三、土屋清三郎君外三名提出、產師法案、日程第五十四、野方次郎君外三名提出、產師法案、右三案ヲ括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長坂本一角君

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセスカラ、委員長報告通リ決シマシタ——是ニテ本案ノ第二讀會ハ終リマシタ

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キマス

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

案全部ヲ議題ト致シマス

營業収益稅法中改正法律案 第三讀會

○議長(秋田清君) 本案ハ第二讀會ノ議決ノ通り可決スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ハ第二讀會ノ議決ノ通り可決確定シマシタ、日程第五十二乃至第五十四ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセスカラ、委員長報告通リ決シマシタ——是ニテ本案ノ第二讀會ハ終リマシタ

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キマス

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス

○議長(秋田清君) 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

案全部ヲ議題ト致シマス

及報告候也

昭和九年三月八日

委員長 坂本 一角

衆議院議長 秋田清殿

(別紙)

産師法

第一條 産師トハ助産ヲ業ト爲ス者ヲ謂

フ

第二條 産師タラムトスル者ハ年齢二十

年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ内

務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 高等女學校卒業者又ハ之ト同等以

上ノ學力ヲ有スル者ニシテ内務大臣

ノ指定シタル產師學校ヲ卒業シタル

者

二 外國ノ產師學校ヲ卒業シ又ハ外國

ニ於テ產師免許ヲ受ケタル者ニシテ

命令ノ規定ニ該當スル者

三 產師試験ニ合格シタル者

ニ於テ產師免許ヲ受ケタル者ニシテ

命令ノ規定ニ該當スル者

四 產師試験ハ内務大臣之ヲ行フ

產師試験ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之

ヲ定ム

第三條 聰者、聾者、盲者又ハ精神病者

ニ對シテハ產師ノ免許ヲ爲スコトヲ得

ス

墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シ

刑ニ處セラレタル者又ハ禁錮以上ノ刑

ニ處セラレタル者ニ對シテハ產師ノ免

許ヲ爲サカルコトアルヘシ

第四條 產師ハ妊娠、産婦、婦婦又ハ胎

兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直

ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ  
處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時應急ノ  
處置ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 產師ハ自ラ臨產又ハ検案セスシ  
テ死產證書又ハ死胎検案書ヲ交付スル

コトヲ得ス

第六條 產師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ  
問ハス業務上技能、經歷又ハ命令ノ定  
ムル事項ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 產師ハ產簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ  
保存スヘシ

第八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道  
府縣產師會ヲ設立スヘシ

道府縣產師會ハ日本產師會ヲ設立スル  
コトヲ得

產師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市區產師會  
ヲ設立スルコトヲ得

產師會ハ法人トス

產師會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛  
生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

前各項ノ外產師會ニ關シ必要ナル事項  
ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタル者ト  
看做ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期  
間ヲ定メテ假ニ產婆ノ業ヲ免許セラレタ  
ル者ハ本法施行後ト雖尙其ノ效力ヲ有シ  
ルコトヲ得

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 產師第三條第一項ニ該當スルト  
キハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯  
シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ禁錮以上ノ刑  
ニ處セラレタルトキハ其ノ免許ヲ取消

シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコト  
アルヘシ其ノ免許ヲ前ニ係ル場合亦同シ

前項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛  
ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコト

ヲ得

前三項ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ  
第二項ノ處分及第三項ノ再免許ヲ爲ス

ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七  
條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ  
罰金又ハ科料ニ處ス業務停止中ノ產師  
ニシテ助産ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

第十條 第二條ノ免許ヲ受ケシムテ助產  
ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七  
條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ  
罰金又ハ科料ニ處ス業務停止中ノ產師  
ニシテ助産ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

產婆規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前產婆名簿ニ登錄セラレタル者  
ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタル者ト  
看做ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期  
間ヲ定メテ假ニ產婆ノ業ヲ免許セラレタ  
ル者ハ本法施行後ト雖尙其ノ效力ヲ有シ  
ルコトヲ得

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 產師第三條第一項ニ該當スルト  
キハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯  
シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ禁錮以上ノ刑  
ニ處セラレタルトキハ其ノ免許ヲ取消

シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコト  
アルヘシ其ノ免許ヲ前ニ係ル場合亦同シ

前項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖改悛  
ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ爲スコト

三案ハ全ク形式内容共ニ一致致シテ居リマ

ス、ソコデ三案一括致シマシテ審議ヲ致シ  
マシタ、此案ノ主眼致シマスル所ハ、從

來稱ヘラレテ居ル所ノ產婆ノ名稱ヲ產師ト  
改メルト云フコト、現行法產婆規則ハ、明

治三十二年ニ制定サレタモノニアリマス、  
ソレガ今日ノ時勢ノ進運ニ伴ハザルモノガ  
アルト云フノデ、此案ノ制定ヲ見テ、產婆  
ノ教育ノ程度ヲ高メ、社會的ノ地位ヲ高メ、  
内務大臣監督ノ下ニ統一シテ、其身分權限  
ヲ法律ノ上ニ明確ニシ、更ニ此團體ヲ法律  
上公ケニ認メテ、醫師會、藥劑師會、齒科  
醫師會ト提携シテ、公衆衛生ニ貢獻セント  
スルノガ此案ノ目的デアリマス、委員會ハ  
先月、二月九日ニ第一回ヲ開キマシテ、六  
回重ネテ居リマス、十分ニ審議ヲ致シマシ  
タ結果、御手許ニ配付致シテアル通リノ修  
正ヲシテ、滿場一致之ヲ可決致シマシタ、  
尙ホ本案ハ前議會及ビ前々議會ニ二回程、  
本院ヲ通過致シテ居リマス、全國五萬ノ產  
婆ノ要求デアリ、國民保健ノ上カラ考ヘマ  
シテ必要ダト考ヘマス、ドウカ滿場一致可  
決アランコトヲ切望致シマシテ、御報告ニ  
代ヘタ次第デアリマス(拍手)

○議長(秋田清君) 委員長報告ハ三案ヲ併  
合シテ一案トナシ、修正議決シタモノニア  
リマス、三案ノ第二讀會ヲ開クニ御審議ア  
リマセヌカ

○坂本一角君 只今上程ニナリマシタル產  
師法案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ其  
三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

(坂本一角君登壇)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス

三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○青木雷三郎君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ、開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス  
直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ  
議題ト致シマス

○議長(秋田清君)	別ニ御發議モアリマセ	第一讀會(確定議)
産師法案	第二讀會(確定議)	
産師法案	第二讀會(確定議)	

水雷艇友鶴遭難ニ關スル大角國務大臣ノ報告

○議長(秋田清君)　只今大角海軍大臣ヨリ  
水雷艇友鶴遭難ニ關シ報告致シタキ旨通告  
ニ接シマンシタ、仍テ其發言ヲ許シマス——  
海軍大臣大角岑生君

○國務大臣(大角岑生君) 佐世保鎮守府司

令長官ヨリノ報告ニ基キ、水雷艇友鶴遭難ノ概要ヲ申上グマス、佐世保警備戦隊所屬ノ軍艦電田ト、第二十一水雷隊千鳥、支鷦

ハ、同戦隊司令官統率ノ下ニ、十一日夜半  
佐世保港外ニ於キマシテ訓練實施中、十二  
日午前四時頃アリ鶴ハ本隊ト分離致シマシテ、  
遂ニ消息ヲ絶ツニ至ッタノデアリマス、當時

○内田信也君　只今大角海軍大臣ヨリ我ガ

マス——内田信也君

新銃ノ水雷艇友鶴遭難ノ御報告ヲ承リマシテ、洵ニ遺憾禁ズル能ハザルモノガアルノデアリマス、遭難艦ハ御承知ノ通り我ガ第一部ニ於テ製造シ、漸ク先月下旬ヲ以テ引渡サレ、訓練ニ從事シテヨリ僅ニ數日ニシテ、斯ノ如キ悲慘ナル報告ヲ耳ニスルコトハ、國民ノ沟ニ遺憾ニ堪ヘザル所デゴザイマス（拍手）殊ニ只今御報告中ニハゴザイマセヌデシタケレドモ、新聞紙其他ヨリ承知致シマスレバ、當時ノ風浪ハ三メートカニ聞及ンデ居リマスガ、三メートノ浪ト云フモノハ、決シテ稀ニ見ル如キ大キナモノデハゴザイマセヌ、當時見ル所ノモノデアリマス、此僅カ三メートノ風浪ノ間ニ於テ、新銃ノ我國防ノ第一線ニ立ツベキ水雷艇ガ、我ガ佐世保軍港ノ玄關先ニ於テ、斯ノ如キ溝難ヲ見ルコトハ、實ニ我國ノ國防安全感ヲ刺戟スルモノガ大ナルモノアリト信ズルノデアリマス、私ハ只今海軍大臣ノ御報告ニ依ッテ、水雷艇中尙ホ生存者ヲ存スルト云フコトヲ聽キマシテ、此點ハ洵ニ喜ビヲ以テ、大ナル期待ヲ以テ、生存者ノ一員モ多數ニ、一日モ早く救援サレンコトヲ望ンデ已マナイ者デアリマス（拍手）而モ狀況ハ未ダ判明致サズ、私ハ此遭難ニ對シテ、兔角ノ斷案ヲ下ス機會デヘゴザイマセヌガ、免モ角モ艦ガ覆没シテ、尙ホ海上ニ浮ンデ居ルト云フコトハ、乗組員將士ガ最後マデ其防水作

アリマス、此點ニ於テ我ガ忠勇ナル將士ノ、最後マデ職務ニ奮闘セルコトニ對シテ、茲ニ壇上ヲ通ジテ深キ敬意ヲ表シマスト共ニ、其點ハ必ズ是等生存者ヲ一人モ多カラシムルコトヲ期待致シテ居ルノデアリマス、蓋シ此水雷艇ノ性能ニ付キマシテハ、吾々ハ決シテ今日マデ無關心デ居ツタノデハアリマセヌ、即チ先般協賛致シマシタ所ノ第二次補充計畫中、此六百噸以下ノ水雷艇十六隻アルノニ對シマシテハ、深き關心、否、杞憂ヲ懷イテ居ツカ者デアリマス、即チ政府ノ豫算閣議決定ニ先チマシテ、本員ハ此件ニ對シ憂ヲ有ツテ、海軍省ニ藤田海軍次官ヲ訪ヒマシテ、此六百噸以下ノ水雷艇ノ性能ニ對シテ御伺致シタノデアリマス、更ニ又大角海軍大臣ヲ訪レマシテ、尙ホ此六百噸以下ノ水雷艇ガ、果シテ國防ノ第一線ニ立ツ性能アリヤ否ヤニ付テ、私ハ御伺シタノデアリマス、而モ斯ノ如キコトハ、事軍機ニ屬シマスルガ故ニ、之ヲ公開ノ議場ニ於テハ審カニ論ズルコトヲ避ケ、特ニ海軍大臣竝ニ海軍次官ヲ御訪ネシテ、對坐シテ之ヲ御尋シタノデアリマス、當時海軍大臣ハ、大演習ノ結果、此六百噸以下ノ水雷艇ト雖モ二等驅逐艦以上ノ性能ヲ有シテ、更ニ心配ガナイト云フ御答デアッタノデアリマス、併シ本員ノ見ル所デハ、偶、海上平穩ナ時ニ於テ、其性能ガ十分ニ發揮セラレテモ、一タビ荒天ニ際シテハ、思ヒ半バニ過グルモノアルコトハ、是レ小型艦艇ノ特色デアリ、缺點デアリマス、是ハ大演習

中ノ事デアリマスルガ、私ガ實見シタコト  
ニアリマス、大演習中ナリト雖モ、此事ヘ  
映畫トナツテ公開シテアルカラ、私ハ軍機事  
項デナイト信ジテ申上ゲマスガ、私ガ現ニ  
或ル主力艦ニ乗ツテ居リ、全速ヲ以テ運轉シ  
テ居ル、之ニ對シテ二等驅逐艦ノ襲撃ガアッ  
タ、當時偶、荒天デアツタ、サウスルト机上  
ノ論ヨリ言ヘバ、一二二二一十三デ走ツテ居  
ル主力艦ニ對シテ、三十四、五ノ大速力ヲ  
有スル驅逐艦ガ、直チニ追跡襲撃ガ出來ル  
告デアルガ、ソレガ出來ナイ、荒天ノ際ヘ  
小艦ハ自由ニ運轉ガ出來ナイ、與ヘラレタ  
ル「スペシフィケーション」ト達タ性能ガ  
ソコニ現ヘレル、故ニ此六百噸以下ヲ、倫  
敦條約ニ於テ建造自由トシテ制限外ニ置イ  
タコトハ、其性能ガ不十分デアルカラ、各  
國ニ自由建造ヲ許シタノデ、ソレヲ溢ニ  
之ニ信賴シテ、國防ハ安全ダトシテ、之  
ヲ建造スルコトハ如何デアルカト、大  
角海軍大臣ハ、此私ノ分科會ニ於ケル質  
問ニ對シマシテ「今内田君ノ御意見デ一番  
問題ニナラウト思フノハ、水雷艇ナドデア  
ラウト恩ヒマス、其水雷艇ノ問題ニ關シテ  
モ、隨分研究モシ、議論モシタノデアリマ  
スガ、結局作戦上要ルト云フコトニナツア、  
仕事ガ出來ル、斯ウ云フ風ナコトデ益必  
トスルニ當リマシテ、此窮窟ナ制限ヲ受ケ  
タ所ノ、此六百噸以下ノ小水雷艇十六隻ヲ、  
今回新ニ第二次補充計畫中ニ組入レテ、倫  
敦條約期限ニ拵ヘルナラ免モ角モ、倫敦  
條約ハ千九百三十六年満期トナリ、  
ソレニ依ツテ束縛サレタ此威力ノ少イ、危險  
極マル艦ヲ、條約満期後ノ三十七年マデ繼  
續セントスル意思ハ何處ニアルカト云フコ  
トヲ、私ハ分科會ニ於テ御尋シタノデアリ

マス、即チ假令豫算ハ此議場ヲ通過シテ  
モ、本來軍縮會議ガ開カレテ、倫敦條約ガ  
更改サレ若クハ廢棄サレタナラバ、何モ苦  
算ガ通過シタカラト云フテ、十六艘ノ水雷艇  
ノ製造材料ヲ集メシマツチ、動キノ取レ  
ナイヤウニスルコトハ、甚ダ策ヲ得タモノ  
ノ模様ヲ見テ、此第二次補充計畫ノ十六隻  
分ハ、變更スルコトアルノ用意ヲ必要トスルト  
云フコトヲ御忠告申上ゲ、否警告シテ、吾々  
ハ豫算ニ協賛ヲ與ヘタノデアリマス、當時  
ソコニ現ヘレル、故ニ此六百噸以下ヲ、倫  
敦條約ニ於テ建造自由トシテ制限外ニ置イ  
タコトハ、其性能ガ不十分デアルカラ、各  
國ニ自由建造ヲ許シタノデ、ソレヲ溢ニ  
之ニ信賴シテ、國防ハ安全ダトシテ、之  
ヲ建造スルコトハ如何デアルカト、大  
角海軍大臣ハ、此私ノ分科會ニ於ケル質  
問ニ對シマシテ「今内田君ノ御意見デ一番  
問題ニナラウト思フノハ、水雷艇ナドデア  
ラウト恩ヒマス、其水雷艇ノ問題ニ關シテ  
モ、隨分研究モシ、議論モシタノデアリマ  
スガ、結局作戦上要ルト云フコトニナツア、  
仕事ガ出來ル、斯ウ云フ風ナコトデ益必  
トスルニ當リマシテ、此窮窟ナ制限ヲ受ケ  
タ所ノ、此六百噸以下ノ小水雷艇十六隻ヲ、  
今回新ニ第二次補充計畫中ニ組入レテ、倫  
敦條約期限ニ拵ヘルナラ免モ角モ、倫敦  
條約ハ千九百三十六年満期トナリ、  
ソレニ依ツテ束縛サレタ此威力ノ少イ、危險  
極マル艦ヲ、條約満期後ノ三十七年マデ繼  
續セントスル意思ハ何處ニアルカト云フコ  
トヲ、私ハ分科會ニ於テ御尋シタノデアリ

マス、即チ假令豫算ハ此議場ヲ通過シテ  
モ、本來軍縮會議ガ開カレテ、倫敦條約ガ  
更改サレ若クハ廢棄サレタナラバ、何モ苦  
算ガ通過シタカラト云フテ、十六艘ノ水雷艇  
ノ製造材料ヲ集メシマツチ、動キノ取レ  
ナイヤウニスルコトハ、甚ダ策ヲ得タモノ  
デナイカラシテ、來年ノ會議ヲ待ツテ、會議  
ノ模様ヲ見テ、此第二次補充計畫ノ十六隻  
分ハ、變更スルコトアルノ用意ヲ必要トスルト  
云フコトヲ御忠告申上ゲ、否警告シテ、吾々  
ハ豫算ニ協賛ヲ與ヘタノデアリマス、當時  
ソコニ現ヘレル、故ニ此六百噸以下ヲ、倫  
敦條約ニ於テ建造自由トシテ制限外ニ置イ  
タコトハ、其性能ガ不十分デアルカラ、各  
國ニ自由建造ヲ許シタノデ、ソレヲ溢ニ  
之ニ信賴シテ、國防ハ安全ダトシテ、之  
ヲ建造スルコトハ如何デアルカト、大  
角海軍大臣ハ、此私ノ分科會ニ於ケル質  
問ニ對シマシテ「今内田君ノ御意見デ一番  
問題ニナラウト思フノハ、水雷艇ナドデア  
ラウト恩ヒマス、其水雷艇ノ問題ニ關シテ  
モ、隨分研究モシ、議論モシタノデアリマ  
スガ、結局作戦上要ルト云フコトニナツア、  
仕事ガ出來ル、斯ウ云フ風ナコトデ益必  
トスルニ當リマシテ、此窮窟ナ制限ヲ受ケ  
タ所ノ、此六百噸以下ノ小水雷艇十六隻ヲ、  
今回新ニ第二次補充計畫中ニ組入レテ、倫  
敦條約期限ニ拵ヘルナラ免モ角モ、倫敦  
條約ハ千九百三十六年満期トナリ、  
ソレニ依ツテ束縛サレタ此威力ノ少イ、危險  
極マル艦ヲ、條約満期後ノ三十七年マデ繼  
續セントスル意思ハ何處ニアルカト云フコ  
トヲ、私ハ分科會ニ於テ御尋シタノデアリ

ニシテ現實ニ我ガ軍港ノ玄關先ニ於テ、此  
遭難ヲ見ルニ於テヘ、更ニ私ハ茲ニ其憂ヲ  
深ク致シマスルト共ニ、海軍大臣ハ、此將  
來ニ殘サレテ、今ヤ貴族院ヲ通過セントス  
ル、此昭和九年度豫算案ニ伴フ、海軍第二  
次補充計畫中ノ制限外艦艇、即チ水雷艇十  
六隻ノ前途ニ對シテ、如何ナル御所感ト御  
考慮ヲ有セラル、ヤラ御伺致シタインデア  
リマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス（拍  
手）

（國務大臣大角岑生君登壇）

○國務大臣（大角岑生君） 友鶴遭難ニ關シ  
内田君ヨリ善意ノ御忠言ヲ拜聽致シマシ  
テ、洵ニ感謝ニ堪ヘザル次第アリマス、

是ヨリ私共ハ最モ權威アル查問委員會ヲ編  
成致シマシテ、成ベク速ニ事態ノ真相ヲ究  
明致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、而  
シテ只今内田君ノ御述ニナリマシタコト  
ハ、十分考慮ニ入レタイト存ズル次第ア  
リマス、尙ホ只今手ニ致シマシタ電報ヲ御  
参考ニ御報告申上ダタイト思ヒマス、佐世  
保鎮守府長官ヨリ

午後零時二十分友鶴後部ヨリ生存者三名  
イテアル、部内ニ於テモ、此水雷艇ニ對シ  
テハ議論ガアツタ云フノデアルカラ、議論  
ガアツタト云フコトハ、反對論ガアツタト云  
ニ數名ノ生存者アル見込

（拍手起ル）

○議長（秋田清君） 内田君宜シウゴザイマ  
スカ——内田君ハ御濟ミニナリマシタカ  
及ビマス

ニシテ現實ニ我ガ軍港ノ玄關先ニ於テ、此  
遭難ヲ見ルニ於テヘ、更ニ私ハ茲ニ其憂ヲ  
深ク致シマスルト共ニ、海軍大臣ハ、此將  
來ニ殘サレテ、今ヤ貴族院ヲ通過セントス  
ル、此昭和九年度豫算案ニ伴フ、海軍第二  
次補充計畫中ノ制限外艦艇、即チ水雷艇十  
六隻ノ前途ニ對シテ、如何ナル御所感ト御  
考慮ヲ有セラル、ヤラ御伺致シタインデア  
リマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス（拍  
手）

○内田信也君 宜シウゴザイマス  
（高橋壽太郎君登壇）

○高橋壽太郎君 水雷艇友鶴遭難ニ對シ  
國民同盟ヲ代表シ、遭難者ニ對シ謹シテ深

ニ際シテ、多數有爲ノ將兵ヲ喪ヒマシタコ  
トハ、悲痛此上モナイコトデゴザイマス、  
友鶴艇長岩瀬少佐以下將兵ハ固ヨリ職務ニ  
仕レタモノデアリマスカラ、武人ノ最後

トシテハ事情亦已ムヲ得ナイコトデアリ  
マス、健ナガラ華々シキ戰場ノ花ト散ル  
コトガ出來ズニ、春尚ホ淺キ佐世保ノ港  
外ニ、風浪ノ間に散り失セタト云フコト  
ハ、定メシ遺憾至極ナコトデアタデアラウ  
ト思ヒマス、一昨年十二月臺灣ノ近海ニ於  
テ、驅逐艦早蕨ノ遭難ガアリ、今又友鶴ノ  
不幸ヲ聽キマシテ、國民ハ洵ニ驚愕措ク能  
ハザルゼノガアリマス、蓋シ我ガ國民ハ、  
海軍ニ信賴スルコト極メテ厚イノデアリマ  
シテ、我ガ海軍ノ將兵ノ忠誠勇武ナルコト  
並ニ其練度ニ於テモ亦極メテ優秀デアルコ  
トヲ信ジ、而シテ其造船ノ技術ハ世界第一  
デアルトノ誇リヲ有シテ居ルカラデアリマ  
ス、隨テ今回ノ如キ變災ニ對シマシテハ、  
且ツ驚キ且ツ悲シミ、其措ク所ヲ知ラザル  
有様デアリマス、海軍ハ宜シク遭難ノ原因  
ヲ明ニシテ、先づ國民ノ疑惑ヲ除キ、以テ  
タル軍人ヲシテ無意義ノ犠牲ヲ拂ハシメザ  
ルヤウ、萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ切

望シテ已ミマセヌ(拍手)

(國務大臣大角岑生君登壇)

○國務大臣(大角岑生君) 只今高橋君ヨリ  
懇切丁寧ナル御言葉ヲ拜シマシテ、洵ニ感  
謝措ク能ハザル所デアリマス、尙ホ御注意  
ニ預リマシタル此原因ヲ十分ニ探究シテ國  
民ノ疑惑ヲ解キ、又 陛下ノ軍人ヲ犠牲ニ  
供スルコト少クスルヤウニ努力セヨトノ意  
味ノ御言葉ニ對シテハ、十分衷心ヨリ服膺  
スル考デアリマス

○議長(秋田清君) 此際加藤鯛一君ヨリ成規ニ據リ日程ヲ變更シテ、同君提出、治安維持ニ關スル件ニ付キ、緊急質問ヲ許可スベシトノ御動議ガ提出セラレマシタ、此日程變更ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、加藤鯛  
一君提出、治安維持ニ關スル件、緊急質問  
ヲ許可致シマス——内務大臣ハ只今出席要  
求ノ手續ヲ執リマシタ、直チニ見エル筈デ

治安維持ニ關スル緊急質問（加藤鯛一君提出）

○加藤鯛一君 只今議題ニナリマシタル治  
安維持ノ問題ニ對シマシテ、政府ニ御尋ヲ  
致サントスル者デアリマス、齋藤内閣ノ重  
大ナル使命ノ一つハ言フマデモナイコトデ  
アリマスガ、非常時解消ノ任務デナケレバ

ナリマセヌ、然ルニ近時ノ社會情勢ヲ見マ  
スルト、治安維持ノ問題ニ對シマシテ、社會  
會不安ハ愈、増サントスルノ情勢ガアルノ  
デアリマス、即チ最近ニ於キマシテ、社會  
上ニ相當知名ノ人デアリマシタ武藤山治君  
ガ暗殺ヲサレテ居ルノデアリマス、諸君、  
抑、武藤山治氏ノ暗殺ノミナラズ、近來新  
聞紙其他ノ傳フル所ニ依リマスト、治安維  
持上容易ナラザル問題ガ報道セラレテ居ル  
ノデアリマス、即チ數日前ノ某新聞ニハ「ビ  
ストル」八百挺前後、行衛不明ニナッタ報道  
サレテ居リマス、又近時頻々トシテ此「ビ  
トル」ト云フ兇器ガ盛ニ密輸入サレテ居ル  
ト云フコトガ報道サレテ居ルノデアリマ  
ス、一體此非常時解消ノ使命ヲ有ッテ生レタ  
ル内閣ガ、此密輸入ノ取締ガ出來ナイデ、  
其任務ヲ行フコトガ出來ルカドウカ(拍手)  
國民ハ非常ナル不安ニ襲ハレテ居ルノデア  
リマス、又此「ビストル」ト云フ兇器ヲ、一  
體政府ハドウ云フ範圍ノ人間ニ所持スルコ  
トヲ許シテ居ルノデアリマスカ、相當知名  
ノ士デアリマシテ、自ラヲ防衛スルニ必要  
ナル程度ノ人ニ所持スルコトヲ許シテ居ル  
ト、吾々ハ今日マデ考ヘテ居リマシタガ、  
最近武藤氏ヲ襲ヒマシタル福島某ト云フ者  
ハ、道途傳フル所ニ依リマスレバ「インテリ」  
階級デハアリマシタガ、「ルンペン」ニ等シ  
イ生活ヲシテ居ツタト報道サレテ居ルノデ  
アル、此人間ニ精巧ナル「ビストル」ヲ所持  
スルコトヲ警察ハ許可シテ居ツタト云フコト  
デアリマスルガ、今後ハ如何ナル範圍ノ人  
間ヲ標準ト致シマシテ、所持スルコトヲ許  
ス考デアリマセウカ、又此犯人福島某ナル  
者ハ、武藤君ヲ襲致シマスル犯行前ニ、  
妻子ヲ離縁致シテ居ルト云フコトデアリマ  
ス(拍手)妻子ヲ離別致シマシテ、重大ナル  
決意ヲ以テ、而モ此「ルンペン」ニ等シイ生  
活ヲシテ居タ者ガ、精巧ナル「ビストル」ヲ  
持ツテ居ルト云フコトニ對シマシテ、警察ハ  
何等ノ關心ヲ持ツテ居ナカッタノデアルカド  
ウカ(拍手)之ニ對スル當時ノ取扱振ニ對シ  
マシテ質サントスルモノデアリマス、又  
左様ナル「ルンペン」ニ等シキ生活ヲシテ居  
ル者ガ、精巧ナル兇器ヲ所持シテ、妻子ヲ  
離別シテ重大ナル決意ヲシタコトニ對シ  
テ、何等關心ヲ持ツテ居ナイヤウナコトデ  
アツタスルナラバ、ソレデ治安ヲ維持スル  
コトガ出來ルト思フカドウカ(拍手)吾々ハ  
之ニ對シマシテ政府ノ所信ヲ質サナケレバ  
ナリマセヌ、又武藤山治氏ガ遭難ヲセラレ  
マスルト、僅ニ數時間ノ後ニ於キマシテ、  
當局者ハアノ問題ハ火葬場ノ原稿ノ問題デ  
アルト云フコトヲ天下ニ發表致シマシタ  
ガ、是ハ餘リニ遣方ガ輕卒デナカッタノ  
デハナイカ(拍手)諸君、アノ火葬場ノ問題デ  
ニ對シマシテヘ、吾々ハ信ズベキ方面カラ  
聞イテ居ルコトガアリマス、即チ武藤山治  
氏トハ相當ニ話ガ付キマシテ、福島某ナル  
本人ハ、釋然トシテ諒解シタリト云フ事實  
ヲ友人ニ話ヲシテ居リマス、然ルニ當局者  
ガ簡單ニ輕卒ナル取扱ヲ致シマシテ、アレ  
ハ火葬場ノ問題デアルト云フコトヲ天

下ニ發表致シマシタルコトヘ、其意ヲ盡  
サザルノ憾ガアルト思フノデアリマスガ、  
政府ハ如何様ニ御考ニナルノデアリマスル  
カ（拍手）又吾々ガ常識デ考ヘテ見マシテ  
モ、アノ火葬場ノ原稿問題ノミデ、アレダ  
ケノコトヲシタト云フコトヘ考ヘラレマセ  
ヌ、國民齊シク私ハ吾々ト同様ノ常識ヲ以  
テ、此問題ニ對スル觀察ヲシタノデハナカ  
ラウカト思ヒマスルガ、果シテ然ラバ、斯  
ウ云フ取扱ヲ致シマシテ、輕卒ニ判斷ヲシ  
テ、之ヲ發表致シマシタルコトガ、國民ニ  
非常ナル不安ヲ與ヘタト政府ハ思ハナイノ  
デアルカドウカ（拍手）又是ハ先般起シタ問  
題デアリマスルガ、井上準之助氏ガ襲撃サ  
レマシタ時ニ、政府當局者ハ、アノ問題ノ  
背後ニハ何等ノ關係ハナイト云フコトヲ輕  
卒ニ發表致シマシタガ、アノ問題ハ果シテ  
關係ガナカッタカドウカ（拍手）若シ亞ノ時  
ニ慎重ニ探求セラレマシタナラバ、帝都ノ  
治安ハアレ程ニ紊レズニ濟ングカラモ知レナ  
イト吾々ハ考ヘザルヲ得ナイノデアリマ  
ス（拍手）



臨時米穀移入調節法

第一條 政府ハ朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ調節スル爲本法ニ依リ昭和十一年三月三十日迄朝鮮米及臺灣米ノ買入ヲ行フコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ買入ル米穀ノ價格ハ勅令ノ定ムル一定價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第三條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リ買入レタル米穀ノ賣渡、貯藏及加工ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第五條 本法ニ依ル朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、貯藏又ヘ加工ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

第六條 前條ノ規定ニ依ル賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リ買入レタル米穀ノ賣渡、貯藏及加工ヲ爲スコトヲ得

第八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 政府所有米穀特別處理法

第十條 政府ハ米穀ノ新規利用ニ關スル試驗研究ノ用ニ供スルトキ又ハ米穀ノ新規用途ノ開拓ノ爲必要アルトキニシテ米穀ノ市價ニ影響ヲ及ボサザル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀需給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ處分スルコトヲ得

第十一條 前條ノ規定ニ依ル米穀ノ處分ニ關スル重要事項ハ農林大臣米穀處理委員會ニ認定ム

員會ニ認問シテ之ヲ定ム

米穀處理委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

米穀需給調節特別會計法中改正法律案ニ改ム

第四條ノ三中「七億圓」ヲ「八億五千萬圓」ニ改ム

第六條ノ二米穀ノ數量又ハ市價ノ變動ニ基ク買入數量ノ增加其ノ他避クベカラザル事由ニ因リ生ジタル豫算ノ不足ヲ補フ爲歲出豫算ニ豫備費ヲ設クルコトヲ得

附 則

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ當分ノ内必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ第四條ノ三ニ定ムル證券及借入金ノ額ヲ通ズル最高金額ヲ三億圓ノ範圍内ニ於テ増額スルコトヲ得

○國務大臣(後藤文夫君)只今議題トナリマシタニ案ヲ經メテ御説明申上ゲタイト思ヒマス、第一ニ臨時米穀移入調節法案ノ提出理由カラ申上ゲマス、昭和九米穀年度、即チ昨年ノ十一月カラ今年ノ十月末日ニ至リマス此期間ニ於ケル内地ノ米穀ノ生産額ハ七千万石ヲ超エマシテ、淘ニ未曾有ノ

大豐作ヲ現出致シタノデアリマス、之ニ加ヘマシテ年々増加シテ參リマシタ朝鮮米及

臺灣米ノ内地ニ移入セラレル數量モ、本米穀年度ニ於キマシテハ千二三百万石ヲ豫想セラル、ノデアリマス、且ツ前米穀年度カ

ラノ持越高モ多量ニ存在致シマスノデ、内地ニ於キマスル米穀ノ需給關係ハ著シク供給過剩ノ狀態ヲ呈シテ居ルノデアリマス、

然ルニ曩ニ御協賛ヲ得マシタ米穀統制法ガ、

昨年ノ十一月カラ實施セラレマシテ、同法ニ依ル公定價格ノ買入ガ引續キ實行セラレマシクノデ、政府買入米ノ數量モ、季節調節ノ買入ト併セマシテ既ニ一千萬石ヲ超ユルノ狀況デアリマス、糧ノ貯藏獎勵ノ施設相俟ツテ、斯ノ如キ供給過剩ノ情勢ニモ拘ラズ、米價ハ現在ノ狀態ニ維持セラレテ居ルノニアリマス、併ナガラ近年ノ如キ米穀ノ供給ガ過剩ナル狀態ニ於キマシテ、朝鮮米及ビ臺灣米ガ多量ニ内地ニ移入セラレマス時ハ、特ニ米價ヲ著シク壓迫スルコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、之ヲ適當ニ調節スルコトハ頗ル緊要デアルト存ズルノデアリマス、仍テ朝鮮米及ビ臺灣米ノ内地移入數量ヲ、單ニ季節調節ニ止ラズ、稍ニ調節スルコトニ致シマシテ、別ニ朝鮮臺灣ニ於テ現ニ行ハレテ居リマス糧ノ貯藏獎勵朝鮮米及ビ臺灣米ヲ政府ニ於テ特ニ買入レ得ルコトニ致シマシテ、ソレ以上ノ必要ヲ生じテ相違致シマスノデ、事業費等モ大體普通ノ場合ニ於ケル買入米穀ノ數量見込ニ依ク相違致シマスノデ、事業費等モ大體普通入數量等ハ、米ノ作柄ノ豐凶等ニ依リ著シ不足スルコトナキヤウニ致シタイト考ヘマス、尙ホ米穀統制上ノ必要ニ基ク米穀ノ買入ス、仍テ米穀統制ノ遂行上、該資金ノリマス、仍テ米穀統制ノ遂行上、該資金ノ不足スルコトニ致シマス、ソレ以上ノ必要ヲ生じテ豫算ヲ致シマス、ソレ以上ノ必要ヲ生じマシタ場合ニ於キマシテ、之ヲ補充増額スルコトガ適當デアラウト認メマシタノデ、本會計歲出豫算ニ豫備費ヲ設ケルコトニ致シタイト存ズルノデアリマス、以上ガ米穀

需給調節特別會計法ノ改正案ノ理由並ニ要旨デゴザイマス  
次ニ政府所有米穀特別處理法案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、我國ニ於ケル米穀ノ事情ハ今マテ申シタヤウナ譯デ、供給過剩ト云フ状況デアリマスカラ、米穀需給ノ均衡ヲ得セシムル爲ニ、新規ノ用途ヲ開拓シ、需要ヲ増進スルコトガ必要アルト考ヘラレルノデアリマス、之ガ爲ニ政府所有米穀ヲ新規利用ニ關スル試験研究及ビ米穀ノ新規用途ノ開拓ノ爲ニ、米穀ノ市價ニ影響ヲ及ボザル場合ニ限テ、特別ニ處分スルノ途ヲ開キタイト考ヘルノデアリマス、是ガ本案ヲ提出致シマシト所  
以デアリマス、以上三案何卒御審議ノ上、速ニ御協賛アランコトヲ切望致シマス（拍手）

○議長（秋田清君）質疑ノ通告ガアリマス、順次ニ之ヲ許シマス——三善信房君

〔三善信房君登壇〕

○三善信房君 私ハ只今付議セラレテアリ

マスル諸法案ニ對シマシテ、政府當局ニ質問ヲ致シタイト思フノデアリマス、先づ米穀對策ニ付キマシテハ、曩ニ豫算委員會ニ於テ齊藤總理ハ「朝鮮臺灣ニ米穀需給調節特別會計ヲ設置致シ、臺灣過剩米ノ買上ヲナス等、外地米調節ノ方法ヲ講ズルコト」又「米穀特別會計ノ借入限度ヲ擴張シ得ルノ方法ヲ設クルコト」此三點ヲ述ベラレマシテ、サウシテ之ヲ不日提案スルト云フコ

トヲ申サレタノデアリマス、吾々ハ齊藤總理ノ此言明ニ信賴致シマシテ、今回ハ此言明ノ趣旨ニ基キタル法案ノ御提出ガアルコト、信ジテ居ツクノデアリマス、然ルニ法案ノ内容ヲ窺ツテ見マスルト、齊藤總理ノ言明ニ副ハナイ點ガ非常ニ多イノデアリマス、而モ第一ニ、臺灣朝鮮ニ米穀需給特別會計ヲ設置スルト云フ、其根本方針ガ既ニ違ツテ居リマシテ、唯今回ノ提案ハ内地ノ米穀調節資金ノ増額ニ止メラレタニ過ギヌノデアリマス、此點ガ齊藤總理ノ言明ト非常ナル相違ヲ來シテ居ルノデアリマス（總理大臣ガ居ラヌ）ト呼フ者アリ）總理大臣ガ居ラレヌノデアリマスルガ故ニ、此事ハ總理大臣ニ改メテ質問ヲ致スコトニ致シマスルガ、斯様ニ總理大臣ノ言明ト本日ノ提案トガ違ヒマシテハ——齊藤總理ガ此言明ト全ク相違シタコトヲ云フコトハ、政治道德上吾々ハ許スコトガ出來ナイト信ズルノデアリマス（拍手）斯様ナコトヲ致シマシテハ、將來總理ノ言葉ニ信賴スルコトガ出來ナイヤウナコトヲ招來シハシナカト信ズルモノデアリマス（拍手）齊藤總理ノ御出席ガナインデアリマスルガ故ニ、此點ハ總理ノアリマス（拍手）此米價ノ維持、又價格ノ向來、農村ノ振興モ期シ得ラレルト思フノデアリマス（拍手）然ルニ動モシマスレバ外ナインデアリマスルガ故ニ、此點ハ總理ノ地ト外地ハ非常ニ違ツテ居ルノデアリマス、此生産費ノ達フモノヲ、同一ニ取扱フト云フコトガ、抑、矛盾撞著ナリト私ハ信ズルノデアリマス、（拍手）曩ニ政府ガ發表セラレマシタ所ノ朝鮮ノ生産費ハ二十二圓九十八錢デアリ、内地ノ生産費ハ二十二圓十七錢デアリマス、其差額ハ僅ニ一石一圓十九錢ノ差額デアルノデアリマシテ、是ハ吾々ガ常識カラ考ヘマシテモ、此外地ノ生産費ハ餘リニ高キニ失シハシナカト云フ感シヲ持ツノデアリマス、私ハ此生産費ノ意見ヲ求メルコトガ出來ナイノヲ遺憾トスルモノデアリマスルガ、改メテ委員會等ニナシテ、總理ノ御所見ヲ伺ッテ見タイト思フノデアリマス、此點ハソレニ止メテ置キマス

農村ノ收支ガ相償ツテ居ナイト云フコトハ、私ガ申上ゲル迄モナク、既ニ御承知ノ通り

ノ利潤ヲ加ヘテコソ始メテ負債ノ整理モ出

來、農村ノ振興モ期シ得ラレルト思フノデ

アリマス（拍手）然ルニ動モシマスレバ外

ナインデアリマスルガ故ニ、此點ハ總理ノ

意見ヲ求メルコトガ出來ナイノヲ遺憾トス

ルモノデアリマスルガ、改メテ委員會等ニ

ナシテ、總理ノ御所見ヲ伺ッテ見タイ

ト思フノデアリマス、私ハ必ズ

外地ト内地ト同一ナル政策ヲ施スコト

朝鮮ニ對シテ差別待遇ヲ爲スト云フヤウ

ス、即チ適地適應ノ政治ヲ爲シテ、其結

果ニ於テ同様ノ恩恵ヲ受ケルコトニ依シテ、

ケル肥料ノ一年ノ消費高ハ、水田ト畑地ト

ノ希望ニ應ジマシテ、米ヲ買上ガルノ途ヲ講ゼラレテ居ルノデアリマス（拍手）一體内

地ト外地トハ氣候風土ノ關係ニ於キマシテ、或ハ地理的事情ニ於キマシテ、農業經營ガ非常ニ異シテ居リマス、或ハ生活ノ狀態ガ違ツテ居リマス、假ニ茲ニ經濟調査ニ基キ

第一政府買上米ノ煩瑣ナ手數ガアリ、又倉庫ノ不足ヲ懇ヘ、其根本ニ於テ米ガ過剰デアルト云フコトガ、農民ヲ刺殺致シマシタ結果、今日ノ米價ガ常ニ最低價格ノ下廻リ

ヲ致シテ居ル現狀ニアリマス、特ニ外地米移入ニ依リマシテ、内地米ヲ壓迫致シテ居ルト云フコトハ、爭ハレナイ事實デアルト私ハ信ズルノデアリマス（拍手）吾々ハ現在ノ米價ニ満足スルモノデハアリマセヌ、農村ノ收支ガ相償ツテ居ナイト云フコトハ、私ガ申上ゲル迄モナク、既ニ御承知ノ通り

ノアルト思フノデアリマス、此米價ニ相當

ヒマシテハ——齊藤總理ガ此言明ト全ク相違シタコトヲ云フコトハ、政治道德上吾々ハ許スコトガ出來ナイト信ズルノデアリマス（拍手）斯様ナコトヲ致シマシテハ、將來總理ノ言葉ニ信賴スルコトガ出來ナイヤウナコトヲ招來シハシナカト信ズルモノデアリマス（拍手）齊藤總理ノ御出席ガナインデアリマスルガ故ニ、此點ハ總理ノ地ト外地ハ非常ニ違ツテ居ルノデアリマス、此生産費ノ達フモノヲ、同一ニ取扱フト云フコトガ、抑、矛盾撞著ナリト私ハ信ズルノデアリマス、（拍手）曩ニ政府ガ發表セラレマシタ所ノ朝鮮ノ生産費ハ二十二圓九十八錢デアリ、内地ノ生産費ハ二十二圓十七錢デアリマス、其差額ハ僅ニ一石一圓十九錢ノ差額デアルノデアリマシテ、是ハ吾々ガ常識カラ考ヘマシテモ、此外地ノ生産費ノ根本トナルベキ資料ノ御提出ヲ求メテ調査ヲ爲サント致シマシテ、政府ニ其生産費ノ根本トナルベキ資料ノ御提出ヲ求メテ置キマシタケレドモ、今ニ其資料ノ御提出ガナイノデ、私共ハ十分検討スルコトガ出来ナイノヲ遺憾トスルノデアリマス、併シ常識カラ之ヲ考ヘテ見マスルト、朝鮮ニ於

依リマシテ最低價格ガ決定シ、政府ハ農民

臨時米穀移入調節法案外二件 第一讀會

五七三

ヨ平均致シマシテ、實ニ一箇年僅ニ一段歩四十九錢デアリマス、我方内地ノ金肥ノ消費高ハ四圓五十錢デアリマシテ、約十分ノニ相當スルノデアリマス、其十分ノニ矛盾ガアルト私ハ思フノデアリマス（拍手）殊ニ朝鮮ノ公租公課ノ如キ、内地ノ三分ノ一デアルト云フコトハ、是ハ朝鮮總督府ノ發行シタル所ノ書籍ニ明ニ記載シテアルノデアリマス、殊ニ資本利子ノ如キモ、朝鮮ノ上田ト中田ト下田ト、之ヲ調べテ見マスルト、上田ガ一反百五十圓、中田ガ百圓、下田ガ七十圓、是ハ朝鮮ノ統計ニ明ニナッテ居ルノト中田ト下田ト、之ヲ調べテ見マスルト、上田ガ一反百五十圓トシテ、上田ヲ計上シサレタル此資本利子ノ基準トナルベキ所ノ田地ヲ一反百五十圓トシテ、上田ヲ計上シテアル所ニ、茲ニ其粗漏ガアルト私ハ信ズル者デアリマス、又勞賃ノ如キ、其他ニ於テ詳細點検致シマスレバ、此生産費ニ對シテ吾々ハ十分真ヲ置クコトガ出來ナイノデアリマス、此生産費ヲ基礎トシテ内地、外地ノ米ノ問題ヲ解決スルコトハ、非常ニ吾々ノ困難トスル所デアリマシテ、生産費ノ點ニ付キマシテハ、他日機會ヲ得テ尙ホ検討致シタイト思フノデアリマス、私ガ政府ニ質問致サント致シマスノハ、本法案ニ依リマスレバ、政府ハ朝鮮、臺灣ニ於テ米ヲ時價デ買上げ、或ハ時價デ賣渡スト、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、若シ此

朝鮮ノ米ヲ時價デ買上ゲラレルト云フコトニナリマスレバ、最近五箇年ノ平均ニ依リマスト、内地ノ米價ト朝鮮ノ米價トハ、其市場ノ價格ニ於テ一石ニ付キ實ニ六圓三十六錢ノ開キガアルノデアリマス、ソレダケ朝鮮ノ米ハ、朝鮮ニ於テ安クナツテ居ルノデアリマス、其安い時價デ若シ御買上ニナルト云フコトニナレバ、朝鮮ノ農民、或ハ移出業者ハ此安い價格ニ應ジナイデ、内地ヘドンヽ移入セラレテ、ソレガ内地ノ米ヲ壓迫シナイカト云フ疑點ガアルノデアリマス、此點ヲ政府ハ如何ニ考ヘルノデアリマスカ

第二ニ、内地ノ米ヲ最低價格ヲ以テ買入レラレテ居ルノデアリマスガ、朝鮮、臺灣ノ米ハ時價ヲ以テ買上ゲラレル、是ハ非常ニ取扱ニ矛盾ガアル、常ニ政府ハ一視同仁、或ハ差別待遇ハセヌト云フコトヲ言ハレマスガ、内地ノ米ハ最低價格ヲ以テ買上ゲ、外地ノ米ハ時價ヲ以テ買上ゲルト云フコトヘ、ソレハ抑、矛盾デアルト私ハ信ズルノデアリマス

又第三ニ、外地デ買入レタ所ノ米ヲ、之ヲ時價ヲ以テ販賣セラレルコトニナルノデアリマスガ、其時價ハ内地ノ米ガ最高價格以上ニナツタ時ニ販賣セラレルノデアルカ、ソレルコトモ亦朝鮮ノ市場ノミヲ以テ販賣セラレルノデアルカ、無暗ニ買ツタ米ヲ販賣セラレルコトニナリマスレバ、其米ハ再び内地ニ移入スルコトニ依ヅテ、内地米ヲ壓迫スルコトニナリマスガ、此點ハ如何様ナル見

解ヲ有ツテ居ラレルノデアルカ  
第四ニ、外地米ノ今日ノ移入ハ現在四百  
万石ヲ計上致シテ居ルノデアリマスガ、尙  
ホ移入餘力トモ云フベキモノハ五百万石内  
外アルト思フノデアリマス、此五百万石内  
外ノ米ヲ御買上ニナラナケレバ、内地米ヲ  
壓迫スルコトニナルノデアリマス、此五百  
万石ノ米ヲ御買上ニナルノニ、縱シ一石二  
十二圓ト假定致シマシテモ、一億一千万圓  
ヲ要スルノデアリマス、然ラバ此米穀年度  
ハ是デ濟ムカモ知レマセヌケレドモ、昭和  
九年度ノ米穀年度、所謂新米出廻期ニ對シ  
テ資金ノ不足ヲ生ジハセヌカ、斯様ナ場合  
ニハ如何ナル考ヲ有ツテ居ルカ、此點ヲ伺ッ  
テ見タイト思ヒマス、又朝鮮ノ米ヲ買入レ  
ラレルト言ハル、ノデアリマスガ、私ノ調  
査ニ依リマスレバ、朝鮮ノ道府縣ノ農業倉庫  
庫ハ今日八千五百七十坪デアリ、又移出米  
穀業者ノ持ツテ居ル米穀倉庫ハ、二万七千五  
百七十三坪デアリマシテ、道府縣ノ農業倉  
庫ノ收容力ハ三十四万二千石、又移出米穀業  
者ノ持ツテ居ル倉庫ノ收容力ハ、百十萬一千石  
デアル、然ラバ政府ガ五百万石朝鮮ノ米ヲ御  
買上ニナラナケレバ、米穀ノ調節ガ出來ヌト  
云フコトニナルニ拘ラズ、此收容力ヲ以テシ  
テハ、今直チニ御買上ニナリマシテモ收容ス  
ル場所ガナイデハナイカ、之ヲ如何ニセラル  
ルカト云フコトニナルニ拘ラズ、此收容力ヲ以テシ  
テハ、今直チニ御買上ニナリマシテモ收容ス  
ル場所ガナイデハナイカ、之ヲ如何ニセラル  
アリマスガ、臺灣ハ先般拓務大臣モ申  
サレタ通りニ、臺灣ノ米ヲ買ツテモ貯藏

スルニ困難デアルト云フコトヲ言明致シテ  
居ラレルノデアリマスガ、此貯藏困難  
ノ臺灣ノ米ヲ御買上ニナッテ、如何ニシ  
テ貯藏保管ノ實ヲ擧ゲラレル意思ガアルノ  
アリマス、只今提案セラレテ居ル所ノモノ  
ハ、殆ド應急ノ對策デアリマシテ、米穀ニ  
對スル根本方策ガ一ツモ立ツテ居ナイヤウ  
デアリマス、米ノ需給推算ニ於キマシテ、  
米ノ過剰ヲ生ジテ居ルト云フコトハ、政府  
自身ガ御承知ノコトデアリマス、殊ニ本年  
ハ其過剰米ガ千八百万石ト稱セラレテ居ル  
ノデアリマス、此千八百万石カラ理想持越ト  
モ云フベキ五百万石ヲ差引致シマシテモ、  
千三百万石ノ過剰米ガアルノデアリマス、  
此過剰米ヲ如何ニ處理スルカト云フコト  
ガ、今日ノ目今ノ急務デアルト私ハ信ズル  
ノデアリマス、之ニ對スル所ノ根本ノ對策  
ガ政府ニ無イノハ、洵ニ遺憾トスル所デア  
リマス、纔ニ米穀ノ處理方法トシテ、或ハ  
試驗研究ノ爲ニ若干ノ米ヲ費シテ、新用途  
ヲ開拓スルカモ知レナイト云フヤウナル處  
理方法ハアルノデアリマスルケレドモ、之  
ニ由ヅテ此今日アル所ノ千三百万石ノ滯貨  
ヲ處分スルト云フコトハ、絕對ニ不可能デ  
アリマスルガ故ニ、此根本策ヲ研究セラル  
ル必要ガアルト思ヒマスルガ、之ニ對シテ  
如何ナル御考ヲ有シテ居ラレルノデアリマ  
スルカ、又米ガ毎年増産ニナッテ參リマスル  
コトハ、是ハ既ニ御承知ノ通リデアリマシ

テ、一面現在ノ過剰米ヲ處理スルト共ニ、此每年増產ニナル所ノ米ヲ如何ニシテ按排スルカト云フコトガ、政府自ラ御考ヘニナラケレバナラヌコトデアルト思フノデアリマス、然ルニ此米ノ將來ノ生産ニ向ツテ、何等ノ考究ヲ爲シテ居ラレナイヤウデアリマス、而モ私ガ今日朝鮮ノ事情ヲ申シテ見マスレバ、朝鮮ガ唯今日ノ儘ト致シマシテモ、自然增加ト云フノガ三百万石アルト云フ、朝鮮ノ農林局ノ發表ニナシテ居ルノデアリマス、之ニ或ハ種子ノ改良、或ハ開墾其他ノコトヲ致シマスレバ、八百万石ノ増加ヲ爲スコトガ容易デアル、此朝鮮ノ増加スル所ノ米ニ向ツテ、如何ナル御考ヲ有ツテ居ラレルノデアルカ、私ハ拓務大臣ニ於場ニ於テ屢々朝鮮ニ於テハ――外地ニ於ガ居ラレナイカラ御尋スルコトハ出來ナイノデアリマスルガ、拓務大臣ガ先般議テ、サウシテ產米増產ニテ消費ヲ増加スルノ方法ヲ講ズル、或ハ產米計畫ヲ變更シテ、サウシテ產米増產ニナルノヲ、之ヲ棉ニ栽培替ヘラスル、斯ウ云フヤウナコトヲ言ツテ、如何ニモ朝鮮ノ消費ヲ増進シ、或ハ產米ニ多少ノ制限ヲ加ヘテ、サウシテ内地米ヲ壓迫セナイヤウニシタイト云フヤウナコトヲ、屢々言明致シテ居ラレルノデアリマスルガ、朝鮮ノ總督府ガ發表シタル所ノ其農業經營ノ指導方針トモ云フベキモノガアルノデアリマス、之ヲ御参考ニ私ガ讀ンデ見マスレバ、直チニ如ニト云フベキモノガアルノデアリマス、之ヲ居ラレルノデアリマスルガ、朝鮮ノ總督府

盾シテ居ルカト云フコトガ明ニナルト思フノデアリマス、昭和八年十二月一日、總督府農林局ノ發表デアリマス「朝鮮ノ農業」ト云フコトニ付テ、朝鮮ノ農業經營ノ指導古糧品ノ生産ヲ増加スルコト、第二ハ、輸移入農產物ニ對シテハ出來得ル限り自給ヲ圖ルコト、第三、内地及隣接國ニ對シ輸移出ノ見込アル產物ハ、勉メテ生産ノ改良ヲ計リ、一面鮮内ノ消費ヲ節約シ、輸移出ノ增加ヲ圖ルコト」斯ウ云フコトガ書イテアリマス、又次ニハ品種ノ改良、肥料ノ増施ヲスルコト、其次ハ水利灌溉ノ設備ヲ改善スルコト、未開墾地ノ利用増進ヲ圖ルコト、最後ニ勞力豊富、勞銀ノ低廉、公課、其他の生産ニ要スル費用低キニ依リ、内地ヨリ經營ガ有利デアル故ニ、内地ニ於テ供給不足セル米、小麥、大豆ノ生産力を擴張シ、内地ニ供給スルコト、斯ウ云フヤウナコトガ朝鮮ノ指導方針デアリマス、之ニ依テ見マセル、朝鮮ハ兔角内地ニ米ガ不足スルカ、今朝鮮ニ米ヲ作ツテ内地ニ移出シナケレバナラヌト云フノガ、朝鮮ノ指導方針デアリマシテ、此拓務大臣ノ言ハレル所ノ朝鮮ノ增產計畫ヲ變更スルトカ、或ハ消費節約ヲスルト云フコト、全ク矛盾撞著ノ缺陥ガアルト私ハ信ズルノデアリマス、此二點ヲ考ヘマシテモ、朝鮮ノ生産米ハ將來恐ルベキ増加ノ傾向ヲ生ジテ居ルノデアリマスルガ故ニ、之ニ對シテ如何ナル對策ヲ有ツテ居ラレルノデアリマスルカ、是ハ寧ロ拓

ナラバ、此問題ヲ解決スルコトハ決シテ困難デナイト考ヘル(拍手)此點ニ對シマシテ農林大臣ハ少シク、其熱意ノ足ラナイコトヲ、私ハ遺憾トル者デアリマスルガ、以上數點ニ對シマシテ、農林大臣ノ所見ヲ伺ッテ見タイト思フノデアリマス

(國務大臣後藤文夫君登壇)

○國務大臣(後藤文夫君) 三善君ノ御質問ニ御答致シマス、第一ニ今回ノ法案ニ於テ、朝鮮、臺灣米ノ買上ヲスルノガ、時價ノ買上ト云フコトニナツテ居ル、時價ノ買上ニ依ヅテヤルコト、内地ノ買上ガ最低價格ト云フモノヲ決メテ買フト云フコト、遣方ガ違フデハナイカト云フコトデアリマス、是ハ其通リデアリマス、内地ノ只今ノ買上ハ季節調節ノ場合ヲ除キマスルト、最低價格ト最高價格ヲ定メマシテ、最低價格ナラバ申込ニ應ジテ幾ラデモ買フト云フ政府ハ態度ヲ執ルコトニ依ヅテ、最低價格ヲ出來ルダケ維持シテ參ラウト云フノデアリマス、朝鮮、朝鮮ノ米、臺灣ノ米ノ今回ノ法案ニ依ル買上ヘ、朝鮮、臺灣カラ内地ニ多量ノ米ガ入ツテ參リマス、其壓迫ヲ除クガ爲ニ、朝鮮、臺灣米ノ入ツテ來ルモノ、一部分ヲ、買ハウトスルノデアリマス、是ガ爲ニハ相當ニ買上ノ出來ル値ヲ以テ買上ヲ致サナケレバナラヌノデアリマス、併ナガラ政府ニ於キマシテハ、勅令ノ定ムル所ニ依リマシテ、一定ノ最高額ヲ定メテ、ソレ以下ノ範圍内ニ於テ、時價ニ準據シテ買上ヲ致サウトスルノデアリマス、此際ニ於ケル臨時應急ノ

施設トシテ、朝鮮米ノ内地ニ來ル壓迫ヲ除  
ク爲ノ効ニ效果アラシムル爲ニハ、左様ナ  
買上モ亦已ムヲ得ナイト考ヘルノデアリマ  
ス、併ナガラ是ハ臨時應急ノ施設デ、長ク  
實施シヨウツルモノデヘナインデアリマス  
ソレカラ販賣ノ場合ハ、矢張時價デ賣ル  
ノカト云フコトデアリマス、販賣ノ場合モ、  
此法案ニ依ツテ買入レタ米ハ、時價デ賣ル  
積リデアリマス、併ナガラ内地ノ最低價格  
維持ニ妨ゲラ生ズルヤウナ場合ニハ、賣ラ  
ナイ積リデアリマス、隨テ季節調節ナド、  
違ヒマシテ、一年ノ中ニ初メ之ヲ買ウテ、  
後デグラヽ必ズ賣拂テシマフト云フノ  
デハアリマセヌ、内地ノ米價調節ニ效果ア  
ラシメルヤウニ、之ヲ始末シテ參ラウト云  
フノデアリマスカラ、賣ルコトガ不都合デ  
アル場合ニハ、賣ラナイ積リデアリマス  
リ)法律案ハ左様ニ相成ツテ居ルノデアリマ  
ス、内地ノ米價ノ最低ヲ維持スルノニ不都  
合ノ奈イ際ニハ、市場ヲ妨ダナイヤウナ方  
法ニ依ツテ、賣ツテ參ルト云フコトニ致ス積  
リデアリマス

左様ナ多量ヲ今日行フ積リハアミセヌ、又其必要モナイノデアリマス、相當ナ數量ハ、此法案が通過致シマスレバ、此米穀年度内ニ於テモ買上ハ致シタイ積リデアリマスガ、大部分ハ昭和九年ノ產米ノ處置ニ之ヲ振向ケルコトニ相成ルノデアリマス、ソレハ今年既ニ米穀統制法ニ依リマシテ、多量ノ内地米ノ買上モ致シテ居リマスノデ、需給ノ關係カラ申シマシテ、今回御協賛ヲ得マシタ臨時法ニ依ッテ、特別會計ノ増額ト共ニ實施致シマスル臺鮮米ノ買上ヘ、昭和八年產米カラ昭和九年產米ニ瓦リマシテ、寧ロ多量ニ昭和九年ノ產米ニ振向ケル豫定デアリマス、併ナガラ昭和九年ノ產米狀況ハ、内地及ビ朝鮮、臺灣ヲ通ジマシテ如何様ニ相成リマスカ、豐凶ノ所ハ今カラ豫想ハ出來マセヌ、若シ平年デ參リマスナラバ、内地ノ米穀需給特別會計ヲ、今回ノ臺鮮米買入ノ爲ノ增額ノ上ニ、更ニ増額スルノ必要ナシニ經過シ得ルカモ知レマセヌガ、若シ相當ナ多量ノ豐作ヲ見ルヤウナコトガアリマスレバ、ソレデハ内地ノ米價維持ヲ統制法ニ依ッテヤル上ニ、支障ヲ生ズル場合方ナイトモ限ラナイノデアリマス、隨テ三億圓ヲ最高限度トスル必要ナ場合ニ於ケル資金増額ノ御協賛ヲ、得テ置カウト云フ準備ヲ致シタ譯ナノデアリマス

念ガアリマシタ、此收容倉庫ノ問題ハ、吾々  
モ相當ニ考慮致シテ居ル所デアリマスガ、  
此買上ヲ一時ニヤリマスカ、又買ツカ米ヲ朝  
鮮ノミニ置キマスカ、内地へ移シマスカ、  
ソレ等ノコトハ實際ノ場合ニ於テ、適當ノ  
處置ヲ致シテ參リタイノデアリマシテ、今  
日マデ季節調節ニ於キマシテ、朝鮮米ノ相  
當ナ數量ヲ買ツタ經驗ヲ有ツテ居リマスノ  
デ、今回ノ臨時法デ始末ヲスル上ニ於キマ  
シテハ、相當ナ始末ガ出來ル積リデアリマ  
ス、隨チ臺灣米ニマデ果シテ大キク手ヲ伸  
バスカドウカト云フコトハ、吾々ハ今ノ所  
デハ考慮スペキ問題ダト思ッテ居リマス、臺  
灣米ニ付テ絕對ニ手ヲ著ケナイト申スノデ  
ハアリマセヌケレドモ、内地米、朝鮮米、  
臺灣米ヲ通ジテ、寧ロ適切ナル方法ヲ講  
ジマシテ、内地ノ米價ノ維持ニ效果アラシ  
メルヤウニ、勵イテ參リタイト考ヘテ居ル  
ノデアリマス、尙ホ過剩米ガ今日非常ニ多  
イノデアルガ、之ニ對スル處置對策ヲ考ヘ  
ナケレバイカヌデヘナイカ、是ハ御説ノ通  
リデアリマス、唯過剩米ノ處置對策ヲ申シ  
マシテモ、是ガ新シイ消費ノ用途ヲ求メ  
ルコトハ、吾々トシテハ今後是非努メナケ  
レバナラヌコト、思ツテ、努力ヲ續ケテ參ル  
積デアリマス、ソレガ爲ニ別途法案ノ御協  
賛ヲ願ツテ居ル譯デアリマスガ、尙ホ進  
デ或ハ之ヲ内地外ノ土地、海外等ニ始末ヲ  
シ、或ハ海外ノ販路ニ之ヲ振向ケルト云フヤ  
ウナコトハ、吾々モ我國ノ對外貿易ノ關係ニ  
於テ、惡イ影響ノ來ナイ方法ニ於テ、極力講

ジテモ見タイト考ヘテ居ルヤウニコトデアリマス、併ナガラ更ニ進ンデ御話ノアリマシタ生産統制ノ問題ニマデ入ッテ、我國ノ米穀對策ヲ考ヘルト云フコトヘ、是ヘ無論必要入ッテ米穀對策ヲ講ジマスルコトハ、只今生ジテ居ルヤウナ、此近年ノ米穀過剩ノ狀態、或ハ今後多少此壓迫が續クデアラウト考ヘラレマス近年ノ狀態ニ、即時ニ對應スル譯ニハ參ラナイノデアリマス、是非此生産ノ統制問題ハ、内地外地ヲ通ジテ考究致サナケレバナラヌ問題デアルコトハ、勿論デアルト考ヘテ居リマス、朝鮮ニ於ケル產米増殖ノ計畫、又消費增加ノコト、内地ニ移入スル米ガ成ベク少クナルヤウニ、朝鮮ニ於テ色々ナ施設ヲ講ズルト云フコト、是ハ先年來朝鮮總督府ニ於テモ極力力ヲ致シテ居ラル、所デアリマスガ、今後更ニ進ンダ方法ヲ講ジテ、斯ウ云フ手段ヲモ尙ホ有力ニ考究ヲ續ケテ居ラル、問題デアルノデアリマス、具體的ノコトニ付テハ、又他ノ機會ニ其方面カラ御答スルコトデアラウト存ジマス

宜シイト云フヤウナコトヲ言ハレタノデアリマスガ、私ガ先ニ申シマシタ外地米ニ於テハ、五百万石ノマダ移出ノ餘力ガアル、其餘力ノアル所ノ米ヲ處理セナケレバ、之ヲ買上ゲルトカ何トカセナケレバ、内地米ヲ壓迫スルノデアリマスガ故ニ、少クトモ上ゲルトカ、何等カノ方法ヲセラレンケレバ内地米ヲ壓迫スル、此點ニ對シテ唯九年度ノ米ニ多ク使用スル積リダト云フコトデハ、如何ニモ私共ノ考ト非常子相違ヲ來シテ居ルト思フノデアリマスガ故ニ、此點ハモウ一回綿密ニ御檢討下サツテ、御答辯ヲ願ヒハシナイカ、斯ウ云フコトヲ申シテ見マシタガ、之ニ對シテ農林大臣ハ倉庫ハ少ナイケレドモ、何トカ都合ヲシテ支障ノナイヤウニシヨウ、一時ニ買上ゲルノデナイト言ハレルノデアリマスケレドモ、少クトモ五百万石内外ノ米ヲ買上ゲラル、ニ付キマシテハ、之ニ相當スル、或ハ是ノ半分位ヲ收容スルダケノ餘地ガアリマシテ、是レ以上ノ餘力ハナイ、之ニ向シテ何トカ考ヘラレナケレバ、唯此法案ガ通過致シマシテモ、米ヲリマスガ故ニ、此點ヲ明瞭ニサレナケレバ

徹底シテ居ルカドウカ、即チ拓務大臣ノ言ハ  
レル所ト、朝鮮總督府ノ執ツテ居ル所ノ施設  
方針トハ矛盾ヲ來シテ居ルガ故ニ、此點ヲ  
拓務大臣ハ明ニセラレル必要ガアルト私ハ  
思フノデアリマス、固ヨリ私ハ茲ニ内地外地  
ト申シマスノヘ、共存共榮ノ意味ヲ有ツモ  
ノデアリマシテ、決シテ外地ニ對シテ差別  
待遇ヲナスト云フガ如キコトヘ、毛頭考ヘ  
ナイノデアリマシテ、一視同仁ノ趣旨ニ立  
脚シテ此議ヲナスノデアリマスガ故ニ、此  
點ハ十分御了承ヲ願ヒタイノデアリマス

御疑念デアリマスガ、是ハ此臨時法ヲ實行シマスル限りニ於キマシテハ、直チニ收容倉庫ニ非常ニ困ルガ爲ニ行ヒ難クナルト云フ程ノ懸念ハ、吾々ハ有ツテ居リマセヌ、併譯デハアリマセヌケレドモ、是迄ノ買上ノ経験等モアリマスノデ、間ニ合セテ參ルダケノコトハ出來ル積リデ居リマス、ソレカラ臺灣米ハ絕對ニ買ハヌト云ノノデハアリマセヌ、此臺灣米ヲ買フト云フ問題ト、朝鮮米ヲ買フト云フ問題、内地ニ於ケル色々ナ米穀統制法ノ運用ト云フコトヽ併セテ適切ニ行ツテ行キタイ、臺灣米ノ性質ハ御話ノ通リデアリマスノデ、之ヲ無暗ニ多量ニ買フノガ宜イカドウカハ、其時ノ米穀事情ニ應ジテ考ヘテ見ナケレバナラヌト思ッテ居ルノデアリマス



ノデアリマス、米穀法案其儘ノ條文ヲ、  
今回政府ハ十數年後ノ今日、民政黨内  
閣ニ依シテ、此米穀法案ヲ以テシテハ非常  
ニ危険ガ多イ、米穀政策上宜シクナイト  
云フノデ、率勢米價ヲ加味スルコトニ依シテ  
改正セラレタ、其改正前ノ法案ヲ、本日此  
議場ニ御提案ニナッテ居ルノデアリマス、而  
モ此大正十年ニ作ツタ法案ヲ以テ、現在ノ朝  
鮮、臺灣米ニ對シテ之ヲ統制シヤウトナサ  
ルノデアリマスルカラ、私ハ高橋大藏大臣、  
山本内務大臣ハ、甚ダ思ヒ半バニ過ギルモ  
ノガ御アリグラウト思フノデアリマス、自  
分達ガ今カラ十數年前ニ作ツタ米穀法案ヲ、  
今頃又持出サナケレバナラヌ程、現在ノ政  
府ニ氣ノ利イタ農林關係當局ガ居ラナイノ  
カト云フヤウナコトヲ、定メテ御考ヘニナ  
ルダラウト私ハ思フノデアリマス、果シテ  
斯ノ如キ米穀法案ヲ以テシテ、政府ガ御希  
望ニナッテ居ルヤウナ、外地米ニ對スル移入  
ノ月別平均ガ期セラレルヤ否ヤ、若モ今回  
提出サレタル本案ヲ以テ、完全ナル法案トナ  
ナサルナラバ、何ノ必要ガアッテ此法案ヲ現  
行米穀統制法ニ變ヘル必要ガアッタカ、後藤  
農林大臣ハ、農林大臣御就任以來、昭和七  
年十一月ニ米穀統制調査會ナルモノヲ御作  
シタ米穀法ヲ以テシテハ、不十分ナリ、不  
完全ナリトシテ、米穀統制法案ヲ御作リニ  
ナツタ、サウシテ今回又再ビ前ノ法案ヲ之ニ

附加ヘテ、而モ兩々相俟テ御ヤリニナルト云フコトハ、御止メニナツタ方ガ宜シイナラバ、其案一本テ御ヤリニナツタ方ガ宜イト思フ、而モ、米穀統制法案ト此法案トノ違ヒマス點ヘ、買上、賣渡、其時期ニ對スル條件ノ違ヒガ主ナル違ヒナンデアリマス、而モ政府ガ今回御提案ニナリマシタル此法案ニ依リマシテ「前條ノ規定ニ依リ買入ルル米穀ノ價格ハ勅令ノ定ムル一定價格以内ニ於テ時價ニ準用シテ之ヲ定ム」トシテアリマス、由來現内閣ハ官僚内閣、超然内閣ノ建立ト致シマシテ、總テノ法律案ノ内容ヲ勅令ニ讓ル癖ガアル、法律案ノ骨子ハ總テ勅令ニ讓ツテ、後カラ自分達ダケ都合ノ好イヤウナモノヲ作ル癖ガアル、前議會ニ於テ決定致シマシタル所ノ米穀統制法ニ於キマシテモ、其法案ノ骨子テアル所ノ生産費決定ノ條件ハ、之ヲ勅令ニ讓ツテ、遂ニ本議會、衆議院ニ勅令ノ内容ヲ示サナカッタノデアリマス、再ビ此案ノ提出ニ當ツテ、其買上ノ最も重要ナル要點ヲ勅令ニ讓ツテ居ルノデアリマス、之ニ付キマシテハ、何レ委員會ニ於テ明確ニ其勅令ノ内容ヲ質サナケレバナラヌト思ヒマスルガ、若シ此機會ニ勅令ノ内容ガ決定シテ居ルナラバ、此議場ヲ通じテ、全農民ニ御知セニナル必要ガアルダラウト思ヒマスノデ、敢テ此質問ヲ致ス次第デアリマス

ノ條件ニ至リマシテハ、法案ノ何處ヲ見テモ全然書イテナインデアリマス、法案ノ何レノ點ヲ見マシテモ、買上ハ勅令ニ譲ッテアル、賣渡ニ付テハ、値段ガ幾ラニナツタラ賣ルノカ、何處デ賣ルノカ、何等ノ規定モナケレバ何等ノ定メモナイ、斯ノ如クシテハ朝鮮、臺灣デ買ツテ參ッタ米ガ、何時内地ヘ持ツテ來テ、ドウブチ撒カレルカ分ラヌカラ、常ニ米價ハ昂騰スルコトハ出來ナイ、常ニ米價ハ最低安値ニ釘付ケニナルト云フ農民ニ取リマシテハ頗ル不利益ナル法案ト私ハ考ヘルノデアリマスガ、之ニ對スル明確ナル御答辯ヲ承リタイト思フノデアリマス

斯ノ如ク致シマシテ、其間我黨ニ於キマンテハ、既ニ有志ノ間ニ於キマシテハ、專賣ノ法以外ニハ米穀對策ノ根本的施設ナシト云フ結論ガ確定致シテ居ルノデアリマス、民政黨ノ方々ノ中ニモ、高田先輩ノ如キハ、此米穀專賣案ニ對シテ、満腔ノ贊意ヲ御持チニナシテ居ルト云フコトヲ私ハ伺ツテ居リマス、斯ノ如ク此議場ヲ通ジマシテモ、議員ノ大多數ハソレぐ、米穀對策ニ對スル根本的施設ヲ皆持合セテ居ルノデアリマス、政府部内ニ於テモ唯之ヲ農林大臣、其他總理大臣ガ、斷ノ一字ヲ以テ行フト否トノ岐路ニ立ツテ居ルノデアリマス、何等調査研究ノ必要モナク、既ニ總テノ場合、總テノ條件ヲ調査研究濟ミデアッテ、唯之ヲ後藤農林大臣ガ斷行スルコトガ出來ルカ否カト云フ問題ガ殘サレテ居ルダケデアリマス、隨テ後藤農林大臣ガ研究調査ニ名ヲ藉ツテ、明年三月マテ、來議會マデ此對策ヲ放任シテ、來議會ニ、マア來年マデ自分達ガヤッテ居ルナラ何トカ、ト云フヤウナ態度デ、而モ其間ニヘ此財政難ノ折柄、多額ノ國帑ヲ米穀對策ノ爲ニ、六七千万圓カラ一億圓ノ國帑ヲ要スル此問題ヲ、唯自己ノ力足ラズシテ、其解決案ヲ得ルコト出來ズ、遂巡一箇年間ヲ經過ナサルコトヘ、甚ダ後藤農林大臣ノ爲ニ私ヘ取ラザルモノト信ズルモノデアリマス、此機會ニ後藤農林大臣ヘ、現在農林當局ガ御持合セニナシテ居ル處ノ米穀對策ヲ以テ、臨時議會マデ開イテ、堂々ト臨時議會ニ所信ヲ明ニナサレル勇氣アリ

ヤ否ヤト云フ點ヲ御尋致シテ降壇致シマス(拍手)

○國務大臣(後藤文夫君) 河野君ノ御質問

規定ニ譲ヅテアルノヘドウカト云フコトデ

アリマスルガ、是ハ何レ他ノ機會ニ、勅令ノ

ルノデアリマス、買上ノ事ニ付テ、勅令ノ

ニ規定セントスル事ニ付テ、詳シク申上げ

ルコトモアラウト思ヒマスルガ、大體ニ於

キマシテハ、内地ノ公定價格ト、向フノ米

ノ價トノ工合ヲ考ヘマシテ、餘り高イ値デ

トニナリマシタケレドモ、併シ私ハ此統制

法ガ米價維持ノ上ニヘ、米價安定ノ上ニヘ、

スル必要モアルマイト云フ考慮カラ來テ

居リマス、先程モ申シタヤウニ、凡ソノ數

量ヲ買上ガテ調節ヲ致サウトスルノデアリ

マスカラシテ、時價ニ準據スルト云フコト

ガ建前ニナルノデアリマス、唯内地ノ米價

鮮ニ於テ之ヲ補ハシムルガ爲ニ、產米增殖

ノ事情ガ、最低價格以上ニ上ツテ居ツテ、格別

ノ調節ヲ要セナイト云フ時デアレバ、強ヒテ

シテ居ルモノノデアリマスガ、此勅令ノ趣旨

は矢張勅令デ賣渡ノ事ヲ規定スルコトニ

致シテ居ルノデアリマス、價ハ時價ニ依リ

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

アルノニ、斯ウ云フモノヲ又附加ヘルト云

ガ、私共モ全然同感デアリマシテ——出來

テ居ルノデアリマス、又臺灣ノ方ニ於ギ

ノ法案ガ恰モ過去ニ於ケル米穀法ノ如キモ

シテ居ルモノノデアリマスノ、今

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

ノ法案ヲ以テ、此會計年度内ニ應ズルノ處置ヲ講シウト致シタ譯デアリマス、今回

レタ政研究問題ガ多々アリマス、取敢ズ今回

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

トシテハ折角此臺鮮米ノ問題ニ付テ攻研究ヲ

相成ツテ居タヤウナ譯デアリマス、吾々

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

遂ゲタノデアリマス、併シマダ今後ニ残サ

レタ政研究問題ガ多々アリマス、取敢ズ今回

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

ノ法案ヲ以テ、此會計年度内ニ應ズルノ處置ヲ講シウト致シタ譯デアリマス、今回

レタ政研究問題ガ多々アリマス、取敢ズ今回

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

ノ法案ガ恰モ過去ニ於ケル米穀法ノ如キモ

トシテハ折角此臺鮮米ノ問題ニ付テ攻研究ヲ

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

ノ法案ガ恰モ過去ニ於ケル米穀法ノ如キモ

トシテハ折角此臺鮮米ノ問題ニ付テ攻研究ヲ

シテモ——先程ニ善君モ御話ニナリマシタ

ル通リニ、是ハ臨時ノ臺鮮米對策デアリマス、隨テ統制法ノ如キ有力ナ、内地ノ米價

安定ノ基本法トハ建前ガ達ツテ居ルノデア

リマス、臨時ノ對策ヲ講ジテ置イテ、其間

ニ更ニ進シダ考ヲ付ケタイト云フ積リデ居

リマス、河野君ノ御質問

ノ問題ヲ研究致シマスル時ニ、常ニ内外地

ヲ通ズル全國民ノ共存共榮ヲ考慮スルコトヲ

ヲ忘ル、モノデナイト云フコトヲ、外地ニ

〔國務大臣永井柳太郎君登壇〕

○國務大臣(永井柳太郎君) 私ハ政府モ議

會モ共ニ、昔ニ米穀問題ノミデナク、各種

ノ問題ヲ研究致シマスル時ニ、常ニ内外地

ヲ通ズル全國民ノ共存共榮ヲ考慮スルコトヲ

ヲ忘ル、モノデナイト云フコトヲ、外地ニ

〔河野一郎君登壇〕

○河野一郎君 農林大臣ノ御答辯中ニハ、

米穀統制法ハ其運用宜シキヲ得テ、現在相當ノ效果ヲ擧ゲテ居ルカラ、今回提案ノ三法案ハ、明年三月迄ノ間、之ヲ補ッテ行クノデアル、而モ其間ニ於テ統制法ノ根本ヲ變ヘル必要ハナイガ、適當ナル補強的施設ニ付テ研究スルノデアルト云フヤウナ御答辯ト私ハ承ッタノデアリマス、サウ致シマスト、米穀統制法ヲ政府ガ御實施ニナリマシタノヘ、昨年ノ十一月デアリマス、而モ昨年ノ十一月ニ於テハ、既ニ昭和八年度產米ノ大豐作ハ、ソレドノ機會ニ於テ、政府ノ第一回作柄調査、第二回調査、實收調查、其他ノ調査ニ依リマシテ、大體大豐作デアッテ、一千數百万石ノ過剩米ガ出テ、此儘デハイカヌト云フコトハ——政府部内ニ於カレマシテモ、既ニ統制法一本ヲ以テシテハ、其政策運用ノ妙ヲ得ルコト困難ナリトセラレマシテ、之ニ加フルニ糸ノ貯藏ヲ以テセラレ、而モ農林大臣ノ如キハ、減反案ノヤウナ、世ノ中ノ物笑ニナルヤウナ設施マデモ加ヘテ、施設セラレヤウトシタデハアリマセヌカ、其時ニ於テ、既ニ米穀統制法一本ヲ以テシテハ、今後ニ於ケル米穀對策不十分ナリト云フコトハ、ハッキリ分ッテ居ツタ筈デアル、而モ今回ノ豫算總會ニ於テ、吾々同僚ヨリメ穀政策ニ付テ缺クル所ナキヤ如何ト追第ヲ致シテカラ、初メテ米穀統制法一本デハイカヌ、ドウモ不十分ノヤウニ思フト云フヤウナ調子デ騒ギ出シテ、アレヤ是ヤト騒

イデ、餘リニ慌テ過ギテ、齊藤總理カラ、

シテ置キマス

何モ纏ツテモ居ラヌト言明マデシテ、二枚舌問題マデ起スヤウニナッタデハアリマセ

スカ、若モモウ少シ眞劍ニ、モウ少シ慎重

ニ農民ノ立場ヲ御考ニナッタナラバ、米穀政

策ノ如キハ、泥棒ヲ捕ヘテ繩ヲ綱フヤウナ

態度ヲナサラズ、明ケテモ暮レテモ、全國

農民ヲ救フノハ、米ト繩ト肥料ノ此三ツサ

ヘ考ヘテ居レバ、農民ハ救ハレルノデアル

(拍手)之ニ付テ考ガ足ラズ、肥料ニ付テハ

肥料屋ニ委セル、繩ヤ生絲ニ付テハ、當業者ガ三割減產ト云フヤウナコトヲ言ッテ參

レバ、直グソレデ宜シイト云フヤウナコト

デ贊成ニナル、本當ノ農林大臣ノ頭ハドウ

ダ、如何ナル需給推算ノ上ニ立ツテ、大臣ハ

御決メニナッタカト云フコトヲ申シマスレ

バ、大シタ數字的根據サヘモナイ、米穀政

策ニ於テモ、今頃ニナッテ來年ノ三月迄ノ、

五箇月ヤ八箇月ノ臨時施設ノ法律ヲ取出シ

テ、後十日カ一週間位ノ此議會ニ提案シテ、

何トカ此急場ノ繫ギヤフテ置イテ吳レト

云フヤウナコトヲ此處ヘ頼ンデ來ル、此無

責任ニ至ツテハ、私ハ斷ジテ許ス譯ニ行カ

ヌト思フノデアリマス、農林大臣ハモウ少

シ眞劍ニ、米穀政策ニ付テ吾々ト共ニ御研

究願ヒタイト思フノデアリマス、デ此機會ニ御尋致シタイノハ、農林大臣ハ本法案ガ

若シモ兩院ヲ通過セザル時ニハ、現在ノ米

穀統制法ダケデ、明年三月迄ニ於ケル米穀

政策ノ運用ヲ、農林大臣ノ職責ニ於テ責任

ヲ負フコトガ出來ルヤ否ヤト云フ點ヲ御尋

斯ノ如クシテ考究ノ結果ガ、只今茲ニ提案

シテ居リマスルモノヲ以テ、此際ノ差當リ

ノ處置ト致シマシテ、尙ほ進ンデ眞劍ニ考

究ヲ續ケタイ、斯ウ云フコトヲ申上ゲテ居

ルヤウナ譯デアリマス、若シ此法案ガ通過

慎ナル御言辭ガアリマシタガ、吾々ハスル

不眞面目ナル質問ヲ致シテ居ルノデハナイ

ノデアリマス、ソレダカラ朝鮮農民ニ對シ

誤解ヲ招クト吾々ハ申上ゲルノデアル、

少クトモ吾々ハ總テ質問ヲ爲ス場合ニハ、

確乎タル計數、確乎タル事實ノ上ニ立タナ

ケレバ、斷ジテ不謹慎ナル言ハ弄サヌノデ

アリマス、先程三善君ノ御引用ニナリマシタ

ノハ、昭和八年十一月朝鮮ノ農林局ニ於テ

御作リニナッタモノ、中ニ、明確ニ記シテア

ル材料ニ依ツテ御質問ニナッテ居ルノデアリ

マス、拓務大臣ハ今後ニ於カレマシテモ巧

ミナル言辭ヨリモ、一ツノ確乎タル數字的基

礎ノ上ニ立ツテノ御答辯ガ、吾々ノ望ム所デ

アリマスカラ、此機會ニ於テ一言申上ゲテ

置キマス(拍手)

○議長(秋田清君) 河野君、御済ミニナリ

マシタ力

○議長(秋田清君) 河野君、御済ミニナリ

マシタ力

○議長(秋田清君) 高田耘平君

(高田耘平君登壇)

○高田耘平君 私只今上程サレテ居ル三案ニ付テ、二三政府ニ質問シタイト思フノデアリマス、先づ總理大臣ガ去月十二日豫算總會ニ於テ聲明セラレタル、其聲明ヲ實行シ得ズシテ、極メテ姑息的ナル本案ヲ提出シタ、其經過等ニ付テ承リタイト思フノデゴザイマスルガ、私共出席ヲ要求シテアリマシタガ、今尙も出席ニナリマセヌカラ、已ムヲ得ズ唯非常ニ遺憾デアッタ、總理大臣ガ聲明ヲ裏切ツテ、斯ノ如キ不徹底ナル案ヲ提出ニナッタコトハ、極メテ遺憾デアルト云フコトヲ、茲ニ前以テ申上ゲテ置ク次第デアリマス

米穀ノ問題ハ申ス迄モナク非常ニ重大デ

ゴザイマス、財政上ノ關係ヨリシテハ、勿

論デゴザイマスケレドモ、殊ニ農村問題解

決ノ上ヨリ、此米ノ問題ヲ根本的ニ解決シナケレバナラナイト云フコトヲ、私共ハ痛感致シテ居ルモノニアリマス、何故サウデアルカト云ヘバ、例ヘバ今度追加豫算ガ出テ居ル、此二千万圓ノ追加豫算ノ中、千五百万圓ハ糶貯藏ニ關スル費用デアリマス、而シテ根本問題解決ニハ少シモ手ヲ觸レナイ、デ大藏當局ニ言ハシテ見レバ、是ハ大體ニ於テ皆農村ノ爲デアル、糶貯藏モ農村ノ爲デアル、斯ウ言フノニアリマス、而シテ一面ニハ本年ノ一月迄ニ既ニ二億二三千萬圓ノ缺損ヲ來シ、更ニ最低公定基準價格ニ依ル買上ガ、若シ千万石ニ達スレバ、恐ラクハ今後一年間ニハ彼此レ一億万圓近クノ缺損ヲ來スノミニハナイカト思フ狀態ニ陥レタノデアリマスカラ、非常ニ財政上重大ナ問題デアルト同時ニ、此米ノ問題アルガ爲ニ、此方面ノミニ國費ノ大部分ガ使ハレテ、他ノ農村根本問題ノ解決ガ出來ナイト云フコトハ、極メテ遺憾デアリマスカラ、一日モ早ク、此米ノ問題ニ付テノ根本的解決ヲシナケレバナラヌト云フコトヲ、私共ハ信ジテ居ルノデアリマス、ソコデ私共今回ノ御提案ヲ見マシテ、甚ダ遺憾ニ感ズルガ、或ハサウ云フ批評モアルカモ知レマセヌ、臨時處理法ハサウ云フ非難モスレバ出来マス、而シテ如何ニモ不徹底デ、僅ニ年間ヲドウスルカト云フ案ヲ御立テニナツタニ過ギナイ、但シ只今農林大臣ハ、一年

ノ間ニ調査研究ヲシテ、根本的ノ案ヲ立テルト云フ説明デアリマシタガ、ドウ云フ程度ニ於テノ根本的對策ヲ立テントスルノデアルカヲ伺ッテ置キタインデアル

今回此案ガ出ル前ニ、閣僚ノ諸君ガ意見ヲ異ニシタヤウニ承ル、即チ朝鮮、臺灣ヨリ移入スル米ヲ法律ニ依ッテ規定シテ、或る程度以上ノ移入ハ絕對ニ許サナコトニスルト云フコトガ、農林當局ノ主張デアッテ、是ガ大體ニ於テ内地ノ農民側ノ要求デアリ

馬、所ガ拓務省ノ方ハ、ソレハイカヌ、サウスレバ差別待遇ニナルカライカヌト云フコトデ、結局或ル程度ノ制限ハスルガ、大體ニ於テ增加スルモノト見ナケレバナラ

ト云フヤウナル御説明ガアッタヤウデゴザイマシタケレドモ、私ハ朝鮮、臺灣ノミニマズ、内地ヲモ通ジテノ、所謂全領土ヲ通ジテ根本的對策ヲ立テルニ非ザレバ、到底

米穀問題ノ永久ノ解決ハ出來ナイト信ズルノデゴザイマス、但シ其方法ト致シマシテハ、或ハ全領土ヲ通ジテノ生産制限ノ必要性ヲ實行スルコトニ依ッテ救ハレルト申ス人モゴザイマス、或ハ又朝鮮、臺灣ノミニモゴザイマセウ、或ハ又專賣ガ宜イト言フ人モアリマス、位シ茲ニ專賣論ヲ主張シナガラ、減反案ニ反對スル者モアリマスルケレドモ、是ハ一寸私ハ了解シ兼ネルノデアリマス、専賣トナレバ、減反ヲシナケレバ専賣ハ出來ナイノデゴザイマスガ、此點ハ意見ノ相違ニナルノデアリマスカラ、申上ガル必要モナインデゴザイマスガ、兎ニ角專賣論ニハ減反ガ伴フト私共ハ見テ居ルノデアリマス、ソコデ政府ガ調查シテ根本の案ヲ立テルト云フノヘ、單ニ此間拓務

省ト農林省ガ對立シタ如キ、所謂朝鮮、臺灣ヨリ四百万石、約千二百万石ナラ千二百万日ノ米穀事情ニ於テ移入スルコトヲ認メナイト云フコトヲ法律デ規定スレバ、ソレガ數百万石買シタ所ガ之ヲ賣ルコトガ出來マス、丁度内地ノ特別會計ニ於テ、十數年來米ヲ買シテ、買シテ居ルガ、賣ルコトガ

灣ニ對シテノ、或ル程度ノ移入制限ヲ法律的ニ試ミントスル意味ニ於テノ調査ナリヤ、是デハ不十分デアリマス、私ハソレデハ満足致シマセヌ、更ニ一步進ンデ、ソレヨリモ只今申上ゲタ意味ノ根本的解決ヲナセントスルノデアルヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒタイト思フノデアリマス

更ニ第二ノ質問ハ、河野君ノ質問ト同ジ意味ニ相成ルノデアリマス、即チ政府ハ調査研究ヲ一日モ早ク遂ゲテ、是ガ成案ヲ得テ、尠クトモ端境期迄ニ臨時議會ヲ開クノ意思アリヤ否ヤト云フコトデアリマス、是ハ實ハ總理大臣ニ伺ヒタイノデアリマスケレドモ、總理大臣ガ居リマセヌカラ、已ムヲ得ズ農林大臣ノ御答デモ宜シイノデス、何故私ガ左様ナコトヲ申上ゲルカト云ヒマスト、從來調査會ト云フモノガ再々開かれテ居タガ、ドウシテモ根本問題ガ解決サレマセヌデシタ、私ハ今日迄ノヤウナ調查會デハ、中々容易デナイト思フ、要スルニ非常ナル強い意味ニ於テノ調査會デナケレバナラヌ、尠クトモ各方面ノ、マア民政黨デモ、政友會デモ、本當ニ領袖株ノ人ヲ捕ヘテヤラネバナラヌ、問題ガ大體決テ居ルノデス、唯斷ノ一字デアルト私ハ思フ、故ニ此調査會ノ爲ニ一年モ費ス必要ハナイ、端境期ノ十月迄ニハ、四、五、六、七、八、九、マダ六箇月アル、此間ニ解決サレナイヤウデハ、一年掛ツテモ私ハ

解決出來ナイト思フ、尠クトモ三月ヤ四月四月デ解決サレナイヤウデハ一年掛ツテモ私ハ解決出來ナイト思ヒマス、デアルカラ理由ハ、申上ゲル迄モアリマセヌガ、端境期以後ニナッテ、新米穀年度ニナッテ、政策ガ立タナイヤウデハ、生産者モ消費者モ、亦特別會計維持ニ當ル所ノ政府モ、非常ニ困ルノデアリマスルカラ、是非端境期迄ニ解決スル必要ガアルノデゴザイマス、故ニ政府ハ先程私ガ申上ゲタ意味ノ根本方針ヲ以テ調査スル心算デアルカ、或ハ又單ニ朝鮮、臺灣ニ對スル移入制限ノミニ付テノ案ヲ御研究ニナル心算デアルヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒマス、大體ニ於テ千万石トスレバ一億ドウシテモ根本的解決トスレバ、全領土ヲ通ジテノ米穀政策デナケレバナラヌノデアリマス、其外ニ一億五千万圓ヲ法第四條ニ於テ增加スル、サウスルト是方二億六千万圓、斯、何程アルヤト云フコトハ、是ハ私共無論能ク分リマセヌガ、所謂整理賣却ヲシナケレバナラヌ米ガ、昭和六年度ノ米、七年度ノ米、八年度ノ米、相當ニ私ハ八年度ノ米ノ中ニモ、今度ハ餘程所謂乾燥ノ惡度ノ米ナドガ入ツテ居ル筈デゴザイマスルカラ、相當ノ數量ヲ整理賣却トシテ賣ラナケレバナラヌト思ヒマス、若シ其金額ヲ、大體ニ於テ四百万石程度ト假定致シマスレバ、チヨット高イカ知レマセヌガ、一石二十圓ニ見積ルト、是ガ八千万圓デアリマス、サウスレバ一億五千万圓ノ今度ノ法律ニ依ル増加資金、一億一千万圓ノ殘餘ノ金、更ニ整理米ヲ四百万石賣ジタ其八千万圓ト、之ヲ含メセレバ三億四千万圓トナルノデゴザイマス所ノ所謂金額ガ幾ラアルカト云ヘバ、大體ニ於テ私ノ算定アヘ一億一千万圓ハ殘ルト思ヒマス、利子、倉敷ヲ差引イテ一億一千萬圓ハ残ル筈デアリマス、但シ是ガ百万石植エレベニ千三百萬圓バカリ又減リマスケレドモ、大體ニ於テ千万石トスレバ一億一千萬圓ダケ端境期ニ金ガアル譯ニナリマス、其外ニ一億五千万圓ヲ法第四條ニ於テ增加スル、サウスルト是方二億六千万圓、斯、何程アルヤト云フコトハ、是ハ私共無論能ク分リマセヌガ、所謂整理賣却ヲシナケレバナラヌ米ガ、昭和六年度ノ米、七年度ノ米、八年度ノ米、相當ニ私ハ八年度ノ米ノ中ニモ、今度ハ餘程所謂乾燥ノ惡度ノ米ナドガ入ツテ居ル筈デゴザイマスルカラ、相當ノ數量ヲ整理賣却トシテ賣ラナケレバナラヌト思ヒマス、若シ其金額ヲ、大體ニ於テ四百万石程度ト假定致シマスレバ、チヨット高イカ知レマセヌガ、一石二十圓ニ見積ルト、是ガ八千万圓デアリマス、サウスレバ一億五千万圓ノ今度ノ法律ニ依ル増加資金、一億一千万圓ノ殘餘ノ金、更ニ整

理米ヲ四百万石賣ジタ其八千万圓ト、之ヲ含メセレバ三億四千万圓トナルノデゴザイマス所ノ所謂金額ガ幾ラアルカト云ヘバ、大體ニ於テ私ノ算定アヘ一億一千万圓ハ殘ルト思ヒマス、利子、倉敷ヲ差引イテ一億一千萬圓ハ残ル筈デアリマス、但シ是ガ百万石植エレベニ千三百萬圓バカリ又減リマスケレドモ、大體ニ於テ千万石トスレバ一億一千萬圓ダケ端境期ニ金ガアル譯ニナリマス、其外ニ一億五千万圓ヲ法第四條ニ於テ增加スル、サウスルト是方二億六千万圓、斯、何程アルヤト云フコトハ、是ハ私共無論能ク分リマセヌガ、所謂整理賣却ヲシナケレバナラヌ米ガ、昭和六年度ノ米、七年度ノ米、八年度ノ米、相當ニ私ハ八年度ノ米ノ中ニモ、今度ハ餘程所謂乾燥ノ惡度ノ米ナドガ入ツテ居ル筈デゴザイマスルカラ、相當ノ數量ヲ整理賣却トシテ賣ラナケレバナラヌト思ヒマス、若シ其金額ヲ、大體ニ於テ四百万石程度ト假定致シマスレバ、チヨット高イカ知レマセヌガ、一石二十圓ニ見積ルト、是ガ八千万圓デアリマス、サウスレバ一億五千万圓ノ今度ノ法律ニ依ル増加資金、一億一千万圓ノ殘餘ノ金、更ニ整

理米ヲ四百万石賣ジタ其八千万圓ト、之ヲ含メセレバ三億四千万圓トナルノデゴザイマス所ノ所謂金額ガ幾ラアルカト云ヘバ、大體ニ於テ私ノ算定アヘ一億一千万圓ハ殘ルト思ヒマス、利子、倉敷ヲ差引イテ一億一千萬圓ハ残ル筈デアリマス、但シ是ガ百万石植エレベニ千三百萬圓バカリ又減リマスケレドモ、大體ニ於テ千万石トスレバ一億一千萬圓ダケ端境期ニ金ガアル譯ニナリマス、其外ニ一億五千万圓ヲ法第四條ニ於テ增加スル、サウスルト是方二億六千万圓、斯、何程アルヤト云フコトハ、是ハ私共無論能ク分リマセヌガ、所謂整理賣却ヲシナケレバナラヌ米ガ、昭和六年度ノ米、七年度ノ米、八年度ノ米、相當ニ私ハ八年度ノ米ノ中ニモ、今度ハ餘程所謂乾燥ノ惡度ノ米ナドガ入ツテ居ル筈デゴザイマスルカラ、相當ノ數量ヲ整理賣却トシテ賣ラナケレバナラヌト思ヒマス、若シ其金額ヲ、大體ニ於テ四百万石程度ト假定致シマスレバ、チヨット高イカ知レマセヌガ、一石二十圓ニ見積ルト、是ガ八千万圓デアリマス、サウスレバ一億五千万圓ノ今度ノ法律ニ依ル増加資金、一億一千万圓ノ殘餘ノ金、更ニ整

理米ヲ四百万石賣ジタ其八千万圓ト、之ヲ含メセレバ三億四千万圓トナルノデゴザイマス所ノ所謂金額ガ幾ラアルカト云ヘバ、大體ニ於テ私ノ算定アヘ一億一千万圓ハ殘ルト思ヒマス、利子、倉敷ヲ差引イテ一億一千萬圓ハ残ル筈デアリマス、但シ是ガ百万石植エレベニ千三百萬圓バカリ又減リマスケレドモ、大體ニ於テ千万石トスレバ一億一千萬圓ダケ端境期ニ金ガアル譯ニナリマス、其外ニ一億五千万圓ヲ法第四條ニ於テ增加スル、サウスルト是方二億六千万圓、斯、何程アルヤト云フコトハ、是ハ私共無論能ク分リマセヌガ、所謂整理賣却ヲシナケレバナラヌ米ガ、昭和六年度ノ米、七年度ノ米、八年度ノ米、相當ニ私ハ八年度ノ米ノ中ニモ、今度ハ餘程所謂乾燥ノ惡度ノ米ナドガ入ツテ居ル筈デゴザイマスルカラ、相當ノ數量ヲ整理賣却トシテ賣ラナケレバナラヌト思ヒマス、若シ其金額ヲ、大體ニ於テ四百万石程度ト假定致シマスレバ、チヨット高イカ知レマセヌガ、一石二十圓ニ見積ルト、是ガ八千万圓デアリマス、サウスレバ一億五千万圓ノ今度ノ法律ニ依ル増加資金、一億一千万圓ノ殘餘ノ金、更ニ整

理米ヲ四百万石賣ジタ其八千万圓ト、之ヲ含メセレバ三億四千万圓トナルノデゴザイマス所ノ所謂金額ガ幾ラアルカト云ヘバ、大體ニ於テ私ノ算定アヘ一億一千万圓ハ殘ルト思ヒマス、利子、倉敷ヲ差引イテ一億一千萬圓ハ残ル筈デアリマス、但シ是ガ百万石植エレベニ千三百萬圓バカリ又減リマスケレドモ、大體ニ於テ千万石トスレバ一億一千萬圓ダケ端境期ニ金ガアル譯ニナリマス、其外ニ一億五千万圓ヲ法第四條ニ於テ增加スル、サウスルト是方二億六千万圓、斯、何程アルヤト云フコトハ、是ハ私共無論能ク分リマセヌガ、所謂整理賣却ヲシナケレバナラヌ米ガ、昭和六年度ノ米、七年度ノ米、八年度ノ米、相當ニ私ハ八年度ノ米ノ中ニモ、今度ハ餘程所謂乾燥ノ惡度ノ米ナドガ入ツテ居ル筈デゴザイマスルカラ、相當ノ數量ヲ整理賣却トシテ賣ラナケレバナラヌト思ヒマス、若シ其金額ヲ、大體ニ於テ四百万石程度ト假定致シマスレバ、チヨット高イカ知レマセヌガ、一石二十圓ニ見積ルト、是ガ八千万圓デアリマス、サウスレバ一億五千万圓ノ今度ノ法律ニ依ル増加資金、一億一千万圓ノ殘餘ノ金、更ニ整

カ、此三億万圓ト云フノハ、實ハマダ拓務省  
ト農林省トノ意見ガ岐レマセヌ内ニ、一致  
スルモノト思ツテ、所謂移入米ノ統制ガ法律  
的ニ完全ニ實行出來ル場合ヲ豫想シテ、サ  
ウシテ外地ニハ一億五千万圓、内地ニハ三  
億万圓ノ豫備費同様ナモノヲ置クト云フコ  
トガ新聞ニ出マシタガ、其通りヲ實行シタ  
ノデアリマス、即チ半永久的ナ、要スルニ  
外地米ニ對スル相當ノ移入統制ガ出來ルコ  
トヲ前提トシテ、外地ニ一億五千万圓、内  
地ニ三億万圓ノ豫備費同様ノモノヲ置クト  
云フコトヲ新聞ニ發表サレマシタガ、ソレ  
ヲ其儘一年限リノ問題ニ於テモ實行スルト  
シテ、茲ニ私ハ掲ゲタモノニ非ズヤトノ疑  
念モアルノデアリマス、是ハ想像デスカラ  
ハッキリ分リマセヌガ、ドウモサウモ言ヒ得  
ル、一年限リト致シマスレバ、私ハ三億圓  
ノ豫備費ヲ置ク必要ハ更ニナイト思フノデ  
アリマスケレドモ、之ニ對スル政府ノ御意  
見ヘ如何デアリマスカ、之ヲ御伺シタイト  
思フノデアリマス

灣デヘ買ハヌデセウ、朝鮮ニ於テ米ヲ買フ場合ニ於テ、内地デヘ生産費ヲ基礎トシ、物價其他ノ狀況ヲ加味シテ、最低基準價格デ買フノデアル、朝鮮デヘ然ラズシテ時價デ買フノデアルト云フ、此不公平ノ問題、是ハ如何ニモ受取レナイ、差別的待遇ト云フコトガ若シアリトスレバ、是ハ確ニ差別的デアル、但シ其間ニ於テ判断シ兼ネル事柄ハ、私ハ生産費ノ問題ニ付テ疑ガアリマス、其疑ヲ質サナイカラ、茲ニ常識ニ申スヨリ外アリマセヌケレドモ、大體ニ於テ朝鮮ト内地トノ米ノ生産費ハ、一石ニ付テ五六圓ノ差ガナケレバナラヌト私ハ思フ、今迄ハアツクノデアリマス、今度ハナイガ、今迄ハアツク、ソコデ生産費ヲ基礎トシテ、内地同様ニ公定基準價格ヲ決メテ買フト云フコトニスルト云フコトハ、私ハ其事ヲ爲スコトニ付テノ困難ナル事情ハ御察シ申シマス、御察シハ申シマスガ、併ナガラ道理カラ云ヘバ、内地デヘ生産費ヲ基礎トスル最低公定基準價格デ買ヒ、朝鮮デヘ時價デ買フト云フコトニナルト、大體ニ於テ朝鮮ノ時價ト云フモノガ、内地ノ最低公定基準ニ引摺ラレテ居ルカラシテ、生産費以上數等超エタモノガ時價ニナツテ居ルニ違ヒナイト私ハ思フ、サウスレバ内地ニ於テハ最低公定基準價格デ買フガ、朝鮮ニ於テハ時價デ買フト云フコトニナルト、此不公平ニ於テ、或ル一定ノ數量ヲ政府ガ買フ必カラシテ、

國務大臣後藤丈夫君登壇

要ヲ認メタナラバ、所謂朝鮮ニ於テ最低公定基準ヲ内地ト同様ニ作ラシテ、之ニ依ッテ強制的ニ三百万石ナリ、四百万石ナリ買フト云フコトデナケレバ、私ハ非常ナル差別待遇ト思フガ、此點ニ對スル農林大臣ノ意見ハ如何デアリマスカ、尙ほ事務的ニ二三伺ヒタイ點ガゴザイマスケレドモ、後日ニ讓リマシテ、只今申上ゲマシタ點ニ付テ政府ノ所見ヲ伺フ次第デアリマス(拍手)

〔國務大臣後藤文夫君登壇〕

○國務大臣(後藤文夫君) 高田君ノ御質問ニ御答致シマス、第一ニ、尙ほ根本策ニ付テハ續イテ考究ヲスルト云フコトデアルガ、其根本策ト云フノヘドウ云フコトヲ含ンデ居ルノカ、内地、外地ヲ通ジテノ米穀ノ問題ヲモ含ンデ居ルノデアルカ、ドウカト云フ御尋デアリマシタ、私ハ提案ノ理由ニモ御説明申上ゲマシタヤウニ、今回ノ移入米穀ノ調節ノ法案ハ、臺鮮米ノ移入ノ調節ニ關スルコトデアリマス、之ニ即シテ臺鮮米ノ移入調節ニ關スル更ニ是レ以上ノ方策ニ付テ、政府モ考究ヲシテ成案ヲ得ルコトニ努メル積リデアルノダト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、尙ホ併シ在来懸案トナツテ居リマスル一般的ノ生産ノ統制ト云々タヤウナ問題ハ、無論根本策ノ一つシテ今日マデモ考究シテ參ツテ居ル所デアリマスガ、今後ニ於テモ考究シナケレハナラ又コト、考ヘテ居リマス、臺鮮米ノ問題ニ付テ、單純ナル移入スルモノ、數量ノ調節ノミナラズ、更ニ根本ニ入ツテノ問題ガアルノ

ノ點ニ闕シテノコトデアラウト思ヒマス、生産ノ下ニ入ツテマデ全領土ヲ通ジテノ米穀對策ト云フモノヲ講ズルコトハ、無論必要デアリ、今後考究サレナケレバナラヌ問題ト考ヘテ居リマス、是等ノ問題モ考究致シタイト思フノデアリマスガ、唯此問題ヲ直チニ效果ヲ擧ゲルヤウナ成案ヲ得ルコトハ中々困難デアル、永遠ノ方策トシテ多少年月ヲ要スル方策トシテ、茲ニ方針ヲ立てナケレバナラヌ問題デアルト云フコトヘ御承知ノ通リデアラウト思ヒマス

臨時議會ヲ開ク積リガアルカドウカト云フ御尋デアリマス、是ハ先程河野君ニモ御答致シマシタヤウニ、只今臨時議會ヲ開クト云フ考ハ有ツテ居リマセヌ、ソレカラ何故三億ト云フヤウナ豫備的ナ資金ノ準備ヲシテ置クノカ、是へ要ラナイノデハナイカ、此色々數字ニ依ル計算ノコトヘ、外ノ機會ニ申上ゲタ方ガ宜シイカト存ジマスガ、只今御推算ノ御話ノアツタノトヘ、少シ吾々ノ見解ハ違ツテモ居リマスルガ、此三億ト云フノヲ政府ガ權能ヲ得テ置カウト申シマスルノハ、想像シ得ベキ最大ノ場合ヲ豫想シテ置カケレバナラヌ、今年ノ米穀年度ニ於ケル昨年ノ大豐作ト云フモノハ、殆ド何人モ豫想シ得ザル所デアリマシタケレドモ、斯様ナ豐作ガ參ッタノデアリマスカラ、再ビ是ガ續イテ參ルデアラウト云フコトハ、多クノ人ガ是ハ豫想シナイコトデアリマス、併ナガラ絶對ニ來ナイトハ何人モ言

ヒ得ナイノデアリマス、ソレニ應ズルダケ  
ノコトハシテ置キタイ、併ナガラ是ガ爲ニ  
直チニ米穀資金ヲ今増額シテシマフノダト  
云フコトマヂ行カナクテモ、増額ヲスルト  
云フコトノ權能ヲ戴イテ置イテ、其時ノ事

外地米ノ統制ニ關シテ、農林省ニ法律化ス  
ル原案ガアツカ筈ト思ヒマス、是ハ昨年米穀  
統制法ノ決議當時ニモ附帶條件デアリマシ  
タシ、殊ニ最近米穀問題ノ中心問題デアリ  
マシタカラ、其移入法制化ノ原案ノ御説明  
ヲ願ヒマス

コトハ吾々信用出來ナイノデアリマス(拍手) 隨テ審議會ニ對スル政府ノ所信ト、茲ニ其責任觀念ヲ聽キタイ、拓務大臣ニ二ツ質問ヲ致シタイノデアリマスガ、拓務大臣ガ居リマセヌカラ、私甚ダ遺憾デアリマス

○國務大臣(後藤文夫君) 今回ノ案ヲ提出  
スル迄ニ於テ、當局ノ間デ色々準備調査ヲ  
致シタ際ノ事柄ハ、此際私申上ゲル限リデ  
ナイト思ヒマス

ト云フコトガ、却テ斯ウ云フ資金ノ運用ヲ  
嚴正エシ、國家財政ノ見地カラ見マシテモ、  
ソレノ方ガ適切デハナイカト考ヘルノデアマ  
リマス、サウ云フ趣旨デ是ハ多クノ米穀資  
金ノ増額ノ權能ヲ、一方一億五千万圓ノ増

ヲ願ヒマス  
質問ノ第二點ハ、此度暫定的ナ法案テ臺  
鮮米ノ移入管理ヲヤルト云フノデアリマス  
ガ、買上ノ價格及び買上數量ノ具體的豫  
想ガアラウト思ヒマス、此御發表ヲ願ヒタ  
イノデアリマス、内地ニ移入ヲ防グ爲ニ外  
米地ノ買上ヲスルコトヘ、結局時價以上ニ  
買ハナイト、政府ノ買上ヲ要求スル者ガナ  
イト考ヘマス、隨テ安イ生産費ノ米ヲ高ク

ケレドモ、此機會ニ一言シテ置キマス、拓務省方面デ事毎ニ共存共榮主義トカ、或ハ一視同仁トカ、今度ノ米ノ問題ヲ繞リマシテ屢々吾々ガ奇怪ナル言動ヲ見タノデアリマス、一體今度ノ問題ヘ、之ヲ此儘ニ放任シテ置クト、結局内地農民ノ負擔ニ於テ、外地ノ農民ヲ補償スルト同ジヤウナ結果ニナツテ來ルノデアリマス、拓務省ハ寧ロ輕率不謹慎ナル一視同仁主義ノ煽動ノヤウナコトコトニアリマス、時價ニ依ッテ買上グルコトニ相成ダテ居リマス、唯單純ニ時價ト云フノデ、何時デモ買ツテ宜イコトニ致サズニ、最高度ノ限度ト云フモノハ決メテ置キタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ買上敷量ハ、是ハ今日ノ米穀ノ需給状況デノ數量ト、ソレカラテ愈、昭和九年ノ產米ノ豫想状況ヲ見テ入豫測ト合セテ、ナケレバ、ハッキリシテ數ヲ申ハ屢々前ノ御質問ノ方カラモ御尋ガアツクハ屢々前ノ御質問ノ方カラモ御尋ガアツク

君ノ御尋ト同ジヤウナコトニ付テ御尋ガアリマシタ、是ハ御承知ノ如ク統制法ノ最低價格、最高價格ヲ維持スルト云フ建前ノ買入デハナノデアリマス、朝鮮デノ最低價格ノ維持ト云ッタ意味デハナノデアリマスカラ、此買入ノ建値ノ仕方ガ兩方ノ遣方ガ違フト云フコトニハナラナノデアリマス、併ナガラ此買方ト云フモノガ、

買フ結果ニナリマスカラ、結局米作ノ獎勵デアリマス、或ハ外地ノ地主、米穀商人等ハ非常ニ喜ブデアリマセウケレドモ、結果ガ米作ノ増產助長計畫、絶對的ニ供給過剩ノ政策ナリト考ヘマスカラ、買上價格ヲ聞クノデアリマス、同時ニ外地米ノ過剩ノ算定ガ間違ツテ居リマスト、移入防止ニナリマセヌ、隨テ外地米ノ買上數量ノ豫想ヲ御發表願ヒマス

ヲセズニ、或ハサウ云フ言葉ニ依ッテ齋藤内閣ノ内輪ヲ脅迫セズニ、寧ロ進ンデ日本内地ノ米穀對策ニ對シテ、拓務省或ヘ外地ノ監督官廳自ラガ適當ナル調節方法、移入統制ニ關スル方法ヲ講ズルコトガ、拓務省ノ最モ正シキ政治デナケレバナラヌト、吾々ハ信ズルノデアリマス、然ルニ拓務省ヘ其ウ云フコトヲシナイ、極メテ觀念的ナル、拓務大臣ノ言ヲ以テスレバ、全人類ノ共存共榮トカ、或ハ全國民ノ一親同二トカ、向

上ゲル譯ニハ參リマセヌ、一億五千万圓ト云フ  
數字ガ一杯ニ達シマスナラバ、六七百万石位  
ヲ豫想サレル譯ニアリマスケレドモ、是ハ其  
全部ヲ必ズ買上ニ充テルモノト豫想致シテ、  
計算ヲシテハ居ラヌノデアリマス、今ヘッキ  
リ此處デ數字ヲ申上ゲル譯ニハ參リ兼不マ  
ス

將來ニ景観テ有ツノテノナイト云フニト  
ヲ御懸念デアラウト思ヒマスガ、是ハ餘程  
考究ヲシテ掛ラナケレバナラヌ問題デアル

同時ニ質問ノ第三条此法第ニ肯定の出シテ、サウシテ根本對策ハ審議會ノ成立ニ依ッテ決定スルト云フノデアリマスガ齊

的ナ言葉ハ決シテ政治ノ解決デハナイ、私  
結構ナ言葉デアルケレドモ、サウ云フ觀に

ト考へチ居ルノデアリマス

藤内閣ニ來年度ノ米ヲ心配スルマデノ力ガアルカドウカ、唯單ニ農林省ト拓務省ノ確

此點ニ付テ別ノ機會ニ拓務大臣ノ答辯ヲ求シマシテ、根本的ノ質問ハ後ニ残シテ、

○由谷義治君　出來ルダケ簡潔ニ質問ノ要旨ヲ盡シマス、農林大臣ニ御尋シマスガ、

執、對立ヲ宜イ加減ニ胡麻化ス意味ニ於テ、此度ノ法案ヲ出シタケレドモ、將來ノ問題ニ對シテ、餘リ此内閣ガ大キナ約束ヲスル

唯今申シマシタ點ニ對シテ、農林大臣ノ答  
辯ダケヲ要求シテ置キマス

マス

○青木雷三郎君 三案ヲ一括シテ議長指名  
二十七名ノ委員ニ付託サレントラ希望ミマス

○議長(秋田清君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ヨリ質問ニ入ルノデアリマスガ、之ニ先チ諸君ニ御諮リ致シタイトコトガアリマス、此質問、即チ所謂火曜日ニ於ケル質問デアリマスルガ、是ハ成ベク多數ノ質問者ノ要望ヲ満サシムベク、演説時間ノ制限ヲ爲ス必要アリト考ヘマス、仍テ今後各質問演説ハ二十分間以内トスルコト、但シ議長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムモノニ限り、三十分間マデ之ヲ許容スルコトニ致シタイト思ヒマス、之ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍チ其通リニ決シマシタ——本日ノ日程ニ掲ゲマシタ質問ノ六及ビ八ヘ、何レモ政府ヨリ答辯書ヲ受領致シマシタ、仍テ日程ヨリ之ヲ省キマス——只今青木雷三郎君ヨリ成規ニ依ル、質問五、宮脇長吉君提出、軍民一致ニ關スル質問ヲ、質問一ノ前エ繰上ゲ許可スベシトノ動議ガ提出サレマシタ、此青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通リ決シマシタ、直チニ宮脇長吉君ノ登壇ヲ許シマス

五 軍民一致ニ關スル質問(宮脇長吉君提出)

軍民一致ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和九年三月一日

提出者 宮脇 長吉

軍民一致ニ關スル質問主意書

去ル二月一日日本員カ豫算總會ニ於テ軍民一致ノ實ヲ揚クル爲ナシタル質問演説中

在郷軍人會云云ニ付述ヘタル主旨ハ近時

動モスレハ政黨排撃ノ手段ニ在郷軍人會

ノラス軍民一致ノ實ヲ揚クル上ニ非常ナル

スノ如キハ在郷軍人會ノ本旨ニ悖ルノミ

テ利用セムトシ甚シキハ之ニ關シ奇矯ナ

ル決議ヲ爲サムトスルノ風アルヲ以テ

斯ノ如キハ在郷軍人會ノ本旨ニ悖ルノミ

テ利用セムトシ甚シキハ之ニ關シ奇矯ナ

ル惡影響ヲ招來スヘキヲ憂ヘ嚴ニ之ヲ戒

ムルノ必要ヲ痛感シ軍部大臣ニ對シ警告

ヲ爲シタルモノナリ然ルニ或ル方面ニ於

テ故意ニ在郷軍人ヲシテ本員ノ演説ノ真

意ヲ誤解セシムル目的ヲ以テ特ニ其ノ速

記録ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

ヲ弄セムヤ本員ノ演説ノ主旨ハ軍民一致ノ實ヲ揚クル點ヨリ考フルモ在郷軍人會ニ集

マル者ノ大部ノ意味ニ非ザルコトハ、速記

錄ヲ見ルナラバ、小學校ノ子供デモ間違フ

ヲ絕對ニ政治的ニ利用セシムヘカラサル

旨ヲ力説シタルモノニシテ夫ノ演説ノ全

般ヲ聽カレタル陸海軍大臣ハ能ク此ノ主

旨ヲ了解セラレ在郷軍人ヲ侮辱シタルモ

ノニ非サルヲ認メラルナラム之ニ關ス

ル兩相ノ所見如何

〔宮脇長吉君登壇〕

○宮脇長吉君 或ル方面ニ於テ、私ガ去ル

二月二日豫算總會ニ於テ、軍民一致ノ實ヲ

揚クル爲メ爲シタル質問演説ノ趣旨ヲ、故

ガ、是亦私ノ言ヲ誤解セシメ、在郷軍人ノ

憤懣セシムル爲ノ宣傳デアリマシテ、即チ

私ノ眞意ハ、速記錄ノ初メヨリ見レバ明瞭

ナル如ク、政治的決議ニ限定シテ述べタモ

ノデアリマシテ、在郷軍人會ノ普通一般ノ

決議ヲ無價値トシタルモノデハアリマセ

ヌ、假令大會ニ於テ政治的決議ヲ爲スト

モ、ソレハ在郷軍人ノ總意ニアラザル旨ヲ

述ベタモノデアリマス(拍手)又在郷軍人會

ニ出席スル者ハ、無賴ノ徒ノ集リデアツテ、

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

テ居ル人ヲ指シタモノデ、在郷軍人會ニ集

マル者ノ大部ノ意味ニ非ザルコトハ、速記

錄ヲ見ルナラバ、小學校ノ子供デモ間違フ

ヲ絕對ニ政治的ニ利用セシムヘカラサル

旨ヲ力説シタル陸海軍大臣ハ能ク此ノ主

旨ヲ了解セラレ在郷軍人ヲ侮辱シタルモ

ノニ非サルヲ認メラルナラム之ニ關ス

無價値ナリト述べタリト宣傳シテ居リマス

ガ、是亦私ノ言ヲ誤解セシメ、在郷軍人ノ

憤懣セシムル爲ノ宣傳デアリマシテ、即チ

私ノ眞意ハ、速記錄ノ初メヨリ見レバ明瞭

ナル如ク、政治的決議ニ限定シテ述べタモ

ノデアリマシテ、在郷軍人會ノ普通一般ノ

決議ヲ無價値トシタルモノデハアリマセ

ヌ、假令大會ニ於テ政治的決議ヲ爲スト

モ、ソレハ在郷軍人ノ總意ニアラザル旨ヲ

述ベタモノデアリマス(拍手)又在郷軍人會

ニ出席スル者ハ、無賴ノ徒ノ集リデアツテ、

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

關スル質問演説ノ真意ヲ誤解シアルハ、頗

速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付セラ者ガアル

ノデアリマス、是ガ爲メ演説ノ全般ヲ通讀

セザル者ハ、往々ニシテ私ノ在郷軍人會ニ

注意的質問ヲ爲シタルモノニアリマシテ、其趣旨ハ軍民一致ノ實ヲ揚グルニヘ、在郷軍人ノ集會等ヲ、政治的目的ノ爲ニ利用セシメザル爲メ行ヒタルモノニアリマシテ、速記錄ノ全般ヲ通讀スルナラバ、此趣旨ハ明瞭ニ現ハレテ居ルモノト信ジマス、現ニ私ノ此演説ヲ聽キマシタ多數ノ議員、官吏諸君ハ、其趣旨ヲ能ク了解シ、私ガ如何ニ在郷軍人會ノ爲メ考慮シアルカラ認メ、全國在郷軍人會ノ爲メ感謝ノ辭ヲ寄セラレタル者多數アルニ見マシテモ、明カデアリマシテ、質問ヲ受ケタル陸軍大臣モ、亦私ノ眞意ヲ了解シタルモノト信ジテ居リマス、要スルニ私ノ演説ヲ、在郷軍人會ヲ政治的に利用セシメテハ相成ラヌト云フコトニ限定セシメタルモノトシテ見ラレマスルナラバ、誤解ハ自ラ解ケ、其大會ニ於テ政治的決議ヲナシタリトテ、是ハ在郷軍人ノ總意ニ非ズト断言致シマスルモ亦決シテ妄言デナイト信ジマス（拍手）私ハ徹頭徹尾在郷軍人會ヲ政治的ニ利用スルノ不可ヲ述べタモノアリマシテ、サレバ在郷軍人大會ノ決議云々ハ、此政治的決議ヲ指シタモノニアリマシテ、普通一般ノ愛國ノ至誠ヨリ出デタル所ノ會本然ノ立場ニ基ク決議ニハ、何人モ異論ノアルベキ筈ハアリマセヌ（拍手）然レドモ如何ナル理由ヲ以テシマシテモ、在郷軍人ノ集會ノ場合ニ於テ、政治的決議ヲ爲シタリトテ、ソレハ在郷軍人ノ總意デハ決シテアリマセヌ、何トナレバ、在郷軍人會規約第十一章第八十七條三「本會ハ團體

トシテ政治ニ關與シ又ヘ本會々員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ關與スルコトヲ得ズ」トシテアリマス、而シテ一部ノ或ル目的ヲ有スル者以外ノ大多數ノ純良ナル在郷軍人ヘ、此規約ノ趣旨ヲ諒解シ、忠實ニ此規約ヲ守リ、此規約ニ違反スル者アラズト認ムル力ラデアリマス（拍手）又在郷軍人集會ノ場合ニ於テ、政黨ヲ惡罵シマスルコトハ考ヘモル軍人デアリマスルガ、併ナガラ在郷間ヘ、ノデアル、何トナレバ在郷軍人ガ召集ニ應ジマシタ場合ニ於キマシテハ、是ヘ純然タル軍人デアリマスルガ、併ナガラ在郷間ヘ、或ハ雇傭關係ニ於テ、或ハ取引關係、或ハ貸借關係、或ハ地主關係、小作關係、或ハ水利關係等ノ經濟ノ關係ノ外、種々ノ情實因緣關係ノ上カラ、實生活ノ上ニ於キマシテハ、在郷軍人ハ複雜ナル身上ヲ有シテ居リ、在郷軍人トシテモ個々ノ人士ト致シマシテハ、政治的ニハ殆ド其去就ハ決ヅテ居ルノデアリマス（拍手）即チ在郷軍人ハ、其能力ニ於テ優秀ズ、地方ニ於キマシテハ、何ニ付ケ、活動ノ主體デアリマスカラ、政ツアル者デアリマシテ、毎年ノ豫算ニ於キマシテ、私ハ在郷軍人會ノ補助金ノ増額ヲ要求シ、現ニ過日ノ豫算委員會ニ於テモ、現補助金二十五万圓ハ如何ニモ少額デアルカラ、少クトモ三百万圓ニ増額スペシト力マシタヤウナ諸關係ヲ述リ、之ヲ味方ニ引テ、林陸相ヨリ其增額ニ關シ、或ル程度ノ言質ヲ得テ居ル次第デアリマス、私ハマシタヤウナ諸關係ヲ述リ、之ヲ味方ニ引テ、林陸相ヨリ其増額ニ關シ、或ル程度ノ言質ヲ得テ居ル次第デアリマス、私ハ理由ヲ以テシテモ、在郷軍人會ヲ絕對ニ政治的ニ利用スペキモノニアラズト信ジマス臣ノ所見ヲ伺ヒタノイハ、第一、如何ナル理由ヲ以テシテモ、在郷軍人會ヲ絕對ニ政治的ニ利用スペキモノニアラズト信ジマスガ、之ニ關スル所見如何、第二、假令在郷軍人大會ニ於テ政治的決議ヲ爲ストモ、在郷軍人ノ總意ニアラズト信ジマスガ、之ニ對スル所見如何、第三、帝國在郷軍人會ハ

トシテハ何レカノ政黨ニ好意ヲ持ツ者ガ多イノデアリマス、此實情ヲ無視シテ、在郷軍人ノ集會ノ場所ニ於テ、政黨ヲ惡罵スレバ一部ノ者ヲ喜バスカモ知レナイガ、多數ノ在郷軍人ニ反感ヲ抱カシムルノ惡結果ヲ來スモノニアリマス、是等ノ點ハ軍民一致ノ實ヲ舉グル上ニ於テ、大ニ考慮ヲ拂ハナケレバナラヌ問題デアリマス、故ニ私ハ在郷軍人會ヲ政治的ニ利用セントスルノ不可ノミナラズ、此集會ニ於テ、政黨ニ對シ惡罵等ヲ爲スベキモノニアラズト確信シテ居ル者デアリマス、此私ノ根本意見ヲ基礎ニ致シマシテ、彼ノ質問演説ノ全般ヲ通覽セラレルナラバ、私ノ眞意ハ自ラ明瞭ナルモノト信ジテ居リマス（拍手）由來私ハ我國ノ國防ノ主體ハ在郷軍人ニアリト確信シ、此在郷軍人會ニ發達ニ對シテハ、政治的ニハ殆ド其去就ハ決ヅテ居ルノデアリマス（拍手）即チ在郷軍人ハ、其能力ニ於テ優秀ズ、地方ニ於キマシテ、私ハ在郷軍人會ノ補助金ノ増額ヲ要求シ、現ニ過日ノ豫算委員會ニ於テモ、現補助金二十五万圓ハ如何ニモ少額デアルカラ、少クトモ三百万圓ニ増額スペシト力マシタヤウナ諸關係ヲ述リ、之ヲ味方ニ引テ、林陸相ヨリ其増額ニ關シ、或ル程度ノ言質ヲ得テ居ル次第デアリマス、私ハ理由ヲ以テシテモ、在郷軍人會ヲ絕對ニ政治的ニ利用スペキモノニアラズト信ジマス臣ノ所見ヲ伺ヒタノイハ、第一、如何ナル理由ヲ以テシテモ、在郷軍人會ヲ絕對ニ政治的ニ利用スペキモノニアラズト信ジマスガ、之ニ關スル所見如何、第二、假令在郷軍人會ニ於テ政治的決議ヲ爲ストモ、在郷軍人ノ總意ニアラズト信ジマスガ、之ニ對スル所見如何、第三、帝國在郷軍人會ハ

念ヲ了解セラレテ、速記錄ノ全部ヲ通讀セラレルナラバ、私ニ對スル誤解ハ自ラ一掃スルモノト信ジテ居リマス、然ルニ或者ガ演説ノ一部、殊ニ在郷軍人ヲ刺戟シ易イ點ヲ捉ヘテ、全國的ニ宣傳シ、甚シキハ速記錄ノ一部ヲ改竄シテ配付シ、或ル目的ノ爲ニ故意ニ私ノ眞意ヲ誤解セシメ、在郷軍人ヲ憤懣セシムルノ舉ニ出デタコトハ、實ニ卑劣千萬デアリマシテ、言語道斷ノ所爲デアリマス（拍手）私自ラガ在郷軍人デアリ、而モ前述ノ如ク我ガ國防ノ主體ガ在郷軍人ニアルコトヲ痛感セル私ト致シマシテ、何ヲアルコトヲ痛感セル私ト致シマシテ、何ヲ以テ在郷軍人ヲ侮辱スルノ言辭ヲ弄セシヤデアリマス、私ハ在郷軍人會ヨリ感謝ノ辭ヲ受ケルコトハアルト思ヒマスガ、併ナガラ一点ノ非難ヲ受ケル理由ハナイト思テテアリマス、私ハ在郷軍人會ヨリ感謝ノ辭ヲ受ケルコトハアルト思ヒマスガ、併ナガラ一点ノ非難ヲ受ケル理由ハナイト思テ居リマス、（ヒヤク）茲ニ誤解ヲ一掃シ、在郷軍人ヲシテ爲ニスル者ノ宣傳ニ乘ゼラル、ノ餘地ナカラシムル爲ニ、一言スル次第デアリマスガ、私ハ茲ニ改メテ陸海軍大臣ノ所見ヲ伺ヒタノイハ、第一、如何ナル理由ヲ以テシテモ、在郷軍人會ヲ絕對ニ政治的ニ利用スペキモノニアラズト信ジマスガ、之ニ關スル所見如何、第二、假令在郷軍人會ニ於テ政治的決議ヲ爲ストモ、在郷軍人ノ總意ニアラズト信ジマスガ、之ニ對スル所見如何、第三、帝國在郷軍人會ハ其規約ニ「陸軍大臣及海軍大臣ノ監督ヲ受ク」トアリマスルガ、其集會ヲ政治的ニ利害冲突ノ後援者タル者ガ多イノデアリマス、換言スレバ在郷軍人ヘ、個々ノ人士



マス、歸スル所ハ、院内ニ於ケル言論ニ對シマシテハ、何人ニモ指圖ヲ受ケルモノデナ

イト云フ憲法ノ鐵則ニ對シマシテ、アナタ

ガ相當ナル注意ヲ拂ハレマシテ、院外ニ於

ケル斯様ナル、少クトモアナクノ監督ノ下

ニ於ケル團體ニ對シマシテハ、相當御考慮

アランコトヲ願ヒマスル爲ニ、前刻誤解セ

ラレテ居ル點モアリマスルカラ、更ニ此點

ヲ明カニ致シマス、他日ノ機會ニ於テ此點

ヲ明瞭ニ致シマス

○議長(秋田清君) 堀田海軍政務次官ハ發

言ヲ求メラレマスカ

○政府委員(伯爵堀田正恒君) 議長

〔工藤鐵男君「私ノモ併セテ御答辯願ヒ  
マス」ト呼フ〕

〔政府委員伯爵堀田正恒君登壇〕  
公務ノ爲ニ御伺ヒガ出來マセヌノデ、私カラ  
御答辯申上ゲマス、海軍ト致シマシテモ、  
只今陸軍大臣カラ御述ニナリマシタ通リデ  
ゴザイマス

○青木雷三郎君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本  
日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(秋田清君) 青木君提出ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 異議ナシト認メマス、  
仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ日程ハ

公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ  
午後六時十八分散會

散會

衆議院議事速記録第二十號中正誤

四五	一	段	行
四五三	一一	一六	誤
四五三	一一	三五	保有
四五三	二二	二〇	國家
四五四	二三	二二	輸送
四五四	四	弱	正
		百三十	物價
		前ト	前ト
		初爾	春爾

衆議院議事速記録第二十一號中正誤

四九〇	二	段	行
	七	選	誤
		選	正
			選舉

四百九〇頁二段八行ノ次ニ細線ヲ挿入

五百六頁三段二十六行ノ次ニ細線挿入

